

蕪崎市一般廃棄物処理基本計画

(令和6年度～令和15年度)

令和6年4月

蕪 崎 市

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の区域	3
第4節 計画の対象とする廃棄物	3
第5節 計画の期間	3
第6節 基本計画の体系	4
第2章 本市の概況	5
第1節 自然的特性	5
第2節 社会的特性	6
第3節 産業・土地利用特性	14
第3章 関係法令と関係計画	16
第1節 関係法令	16
第2節 国の関連計画・方針	17
第3節 山梨県の関連計画	19
第4節 山梨西部広域環境組合の関連計画	21
第5節 本市の関連計画	23
第4章 一般廃棄物処理事業の沿革	26
第5章 ごみ処理の現況	27
第1節 ごみ処理フロー	27
第2節 一般廃棄物の収集・運搬体制	29
第3節 ごみの排出量	34
第4節 ごみの中間処理	45
第5節 ごみ処理に係る費用及び収入	49
第6節 ごみの組成分析	55
第7節 広報手法	56
第6章 達成評価	57
第1節 一般廃棄物処理基本計画（H24）の数値目標の達成評価	57
第2節 達成評価	57
第3節 施策の検証	58
第4節 各計画の数値目標との比較	61
第7章 ごみ処理の課題	62
第1節 中間処理施設（ごみ処理場）広域化（移設）の課題	62

第2節	各計画等の目標達成の課題	63
第3節	収集・運搬体制の課題	64
第4節	ごみ処理費用の課題	65
第5節	その他の課題	65

《ごみ処理基本計画》

第8章	ごみ処理の基本方針	67
第1節	基本方針	67
第2節	基本方針に基づく施策の方向性	68
第9章	将来推計及び数値目標	71
第1節	将来計画収集人口及び将来ごみ排出量等の推計	71
第2節	数値目標の設定	73
第10章	基本計画	75
第1節	収集・運搬計画	75
第3節	中間処理計画	78
第4節	最終処分計画	79
第5節	その他ごみ処理に関し必要な事項	79
第11章	施策の展開	80
	【基本方針①】持続可能な一般廃棄物処理システムの構築	80
	【基本方針②】循環型社会の推進	83
	【基本方針③】社会変化に応じた市民サービスの提供	86

《生活排水処理基本計画》

第12章	生活排水処理基本計画	89
第1節	生活排水処理事業の沿革	89
第2節	し尿等の処理施設の概要	89
第3節	生活排水処理フロー	90
第4節	生活排水処理の現況	91
第5節	生活排水処理の課題	96
第6節	将来予測	96
第7節	生活排水処理の基本方針	99
第8節	達成目標	100
第9節	基本方針達成に向けた取り組み	101
第10節	大規模災害時の対策	102
第11節	基本計画	102

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の目的

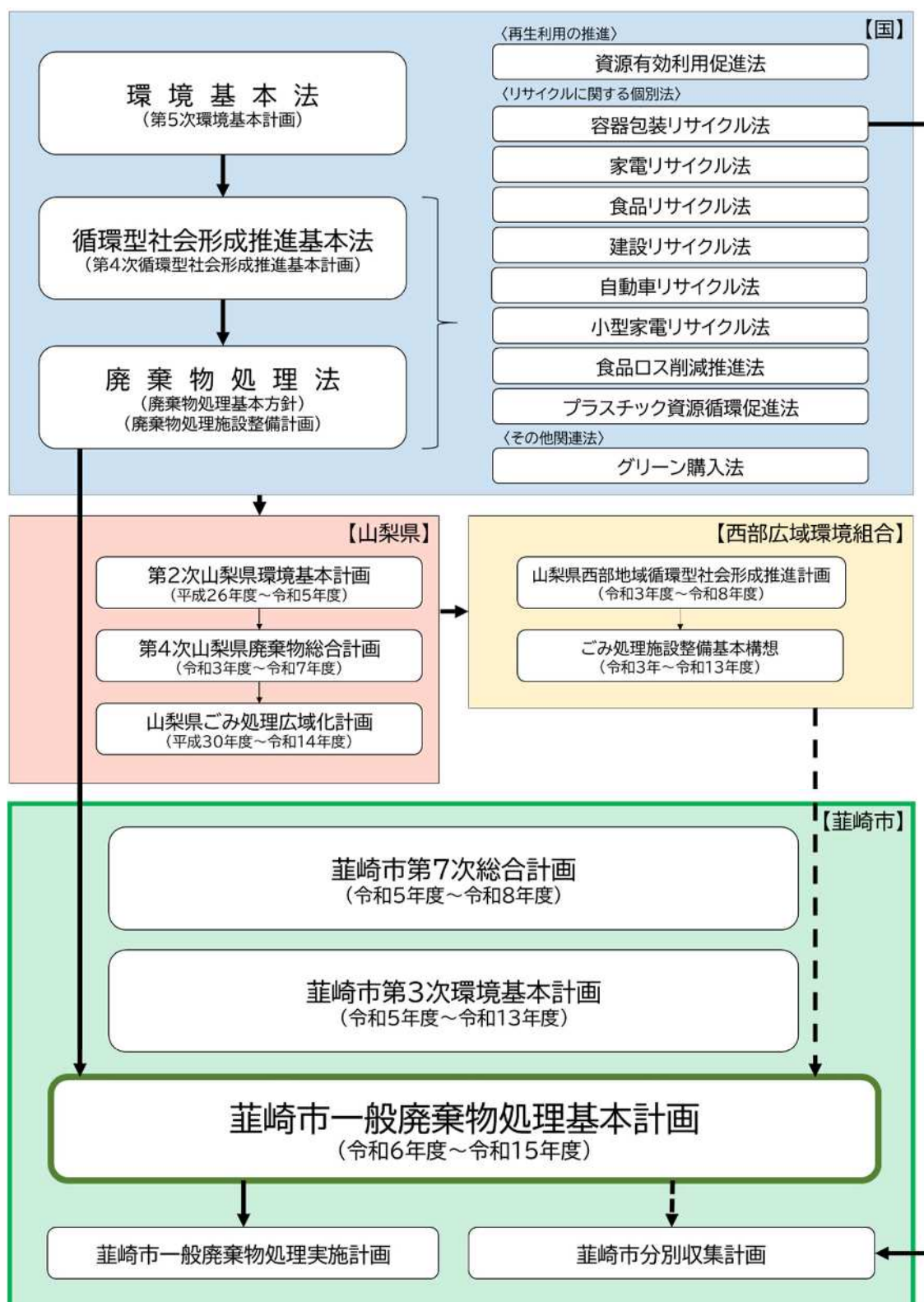
一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という）第6条第1項の規定に基づき、長期的な視点に立ち、区域内の一般廃棄物（ごみ及び生活排水）処理の基本方針を定めるものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画の位置づけを図表1-1に示します。

本計画は、国の各種法制度・方針・計画や県の計画等を参照し、実態に即した計画を策定します。

【図表 1-1】 本計画と周辺計画の体系



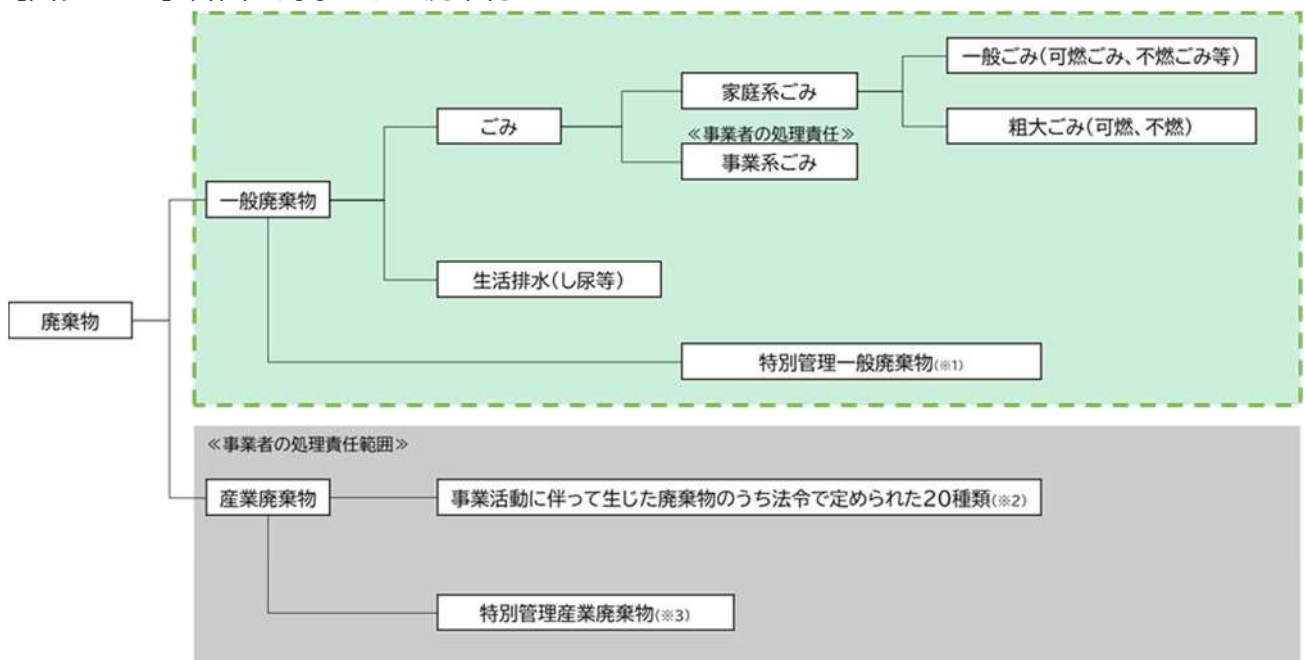
第3節 計画の区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とします。

第4節 計画の対象とする廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、「一般廃棄物（ごみ及び生活排水（し尿等）」）とします。

【図表1-2】計画の対象とする廃棄物



(※1)特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。(例PCB使用品、廃水銀等)

(※2)事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類。(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記、廃棄物を処分するために処理したもの。)

(※3)特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。(例PCB使用品、廃水銀等)

第5節 計画の期間

計画のサイクルを図表1-3に示します。

計画の期間は、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度の10年間とします。

令和13（2031）年4月に稼働予定である「新ごみ処理施設（以下、「西部広域ごみ処理場」という。）」に合わせ、一般廃棄物処理体制を更改する必要があるため、令和10（2028）年度に計画の見直しを行います。

また、関係法令や計画等の改正により本計画の大幅な見直しが必要になった場合、適宜計画の見直しを行います。

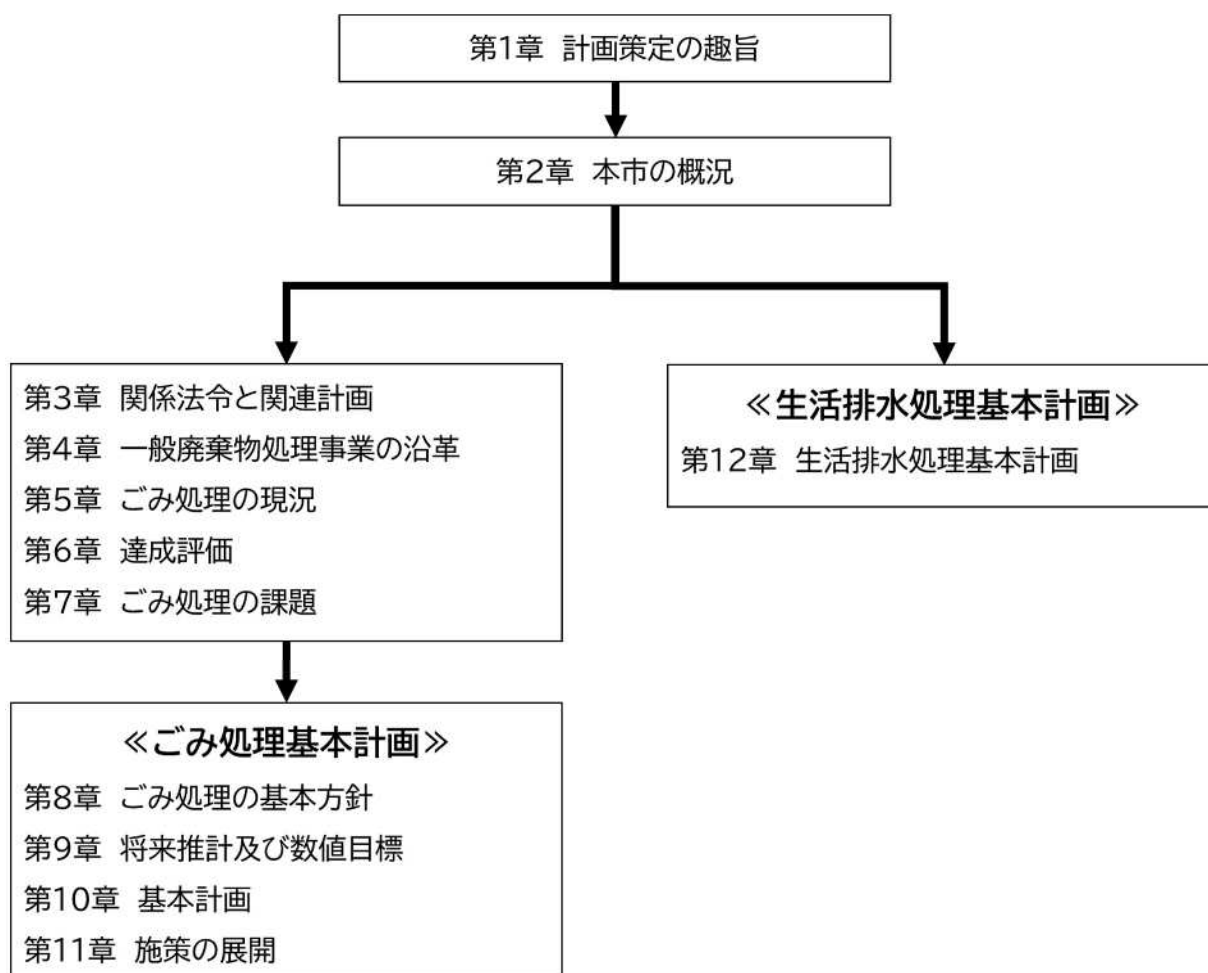
【図表1-3】計画のサイクル

年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年
項目	計画改定	計画初年度				計画見直し	体制移行期間		新ごみ処理施設稼働		計画最終年度

第6節 基本計画の体系

本計画の体系を図表1-4に示します。

【図表1-4】計画体系図



第2章 本市の概況

第1節 自然的特性

韮崎市は甲府盆地の北西部にあたる中北地域に位置し、北は北杜市、東は甲斐市、南は南アルプス市に接しています。

面積は143.69 km²で、山梨県全体の3.2%を占めています。標高は350m～750mの間にあり、自然立地条件等から、大きく、茅ヶ岳山麓地帯・中央平坦地帯・釜無川右岸地帯の3地区に分けられます。

市中心部には、七里岩と呼ばれる韮崎岩屑流という溶岩で作られた台地が伸びており、その西側には釜無川、東側には塩川が流れており、これにより削られた台地は高さ10m～40mほどの断崖を形成しています。

【図2-1】 韮崎市の位置



第2節 社会的特性

1. 人口

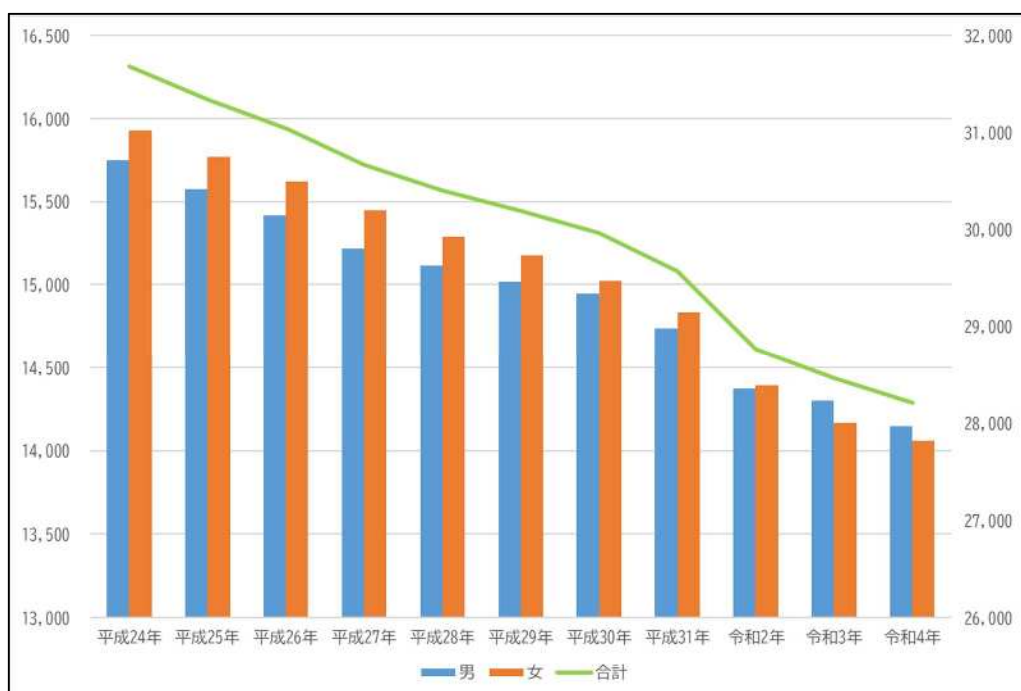
人口（住民基本台帳人口）の推移を図表2-2に示します。

人口は年々減少傾向にあります。令和5（2023）年度には28,205人となり、平成24（2012）年度比で3,474人、約11%減少しました。

【図表2-2】住民基本台帳人口の推移 (人)

年	男	女	合計	増減数 (H24年比)	増減率 (H24年比)
平成24年	15,749	15,930	31,679	0	100.00%
平成25年	15,573	15,769	31,342	▲ 337	98.94%
平成26年	15,416	15,623	31,039	▲ 640	97.98%
平成27年	15,219	15,449	30,668	▲ 1,011	96.81%
平成28年	15,114	15,290	30,404	▲ 1,275	95.98%
平成29年	15,016	15,175	30,191	▲ 1,488	95.30%
平成30年	14,945	15,021	29,966	▲ 1,713	94.59%
平成31年	14,736	14,832	29,568	▲ 2,111	93.34%
令和2年	14,519	14,605	29,124	▲ 2,555	91.93%
令和3年	14,370	14,394	28,764	▲ 2,915	90.80%
令和4年	14,299	14,165	28,464	▲ 3,215	89.85%
令和5年	14,145	14,060	28,205	▲ 3,474	89.03%

(住民基本台帳 (各年4月1日))



2. 世帯数

世帯数の推移を図表2-3に示します。

世帯数は、令和4（2022）年度に12,716世帯となり、平成24（2012）年度比で361世帯増加しました。

人口減少が減少しているなか世帯数が増えている事由としては、核家族化、一人世帯の増加、世帯分離等が考えられます。

【図表2-3】世帯数の推移

（世帯）

年	世帯数	増減数（H24年比）	増減率（H24年比）
平成24年	12,355	0	100.00%
平成25年	12,383	28	100.23%
平成26年	12,396	41	100.33%
平成27年	12,452	97	100.79%
平成28年	12,459	104	100.84%
平成29年	12,584	229	101.85%
平成30年	12,722	367	102.97%
平成31年	12,669	314	102.54%
令和2年	12,652	297	102.40%
令和3年	12,684	329	102.66%
令和4年	12,716	361	102.92%

（住民基本台帳）

3. 高齢者人口

高齢者の人口の推移を図表2-4に示します。

高齢者の人口は、令和4（2022）年度に8,936人となり、平成24（2012）年度比で1,600人増加しました。

【図2-4】高齢者人口の推移

（単位：人）

年／項目	65歳以上75歳未満	75歳以上	高齢者合計	人口	高齢者の割合	増減数（H24年比）	増減率（H24年比）
平成24年	3,547	3,789	7,336	31,679	23.16%	0	100.0%
平成25年	3,744	3,871	7,615	31,342	24.30%	279	103.8%
平成26年	3,913	3,950	7,863	31,039	25.33%	527	107.2%
平成27年	4,095	3,983	8,078	30,668	26.34%	742	110.1%
平成28年	4,262	4,013	8,275	30,404	27.22%	939	112.8%
平成29年	4,364	4,060	8,424	30,191	27.90%	1,088	114.8%
平成30年	4,460	4,177	8,637	29,966	28.82%	1,301	117.7%
平成31年	4,448	4,321	8,769	29,568	29.66%	1,433	119.5%
令和2年	4,453	4,375	8,828	29,124	30.31%	1,492	120.3%
令和3年	4,522	4,397	8,919	28,764	31.01%	1,583	121.6%
令和4年	4,484	4,452	8,936	28,464	31.39%	1,600	121.8%

（高齢者福祉基礎調査／住民基本台帳）

4. 高齢者世帯数

高齢者のみの世帯数の推移を図表2-5に示します。

高齢者のみの世帯数は、令和4（2022）年度に3,877世帯となっており、全世帯のうち約30%を占めています。高齢者のみの世帯数は、平成24（2012）年度比で2,045世帯増加しています。

【図表2-5】 高齢者世帯数

※世帯員が全員65歳以上

（世帯）

年／項目	高齢者夫婦世帯	ひとり暮らし数 (65歳以上75歳未満)	ひとり暮らし数 (75歳以上)	その他高齢者世帯	高齢者世帯※合計	全世帯のうち 高齢者世帯の割合	増減率 (H24年比)
平成24年	1,158	99	507	68	1,832	14.8%	100.0%
平成25年	1,215	132	501	82	1,930	15.6%	105.3%
平成26年	1,257	602	924	87	2,870	23.2%	156.7%
平成27年	1,311	712	1,142	92	3,257	26.2%	177.8%
平成28年	1,374	684	1,068	97	3,223	25.9%	175.9%
平成29年	1,427	714	1,108	105	3,354	26.7%	183.1%
平成30年	1,513	767	1,162	105	3,547	27.9%	193.6%
平成31年	1,547	788	1,204	110	3,649	28.8%	199.2%
令和2年	1,595	804	1,247	109	3,755	29.7%	205.0%
令和3年	1,626	831	1,276	106	3,839	30.3%	209.6%
令和4年	1,636	850	1,290	101	3,877	30.5%	211.6%

（高齢者福祉基礎調査／住民基本台帳）

5. 地区別人口

地区別人口の推移を図表2-6に示します。

令和4（2022）年度の各町の人口は、平成24年（2012）度と比較して、藤井町以外の全町で人口が減少しました。特に穴山町と円野町では20%以上の人口が減少しました。

6. 地区別世帯数

地区別世帯数の推移を図表2-7に示します。

令和4（2022）年度の各町の世帯数は、平成24（2012）年度と比較して、穴山町、円野町、清哲町以外の町は、同数以上の世帯数を維持しました。一方で穴山町、円野町、清哲町は世帯数が減少に転じ、特に穴山町、円野町では約10%の世帯数が減少しました。

【図表2-6】地区別人口の推移

(人)

町名	地区名	平成24年	平成27年	令和元年	令和4年	R4増減 (H24比)	R4増減比 (H24比)	
葦崎地区	上祖母石	190	183	175	163	▲ 27	85.8%	
	下祖母石	812	761	703	638	▲ 174	78.6%	
	一ツ谷	397	390	353	343	▲ 54	86.4%	
	水神一丁目	302	303	272	263	▲ 39	87.1%	
	水神二丁目	208	200	179	164	▲ 44	78.8%	
	本町一丁目	512	498	447	432	▲ 80	84.4%	
	本町二丁目	599	559	539	507	▲ 92	84.6%	
	本町三丁目	238	229	233	208	▲ 30	87.4%	
	本町四丁目	30	29	21	24	▲ 6	80.0%	
	中央町	244	227	209	211	▲ 33	86.5%	
	富士見ヶ丘一丁目	130	130	131	110	▲ 20	84.6%	
	富士見ヶ丘二丁目	262	266	265	266	4	101.5%	
	若宮一丁目	245	245	332	331	86	135.1%	
	若宮二丁目	275	280	296	289	14	105.1%	
	若宮三丁目	253	232	219	219	▲ 34	86.6%	
	富士見一丁目	249	255	256	250	1	100.4%	
	富士見二丁目	480	487	465	458	▲ 22	95.4%	
	富士見三丁目	413	376	419	449	36	108.7%	
	中島一丁目	586	658	647	583	▲ 3	99.5%	
	中島二丁目	221	220	230	205	▲ 16	92.8%	
	栄一丁目	145	154	151	76	▲ 69	52.4%	
	栄二丁目	14	15	17	13	▲ 1	92.9%	
	岩下	326	314	275	293	▲ 33	89.9%	
上ノ山	330	333	363	363	33	110.0%		
小計		7,461	7,344	7,197	6,858	▲ 603	91.9%	
穂坂町	宮久保	340	328	302	323	▲ 17	95.0%	
	飯米場	181	168	149	149	▲ 32	82.3%	
	鳥の小池	374	365	327	288	▲ 86	77.0%	
	上の原	144	143	130	120	▲ 24	83.3%	
	権現沢	72	63	61	62	▲ 10	86.1%	
	日之城	257	249	230	236	▲ 21	91.8%	
	三之蔵	106	100	82	78	▲ 28	73.6%	
	三ツ澤	488	440	416	393	▲ 95	80.5%	
	柳平	246	232	214	196	▲ 50	79.7%	
	上今井	155	155	133	144	▲ 11	92.9%	
	長久保	26	24	17	30	4	115.4%	
	原	115	112	97	88	▲ 27	76.5%	
	小計		2,504	2,379	2,158	2,107	▲ 397	84.1%
	藤井町	絵見堂	296	290	314	321	25	108.4%
鳥居		172	181	188	186	14	108.1%	
駒井		562	587	635	605	43	107.7%	
上野		280	264	258	241	▲ 39	86.1%	
北下条		1,335	1,271	1,212	1,234	▲ 101	92.4%	
南下条		449	494	506	508	59	113.1%	
相袋		491	480	528	497	6	101.2%	
蔵の前		543	514	539	555	12	102.2%	
道下		71	74	80	72	1	101.4%	
坂井		509	527	532	557	48	109.4%	
小計			4,708	4,682	4,792	4,776	68	101.4%
中田町	中条1区	304	312	290	289	▲ 15	95.1%	
	中条2区	471	459	427	410	▲ 61	87.0%	
	中条3区	163	153	138	142	▲ 21	87.1%	
	中条4区	192	184	178	172	▲ 20	89.6%	
	小田川15区	203	211	211	193	▲ 10	95.1%	
	小田川16区	226	213	185	183	▲ 43	81.0%	
	小計		1,559	1,532	1,429	1,389	▲ 170	89.1%
穴山町	石水	480	432	359	328	▲ 152	68.3%	
	伊藤窪	260	250	226	213	▲ 47	81.9%	
	夏目	273	257	252	228	▲ 45	83.5%	
	次第窪	428	408	374	356	▲ 72	83.2%	
	重久	113	106	97	83	▲ 30	73.5%	
	久保	79	87	83	84	5	106.3%	
	小計		1,633	1,540	1,391	1,292	▲ 341	79.1%

町名	地区名	平成24年	平成27年	令和元年	令和4年	R4増減 (H24比)	R4増減比 (H24比)	
円野町	上円井上	250	229	206	195	▲ 55	78.0%	
	上円井下	298	298	257	232	▲ 66	77.9%	
	下円井	254	234	202	173	▲ 81	68.1%	
	宇波円井	97	96	76	73	▲ 24	75.3%	
	入戸野	119	111	90	91	▲ 28	76.5%	
	小計	1,018	968	831	764	▲ 254	75.0%	
清哲町	折居	407	356	310	290	▲ 117	71.3%	
	青木上	215	211	192	183	▲ 32	85.1%	
	青木下	195	185	186	171	▲ 24	87.7%	
	中谷	203	195	190	166	▲ 37	81.8%	
	御杉	210	194	175	180	▲ 30	85.7%	
		小計	1,230	1,141	1,053	990	▲ 240	80.5%
神山町	武田	272	260	254	251	▲ 21	92.3%	
	北宮地	285	274	256	235	▲ 50	82.5%	
	鍋山	662	650	593	582	▲ 80	87.9%	
		小計	1,219	1,184	1,103	1,068	▲ 151	87.6%
旭町	北原	390	371	341	340	▲ 50	87.2%	
	山口	696	666	665	634	▲ 62	91.1%	
	鑄物師屋	310	298	268	253	▲ 57	81.6%	
	宮下	248	256	239	231	▲ 17	93.1%	
	小曾根	234	228	215	195	▲ 39	83.3%	
	鍛冶屋	601	574	539	512	▲ 89	85.2%	
	山寺	198	189	184	170	▲ 28	85.9%	
	竹の内	118	106	100	98	▲ 20	83.1%	
	久保	394	318	269	247	▲ 147	62.7%	
	湯舟	376	352	356	330	▲ 46	87.8%	
		小計	3,565	3,358	3,176	3,010	▲ 555	84.4%
	大草町	若尾	1,316	1,270	1,225	1,186	▲ 130	90.1%
		羽根	760	725	748	732	▲ 28	96.3%
		西割	488	461	455	434	▲ 54	88.9%
町屋		369	356	357	351	▲ 18	95.1%	
		小計	2,933	2,812	2,785	2,703	▲ 230	92.2%
龍岡町	若尾新田	1,112	1,052	1,129	1,087	▲ 25	97.8%	
	坂の上	1,014	981	927	876	▲ 138	86.4%	
	石宮	929	929	857	837	▲ 92	90.1%	
	真葛	282	280	274	255	▲ 27	90.4%	
	越道	512	486	466	452	▲ 60	88.3%	
		小計	3,849	3,728	3,653	3,507	▲ 342	91.1%
合計		31,679	30,668	29,568	28,464	▲ 3,215	89.9%	

(住民基本台帳)

【図表2-7】地区別世帯数の推移

(世帯)

町名	地区名	平成24年	平成27年	令和元年	令和4年	R4増減 (H24比)	R4増減比 (H24比)
葦崎地区	上祖母石	73	72	72	73	0	100.0%
	下祖母石	322	309	307	306	▲ 16	95.0%
	一ツ谷	161	163	149	152	▲ 9	94.4%
	水神一丁目	125	134	128	120	▲ 5	96.0%
	水神二丁目	90	88	85	78	▲ 12	86.7%
	本町一丁目	210	213	202	209	▲ 1	99.5%
	本町二丁目	252	248	260	254	2	100.8%
	本町三丁目	101	102	114	101	0	100.0%
	本町四丁目	11	10	9	9	▲ 2	81.8%
	中央町	118	115	105	112	▲ 6	94.9%
	富士見ヶ丘一丁目	47	49	50	45	▲ 2	95.7%
	富士見ヶ丘二丁目	99	101	103	104	5	105.1%
	若宮一丁目	125	125	158	166	41	132.8%
	若宮二丁目	114	123	133	136	22	119.3%
	若宮三丁目	107	99	99	103	▲ 4	96.3%
	富士見一丁目	111	123	126	133	22	119.8%
	富士見二丁目	208	222	222	232	24	111.5%
	富士見三丁目	176	166	190	199	23	113.1%
	中島一丁目	279	302	304	282	3	101.1%
	中島二丁目	93	95	108	104	11	111.8%
	栄一丁目	71	81	84	30	▲ 41	42.3%
	栄二丁目	6	6	7	7	1	116.7%
	岩下	122	125	117	136	14	111.5%
上ノ山	118	120	130	132	14	111.9%	
小計	3,139	3,191	3,262	3,223	84	102.7%	
穂坂町	宮久保	144	146	140	154	10	106.9%
	飯米場	65	66	63	66	1	101.5%
	鳥の小池	127	125	120	112	▲ 15	88.2%
	上の原	50	53	50	49	▲ 1	98.0%
	権現沢	26	25	25	28	2	107.7%
	日之城	97	97	98	106	9	109.3%
	三之蔵	48	50	43	43	▲ 5	89.6%
	三ツ澤	169	162	174	170	1	100.6%
	柳平	100	98	94	87	▲ 13	87.0%
	上今井	60	62	53	61	1	101.7%
	長久保	12	13	10	25	13	208.3%
	原	39	40	39	38	▲ 1	97.4%
	小計	937	937	909	939	2	100.2%
	藤井町	絵見堂	95	100	113	115	20
鳥居		59	65	71	70	11	118.6%
駒井		190	201	222	211	21	111.1%
上野		106	109	112	105	▲ 1	99.1%
北下条		528	515	533	552	24	104.5%
南下条		200	222	220	230	30	115.0%
相埜		184	190	209	207	23	112.5%
蔵の前		233	218	245	276	43	118.5%
道下		29	32	32	30	1	103.4%
坂井		180	200	222	240	60	133.3%
小計		1,804	1,852	1,979	2,036	232	112.9%
中田町		中条1区	119	128	128	125	6
	中条2区	184	187	183	181	▲ 3	98.4%
	中条3区	61	64	60	62	1	101.6%
	中条4区	73	74	72	73	0	100.0%
	小田川5区	75	82	83	77	2	102.7%
	小田川6区	83	81	76	79	▲ 4	95.2%
	小計	595	616	602	597	2	100.3%
穴山町	石水	172	167	145	143	▲ 29	83.1%
	伊藤窪	108	107	100	95	▲ 13	88.0%
	夏目	105	104	105	105	0	100.0%
	次第窪	220	219	199	197	▲ 23	89.5%
	重久	48	47	44	39	▲ 9	81.3%
	久保	32	36	36	41	9	128.1%
	小計	685	680	629	620	▲ 65	90.5%

町名	地区名	平成24年	平成27年	令和元年	令和4年	R4増減 (H24比)	R4増減比 (H24比)	
円野町	上円井上	104	95	92	96	▲ 8	92.3%	
	上円井下	119	119	108	108	▲ 11	90.8%	
	下円井	104	99	100	89	▲ 15	85.6%	
	宇波円井	44	42	37	37	▲ 7	84.1%	
	入戸野	46	43	36	41	▲ 5	89.1%	
清哲町	小計	417	398	373	371	▲ 46	89.0%	
	折居	140	131	125	121	▲ 19	86.4%	
	青木上	77	80	76	75	▲ 2	97.4%	
	青木下	73	71	73	71	▲ 2	97.3%	
	中谷	73	74	75	74	1	101.4%	
	御杉	85	82	80	82	▲ 3	96.5%	
	小計	448	438	429	423	▲ 25	94.4%	
	神山町	武田	103	103	105	106	3	102.9%
北宮地		111	109	104	108	▲ 3	97.3%	
鍋山		255	265	264	278	23	109.0%	
小計		469	477	473	492	23	104.9%	
旭町	北原	139	139	138	142	3	102.2%	
	山口	252	252	274	276	24	109.5%	
	鋳物師屋	102	103	107	105	3	102.9%	
	宮下	89	94	92	92	3	103.4%	
	小曾根	81	78	79	78	▲ 3	96.3%	
	鍛冶屋	220	215	215	213	▲ 7	96.8%	
	山寺	56	57	59	59	3	105.4%	
	竹の内	42	41	40	43	1	102.4%	
	久保	131	116	113	110	▲ 21	84.0%	
	湯舟	265	256	265	250	▲ 15	94.3%	
	小計	1,377	1,351	1,382	1,368	▲ 9	99.3%	
	大草町	若尾	503	501	519	520	17	103.4%
		羽根	257	256	284	292	35	113.6%
西割		175	172	182	181	6	103.4%	
町屋		121	124	134	135	14	111.6%	
小計		1,056	1,053	1,119	1,128	72	106.8%	
龍岡町		若尾新田	441	448	489	481	40	109.1%
	坂の上	357	362	362	368	11	103.1%	
	石宮	367	379	380	376	9	102.5%	
	真葛	91	99	104	112	21	123.1%	
	越道	172	171	177	182	10	105.8%	
	小計	1,428	1,459	1,512	1,519	91	106.4%	
	合計	12,355	12,452	12,669	12,716	361	102.9%	

(住民基本台帳)

7. 外国籍人口

市内の外国籍人口を図表2-8に示します。

外国籍人口のうち、東南アジア（フィリピン、ベトナム、タイ、インドネシア等）、南アメリカ（ブラジル、ペルー等）、東アジア（中国、韓国等）の人口が9割以上を占めています。

【図表2-8】外国籍人口（令和5（2023）年5月時点）

No.	国名	人数	主要言語
1	フィリピン	107	英語
2	ベトナム	105	ベトナム語
3	ブラジル	97	ポルトガル語
4	中国	96	中国語
5	韓国	30	韓国語
6	ペルー	28	スペイン語
7	タイ	23	タイ語
8	インドネシア	18	インドネシア語
9	台湾	18	中国語
10	ミャンマー	14	ミャンマー語
11	ネパール	10	
12	米国	10	
13	パキスタン	8	
14	スリランカ	4	
15	イラン	3	
16	スペイン	2	
17	バングラデシュ	2	
18	マレーシア	2	
19	アイルランド	1	
20	エジプト	1	
21	オーストラリア	1	
22	カナダ	1	
23	フィンランド	1	
24	フランス	1	
	合計	583	

（住民基本台帳）

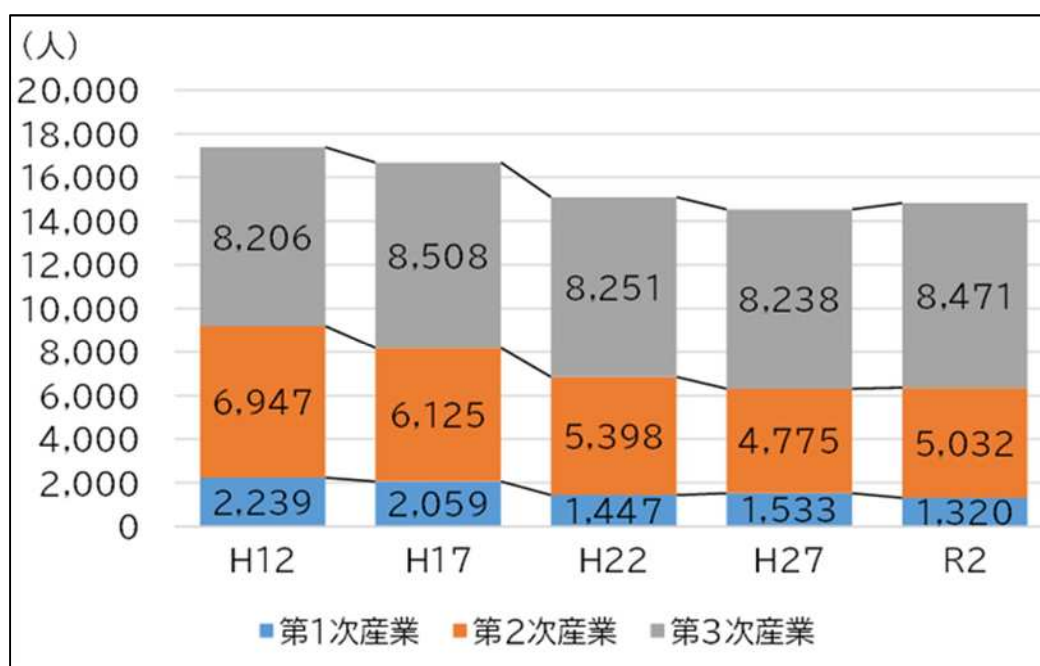
第3節 産業・土地利用特性

1. 業別就業者数

本市の産業別就業者数は、令和2（2020）年10月時点で、第1次産業が1,320人、第2次産業が5,032人、第3次産業が8,471人となっています。

就業者数は平成17（2005）年までは減少傾向にありましたが、令和2（2020）年には第2次、第3次産業就業者が増加し、総就業者数も増加しています。

【図表2-9】産業別就業者の推移



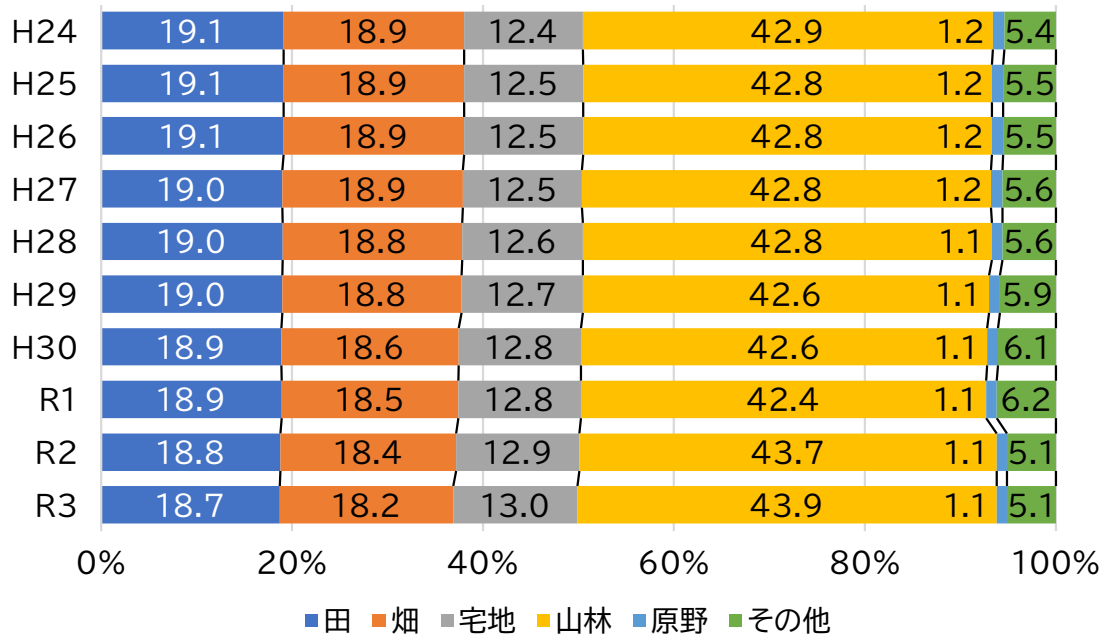
(国勢調査/韮崎市第3次環境基本計画)

2. 土地の利用状況（都市計画）

地目別土地面積割合の推移は、田、畑がわずかに減少し、宅地、山林の割合は増加傾向にあります。

令和3（2021）年の割合は山林が最も多く43.9%であり、田が18.7%、畑が18.2%、宅地が13.0%、原野が1.1%となっています。

【図表2-10】地目別土地利用割合



（市政ダイジェスト/韮崎市第3次環境基本計画）

第3章 関係法令と関係計画

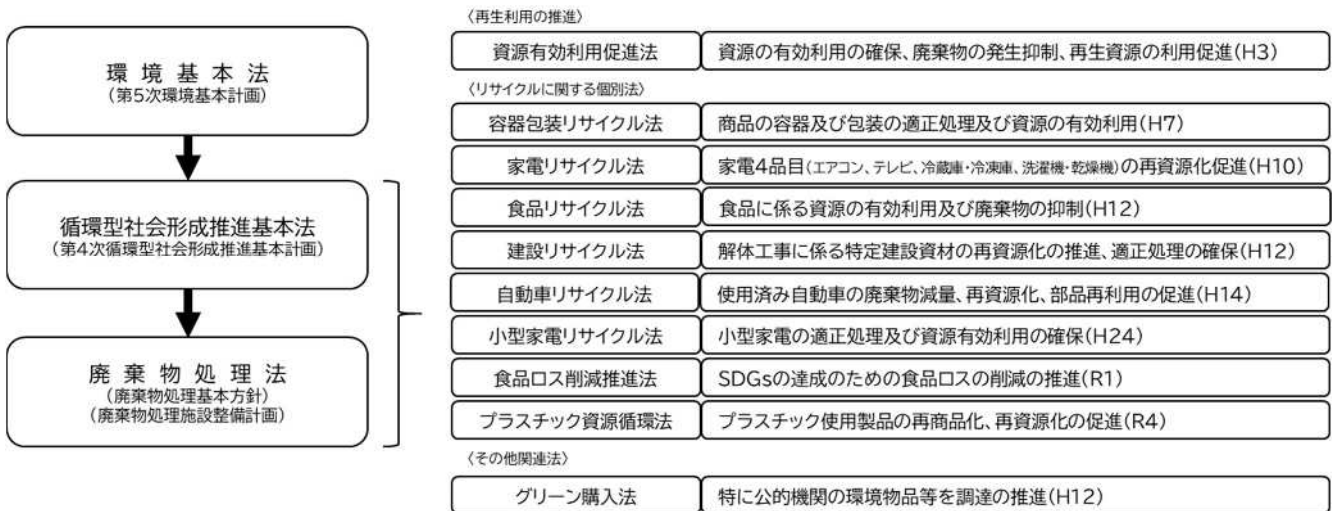
第1節 関係法令

国は、平成13（2001）年に「循環型社会形成推進基本法」を施行しました。

その後、循環型社会形成推進基本法に基づき、廃棄物処理法の改正やリサイクル関連法等を制定し、廃棄物処理体制の整備や3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進により循環型社会の構築を推進しています。

法体系の全体イメージを図表3-1に示します。

【図表3-1】循環型社会形成の法体系



第2節 国の関連計画・方針

1. 第4次循環型社会形成推進基本計画

国は「循環型社会形成推進基本法」に基づき、「第4次循環型社会形成推進基本計画（H30.6）（以下、「循環型社会推進計画」という。）」を策定しました。

循環型社会推進計画は、「①持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「②地域循環共生圏による地域活性化」、「③ライフサイクル全体での資源循環の徹底」、「④適正処理の推進と環境再生」、「⑤万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「⑥適正な国際資源循環体制の構築」、「⑦循環分野における基盤整備」の7つの方向性において目指すべき将来像を描き、バックカスティング的に数値目標を設定し、循環型社会の形成を推進する計画です。

循環型社会推進計画における市町村の役割として、「①住民の生活に密着して、地域における循環型社会を形成していく上で中核的な役割」及び「②廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施や各主体間のコーディネーター」を担うことが期待されています。

循環型社会推進計画における、一般廃棄物関係の数値目標は図表3-2のとおりです。

【図表3-2】第4次循環型社会形成推進基本計画の数値目標

指標	数値目標	目標年次	備考
出口側の循環利用率	約28%	2025年度	循環利用量÷廃棄物等発生量
1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人/日	2025年度	
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	約440g/人/日	2025年度	廃棄物処理基本方針
事業系ごみの排出量	約1,100万t	2025年度	
家庭系食品ロス量	2000年度の半減	2030年度	
事業系食品ロス量	食品リサイクル法の基本方針において設定		

（第4次循環型社会形成推進基本計画（H30.6））

2. 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施設の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施設の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（R5.6）（以下、「廃棄物処理基本方針」という。）」は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルの見直しを行い、天然資源の消費の抑制や環境への負荷をできる限り低減する循環型社会への転換を推進するために策定された方針です。

廃棄物処理基本方針において、市町村は、「①一般廃棄物の適正な循環利用」、「②中間処理及び最終処分の確保」の役割が求められています。

廃棄物処理基本方針における、一般廃棄物関係の数値目標は図表3-3のとおりです。

【図表3-3】 廃棄物処理基本方針の数値目標

指標	数値目標	目標年次	備考
出口側の循環利用率	約28%	2027年度	循環利用量÷廃棄物等発生量
一般廃棄物の減量化の目標量	平成24年度比で約16%削減	2025年度	
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	約440g/人/日	2025年度	
家電リサイクル法対象機器の回収体制構築	100%（市町村）		小売業者が引取義務を負わない機器が対象
使用済小型電子機器等の再生のための回収	80%（市町村）		

（廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施設の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（R5.6））

3. 廃棄物処理施設整備計画

「廃棄物処理施設整備計画（R5.6）（以下、「施設整備計画」という。）」は、廃棄物処理法第5条の3第1項の規定に基づき、廃棄物処理基本方針に即した廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るための計画です。

施設整備計画は、「循環型社会の推進」、「持続可能な適正処理の確保」、「脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築」を基本理念としています。

市町村は、「①廃棄物処理施設の広域化や集約化」、「②一般廃棄物処理計画に基づく一般廃棄物の適切な処理」、「③3Rの推進と資源循環の強化」、「④一般廃棄物処理負担の公平化及び意識改革のための有料化の更なる推進」、「⑤災害時の円滑な災害廃棄物処理体制の構築」の役割が求められています。

設備整備計画における、一般廃棄物関係の数値目標は図表3-4のとおりです。

【図表3-4】 廃棄物処理施設整備計画の数値目標

指標	数値目標	目標年次	備考
出口側の循環利用率	28%	2027年度	循環利用量÷廃棄物等発生量
一般廃棄物最終処分場の残余年数	2020年度の水準維持	2027年度	
ごみ焼却施設の発電効率の平均値	22%	2027年度	
廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合	46%	2027年度	

（廃棄物処理施設整備計画（R5.6））

第3節 山梨県の関連計画

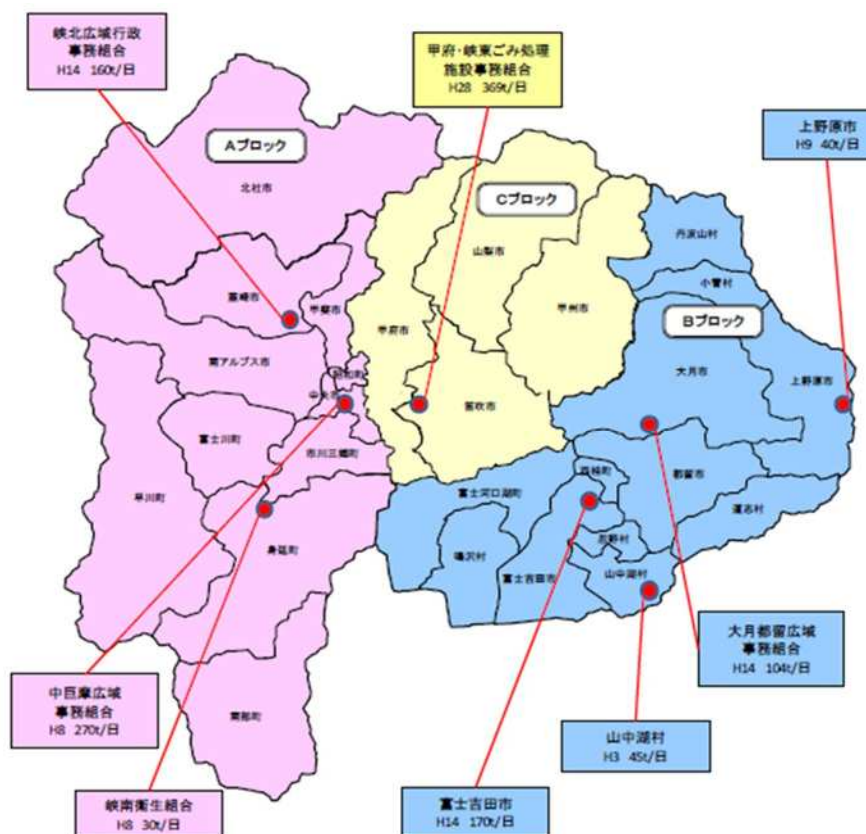
1. 山梨県ごみ処理広域化計画

県は国が定める施設整備計画を受け、「山梨県ごみ処理広域化計画（H30.3）（以下、「広域化計画」という。）」を策定しました。

広域化計画において、県内をA～Cブロックの3つに区分し、令和14（2032）年度までに、県内8つの中間処理施設を3つの施設に集約することが示されました。

本市はAブロックに位置し、峡北広域事務組合（エコパークたつおか）、中巨摩広域事務組合、峡南衛生組合が担っていた11市町（韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町）のごみの中間処理機能を統合することとなりました。

【図表3-5】中間処理施設広域化ブロック図



(山梨県ごみ処理広域化計画 (H30.3))

2. 第4次山梨県廃棄物総合計画

県は、廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理の推進などの廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進するため、「第4次山梨県廃棄物総合計画（R3.3）（以下、「県廃棄物総合計画」という。）」を策定しました。

県廃棄物総合計画では、「①廃棄物の抑制」、「②廃棄物の不適正処理の防止」、「③廃棄物の循環的利用（再使用、再利用、熱回収）の促進」、「④廃棄物の適正処分」を基本方針とし、プラスチック類廃棄物の抑制を特徴づけた計画となっています。

県廃棄物総合計画における、一般廃棄物の数値目標は図表3-6のとおりです。

【図表3-6】第4次山梨県廃棄物総合計画の数値目標

指標	(単位)	平成30年度	令和7年度 (目標値)	増減量	増減
排出量(全体)	千トン	299	266	▲33	-11.0%
排出量(生活系ごみ)	千トン	205	182	▲23	-11.0%
排出量(事業系ごみ)	千トン	86	77	▲9	-10.7%
排出量(集団回収)	千トン	8	7	▲1	-14.4%
再生利用率	%	17	25	8	8.0ポイント
1人1日当たりの家庭ごみの排出量	g	590	468	▲122	-20.7%
最終処分量	千トン	19	16	▲3	-16.7%
最終処分率	%	6.5	6.1	▲0	-0.4ポイント

(第4次山梨県廃棄物総合計画 (R3.3))

第4節 山梨西部広域環境組合の関連計画

1. 山梨県西部地域循環型社会形成推進地域計画

「山梨県西部地域循環型社会形成推進地域計画（R2.12）（以下、「西部地域計画」という。）」において、11市町（韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町）のごみの中間処理機能を山梨西部広域環境組合（以下、「西部組合」という。）に集約すること、また、西部広域ごみ処理場を中央市浅利地区に建設し、令和13（2031）年度から供用開始することが示されました。

【図表3-7】山梨西部広域環境組合の概要

分類	項目		概要	備考
構成市町現況	構成市町	市町	11市町	
	総面積	km ²	2,183	
	人口（R2.2時点）	人	324,219	令和2年2月末時点
	一般廃棄物排出量（合計）	t	102,752	令和元年度基準
	一般廃棄物排出量（事業系）	t	25,237	令和元年度基準
	一般廃棄物排出量（生活系）	t	77,515	令和元年度基準
	直接資源化量	t	9,899	令和元年度基準
	資源化率	%	9.6	令和元年度基準
施設	ごみ焼却施設	-	処理能力318 t / 1日	竣工予定R13.4
	粗大ごみ処理施設	-	処理能力20 t / 1日	竣工予定R13.4

（山梨西部地域循環型社会形成推進地域計画（R2.12））

西部地域計画に記載されている、本市が実施すべき主な取組内容は図表3-8に示すとおりです。また、本市が達成すべき数値目標は図表3-9のとおりです。

【図表3-8】取組内容

発生抑制、再使用の推進に関するもの	処理体制構築・変更に関するもの	その他
① 家庭系ごみの有料化 ② マイバック運動・レジ袋対策 ③ 環境教育・意識啓発 ④ 事業系ごみの減量、資源化	① 家庭系ごみの処理体制の検討 ② 事業系ごみの処理体制の検討	① 災害時の廃棄物処理に関する事項 ② 不法投棄対策

（山梨西部地域循環型社会形成推進地域計画（R2.12））

【図表3-9】山梨県西部地域循環型社会形成推進地域計画の数値目標

分類	指標	(単位)	令和元年度	小計	令和8年度(目標値)	小計	増減量	増減量
廃棄物	可燃ごみ	t	5,858	6,465	5,362	5,920	▲ 496	▲ 545
	不燃ごみ	t	419		383		▲ 36	
	可燃性粗大ごみ	t	110		100		▲ 10	
	不燃性粗大ごみ	t	68		63		▲ 5	
	乾電池・、蛍光管	t	10		12		2	
資源物	かん・びん	t	62	655	55	597	▲ 7	▲ 58
	紙・布類	t	571		524		▲ 47	
	プラスチック類	t	22		18		▲ 4	

(山梨県西部地域循環型社会形成推進地域計画 (R2.12))

2. ごみ処理施設整備基本構想

「ごみ処理施設整備基本構想 (R3.3) (以下、「施設構想」という。)」は、西部広域ごみ処理場の整備方針及び西部組合と構成市町との役割分担に関して、基本的な方向性が示されています。

施設構想では、「①ごみを安全かつ安定的に処理できる施設」、「②適切な環境保全対策を講じた施設」、「③エネルギーの有効利用と資源循環に優れた施設」、「④経済性に優れた施設」、「⑤地域住民に開かれた施設」の5つを基本方針としています。

処理の対象ごみ及び処理主体は、図表3-10のとおりです。

また、基本構想段階の検討課題として、「運搬車両の標準化」、「中継施設の検討」、「災害廃棄物への対応」が示されました。

【図表3-10】処理対象及び処理主体

対象ごみ	処理施設	処理主体
可燃ごみ	新たに整備するごみ焼却施設	山梨西部広域環境組合
不燃ごみ	新たに整備する不燃ごみ処理施設	山梨西部広域環境組合
粗大ごみ	新たに整備する粗大ごみ処理施設	山梨西部広域環境組合
有害ごみ・危険ごみ	新たに整備するストックヤード	山梨西部広域環境組合
資源ごみ	民間事業者	構成市町

(ごみ処理施設整備基本構想 (R3.3))

第5節 本市の関連計画

1. 蕪崎市第7次総合計画

市は、「すべての人が輝き 幸せを創造するふるさと にらさき～チーム蕪崎で活力あるまちづくり～」を目指すべき将来像とし、その実現のため7つのまちづくりの基本方向を設定し、「蕪崎市第7次総合計画」を定めました。

廃棄物処理については、基本方向の1つである「美しいふるさとを誇れるまちづくり」のうち「ゼロカーボンシティの実現」に位置付けられています。

計画に記載されている主な取組内容は図表3-11、数値目標は図表3-12のとおりです。

計画期間は、令和5（2023）年度から令和8（2026）年度までの4年間です。

【図表3-11】蕪崎市第7次総合計画_施策25 ゼロカーボンシティの実現（取組抜粋）

ごみ減量化について	ごみの資源化について	その他
① ごみステーションの適正な管理 ② 生ごみの減量化 ③ 事業系ごみへの指導強化 ④ 食品ロス削減 ⑤ イベント時のごみの減量化 ⑥ 処理費用等のごみ処理に関する広報の推進 ⑦ ごみ袋の見直し	① 3R+リニューアブルの推進 ② 資源物の排出方法の周知 ③ ミックス紙回収の推進	① プラスチック資源循環の促進 ② 災害廃棄物の円滑処理

（蕪崎市第7次総合計画後期基本計画（R5.3））

【図表3-12】蕪崎市第7次総合計画_施策25 ゼロカーボンシティの実現（数値目標）

指標	(単位)	2021年度	2026年度(目標値)	増減量
市民1人当たりのごみ排出量	g	548	520	▲ 28
資源ごみ収集量	t	595	680	85
ごみの再生利用率	%	10.7	11	0.3
プラスチック回収量	t	-	47	-

（蕪崎市第7次総合計画後期基本計画（R5.3））

2. 蕪崎市第3次環境基本計画

市は、「自然と共生する持続可能な美しいふるさと」を理想とする環境像と定め、その実現のため「①自然環境の保全」、「②生活環境の保全」、「③循環型社会の構築」、「④地球環境の保全の推進」、「⑤環境問題への地域の取組みの推進」の5つの基本目標を掲げ、「蕪崎市第3次環境基本計画（以下、「市環境基本計画」という。）」を策定しました。

廃棄物処理は、「③循環型社会の構築」に位置付けられています。

市環境基本計画に記載されている主な取組内容は図表3-13、数値目標は図表3-14のとおりです。

計画期間は、令和5（2023）年度から令和13（2031）年度までの9年間です。

【図表3-13】 蕪崎市第3次環境基本計画の取組内容（抜粋）

3-1ごみの発生抑制	3-2リサイクルの推進
① 廃棄物減量化の推進	① ごみの分別収集の推進
② 生ごみの減量化	② 廃食油の回収・BDF化の推進
③ 分別収集計画の推進	③ 常時回収可能な拠点リサイクル会場の設置
④ グリーン購入の推進	④ 3R+1活動の周知啓発
⑤ 食品ロス削減の推進	⑤ リサイクル活動への支援
⑥ 一般廃棄物処理基本計画の推進	⑥ 小型家電リサイクルの推進
⑦ 産業廃棄物の適正処理	⑦ プラスチックリサイクルの推進
⑧ 建築廃棄物の発生抑制	
⑨ バイオマス資源の利活用	
⑩ 公共下水道及び合併処理浄化槽の適正管理	
⑪ 海洋プラスチックごみの削減	

（蕪崎市第3次環境基本計画（R5.4））

【図表3-14】 蕪崎市第3次環境基本計画の数値目標（抜粋）

指標	(単位)	令和4年度	令和13年度（目標値）	増減量
ごみ排出量	t	5,757	4,925	▲ 832
市民1人当たりのごみ排出量	g	554	520	▲ 34
資源ごみ収集量	t	595	655	60
プラスチック回収量	t	-	60	-
ごみの再生利用率	%	15.2	20	4.8

（蕪崎市第3次環境基本計画（R5.4））

3. 自治会改革提言書

本市の自治会加入率は低下傾向にあります。

将来、地方自治において重要な役割を担う自治会が継続困難となり、衰退に向かう可能性が高いことから現況把握と改革案について検討するため、令和3（2021）年度に蕪崎市自治会改革検討委員会が設置されました。

蕪崎市自治会改革検討委員会は、市に対して「自治会改革に関する提言書（R5.3）」を提出し、自治会の改革を求めました。具体的な提言については、図表3-15に示すとおりです。

【図表3-15】自治会改革提言内容

項	提 言 概 要
1	区長等役員の負担軽減を図る業務内容のスリム化
具体的内容	(1) 役職・依頼事項等の見直し ① 活動内容の必要性の確認 ② 地域の実情・特性に合わせた定数の見直し ③ 自治会以外の各種団体への依頼や委託等の代替案の検討 ④ 地区への依頼事項や依頼方法のルール化 ⑤ 通知等の一括郵送や回答文書の一括化 (2) 会議の見直し ① 日中会議から現役世代が参加しやすい夜間会議への変更 ② 託児サービス等の検討 ③ ICTを活用して、対面会議とWeb会議のハイブリット開催の検討 ④ コロナ禍において中止して問題がなかった会議の廃止検討 (3) 自治会と行政の窓口の簡略化（市の機能強化） ① 各種手続きの簡素化 ② 多様化、複雑化した地域課題へ対応できるよう職員能力の向上 ③ 行政窓口においての自治会の相談機能の強化 (4) ICTの活用 ① ICTを活用した情報共有等の効率化・迅速化 ② ①を利活用するためのハードの整備 ③ 情報格差が出ないようにソフト面の支援策実施
2	役員等への女性や若い世代等幅広い層の登用
具体的内容	(1) 女性や若い世代等幅広い層の役員選出を促進する自治会の取組み ① 女性役員の定数化 ② 任期の短縮 ③ マニュアル作成 ④ 年齢枠の撤廃 (2) モデル地区づくり
3	自治会活性化に向けた運営や活動の見直し
具体的内容	(1) 地域ごとに将来を考える運営検討会議の立ち上げ (2) 誰もが役を担える手引き、サポート体制づくり ① 誰でも担えるような手引き作成 ② 役員OBによるサポーター制度 (3) 新たな地域活動の担い手の受け皿づくり ① 地区での新たな活動に対する受け皿づくり ② 新たな活動に対する支援 (4) 地域の学び直しの場づくり、広報の充実 ① 地域を変えていきたい人に対する支援（講義、カリキュラムの整備） ② 世代・性別を超えた伴奏型の支援体制の整備 ③ 情報発信の強化

(自治会改革提言書 (R5.3))

第4章 一般廃棄物処理事業の沿革

本市のごみ処理事業の沿革は、図表4-1のとおりです。

【図表4-1】ごみ処理事業の沿革

年	内 容
昭和32年	三輪自動車で葦崎町だけごみ収集をはじめ
昭和33年	釜無川原にごみ処理場を建設
昭和34年	上記ごみ処理場が台風で流される
昭和35年	塩川の穂坂橋際焼却炉を建設
昭和45年	ごみ処理施設建設
昭和47年	葦崎市外十町村環境衛生組合設立
昭和48年	燃えないごみ処理施設建設
昭和57年	峡北広域行政事務組合設立、焼却施設竣工
昭和58年	不燃ごみ処理施設竣工
平成4年	資源ごみ（新聞紙、ダンボール、雑誌、コピー用紙等）分別収集開始
平成10年	資源ごみ（ビン類、ペットボトル）分別収集開始
平成12年	資源ごみ（アルミ缶、スチール缶、白色トレイ、ミックス紙）分別収集開始
平成15年	エコパークたつおか 可燃処理施設竣工
平成18年	エコパークたつおか 不燃処理施設竣工
平成26年	資源ごみ（食用廃油、OA紙（庁舎のみ））分別収集開始
平成29年	11市町でごみ処理施設の1施設集約について基本合意を締結
令和2年	山梨西部広域環境組合設立
令和4年	資源ごみ（プラスチック類）の収集開始

第5章 ごみ処理の現況

第1節 ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図表5-1に示します。

可燃ごみ及び可燃粗大ごみは、エコパークたつおかの「可燃ごみ溶解施設」で溶解処理をします。

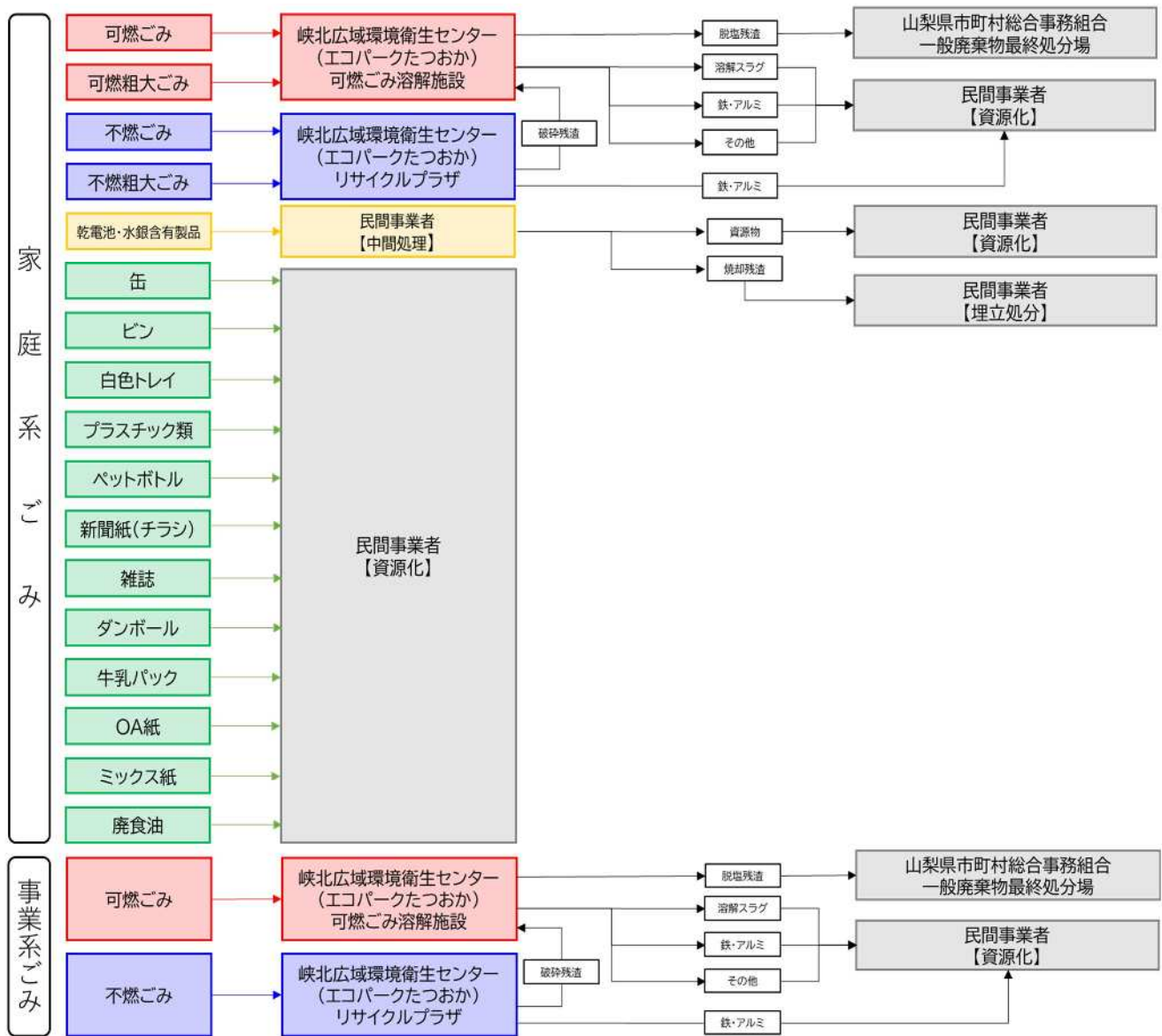
溶解処理後、脱塩残渣・溶解スラグ・鉄・その他残渣に分別され、脱塩残渣及び一部スラグは埋立処分し、溶解スラグ・鉄・その他残渣は資源として再利用します。

不燃ごみ及び不燃粗大ごみは、エコパークたつおかの「リサイクルプラザ」で処理を行います。

分別処理を行い、小型家電・鉄・アルミ等は資源として再利用し、残りの破碎残渣は可燃ごみ溶解施設で溶解処理し、最大限に最終処分（埋立）しないように処理をしています。

資源ごみは、家庭からリサイクル会場へ排出する際に分別され、資源ごとに資源化処理を行います。

【図表5-1 ごみ処理フロー】

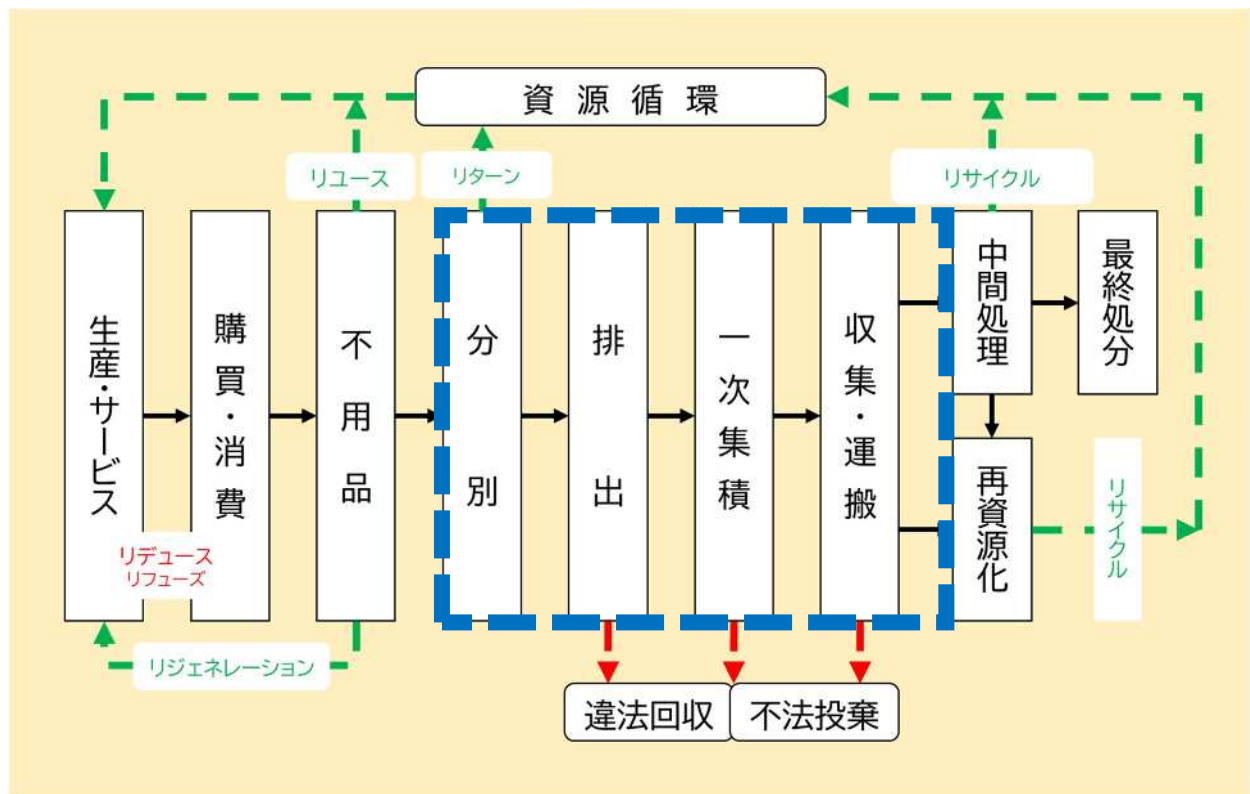


第2節 一般廃棄物の収集・運搬体制

1. 一般廃棄物の収集・運搬体制

一般廃棄物の収集・運搬体制は、廃棄物の分別から中間処理・再資源化までを実施する体制（図表5-2 青枠内）とします。

【図表5-2】一般廃棄物処理システムのうち収集・運搬体制



2. 家庭系ごみの分別・排出方法

家庭系ごみの分別・排出方法を図表5-3に示します。

分別・排出方法は、各地区のごみステーション・リサイクル会場と地区以外の集積所（エコパークつつおか、葦崎市役所等）で相違があります。

【図表5-3 家庭ごみの分別・排出方法】

■ 地区ごみステーション/地区リサイクル会場

分類	種別	排出方法	収集頻度	一時集積方式	収集品目
燃える	可燃ごみ	市指定ごみ袋	週2回	ステーション方式	生ごみ、紙製品、衣類 等
	可燃粗大ごみ	そのまま	年6回	ステーション方式	木製棚、机、ふとん、枝 等
燃えない	不燃ごみ	市指定ごみ袋	月2回	ステーション方式	ガラス製品、陶器、包丁 等
	不燃粗大ごみ	そのまま	年6回	ステーション方式	家電製品、金属製家具 等
有害	乾電池・水銀含有製品	コンテナ	年2回	ステーション方式	乾電池、蛍光灯、鏡、水銀体温計 等
資源	缶	網袋	月1回	リサイクル会場	飲料用アルミ缶、飲料用スチール缶
	ビン	コンテナ	月1回	リサイクル会場	飲料用ビン（ふたは除く）
	白色トレイ	網袋	月1回	リサイクル会場	白色トレイ
	プラスチック類	網袋	月1回	リサイクル会場	プラスチック製品
	ペットボトル	網袋	月1回	リサイクル会場	飲料用ペットボトル
	新聞（チラシ）	ひも束	月1回	リサイクル会場	新聞・チラシ
	雑誌	ひも束	月1回	リサイクル会場	雑誌、本、辞典 等
	ダンボール	ひも束	月1回	リサイクル会場	ダンボール
	牛乳パック	ひも束	月1回	リサイクル会場	牛乳パック、飲料用紙パック
	ミックス紙	紙袋	月1回	リサイクル会場	紙箱、紙ファイル、封筒、はがき 等
	廃食油	ドラム缶	月1回	リサイクル会場	食用油

■ 地区以外

分類	種別	排出方法	収集頻度	一次集積方式	収集品目
燃える	可燃ごみ	市指定ごみ袋 (自己搬入)	月1回	エコパークたつおか	生ごみ、紙製品、衣類 等
	可燃粗大ごみ	そのまま (自己搬入)	月1回	エコパークたつおか	木製棚、机、ふとん、枝 等
燃えない	不燃ごみ	市指定ごみ袋 (自己搬入)	月1回	エコパークたつおか	ガラス製品、陶器、包丁 等
	不燃粗大ごみ	そのまま (自己搬入)	月1回	エコパークたつおか	家電製品、金属製家具 等
有害	乾電池・ 水銀含有製品	ドラム缶	毎日	葦崎市役所	乾電池、蛍光灯、鏡、水銀体温計 等
資源	缶	網袋	毎日 (土曜日)	葦崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	飲料用アルミ缶、飲料用スチール缶
	ビン	コンテナ	毎日 (土曜日)	葦崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	飲料用ビン (ふたは除く)
	白色トレイ	網袋	毎日 (土曜日)	葦崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	白色トレイ
	プラスチック類	網袋	毎日 (土曜日)	葦崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	プラスチック製品
	ペットボトル	網袋	毎日 (土曜日)	葦崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	飲料用ペットボトル
	新聞(チラシ)	ひも束	毎日 (土曜日)	葦崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	新聞・チラシ
	雑誌	ひも束	毎日 (土曜日)	葦崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	雑誌、本、辞典 等
	ダンボール	ひも束	毎日 (土曜日)	葦崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	ダンボール
	牛乳パック	ひも束	毎日 (土曜日)	葦崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	牛乳パック、飲料用紙パック
	ミックス紙	紙袋	毎日 (土曜日)	葦崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	紙箱、紙ファイル、封筒、はがき 等
	廃食油	ドラム缶	毎日 (土曜日)	葦崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	食用油
	家電リサイクル品	そのまま	年2回	葦崎市役所	テレビ、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン

3. 家庭ごみの一次集積

家庭ごみの一次集積は、主に地区ステーション及び地区リサイクル会場で行います。

地区ステーション及び地区リサイクル会場は、各自治会が設置・管理しています。また、アパート等の集合住宅の場合、不動産会社等の管理会社が管理しています。

ごみステーションの設置数を図表5-4に示します。

現在、地区ステーションが 388 箇所、地区リサイクル会場 101 箇所あり、地区ステーションは増加傾向にあります。

ごみステーション及びリサイクル会場の管理ルールは各自治会で設定しているため、地域の特性に応じて相違があります。また、本市ではごみステーションやリサイクル会場の適正管理や分別精度を高めるため、自治会ごとに環境衛生指導員を委嘱しています。

そのほか、韮崎市役所では毎日有害ごみ・資源ごみを、年2回家電リサイクル品を一次集積しています。また、龍岡公民館グラウンドでは毎週土曜日に資源ごみを一次集積しています。

【図表5-4】地区ステーション・地区リサイクル会場の設置数

分類 単位	地区ステーション (箇所)			地区リサイクル会場 (箇所)
	町名	平成22年	令和5年	増減
韮崎町	164	175	11	21
穂坂町	28	29	1	13
藤井町	33	43	10	12
中田町	10	11	1	3
穴山町	17	18	1	8
円野町	9	9	0	8
清哲町	12	12	0	5
神山町	15	17	2	3
旭町	22	25	3	14
大草町	20	21	1	6
龍岡町	27	28	1	8
合計	357	388	31	101

4. 家庭系ごみの収集・運搬

本市では、家庭系ごみの収集・運搬を収集運搬事業者へ委託をしております。

収集・運搬は、市内を4地区に分類（図表5-5）しております。

また、葦崎市役所及で実施している常設拠点リサイクル会場は週3回の収集・運搬を、龍岡公民館グラウンドで実施している拠点リサイクル会場は週1回の収集・運搬をしております。

【図表5-5】家庭系ごみ・資源物収集地区分け

No.	対象地区	可燃ごみ	不燃ごみ	可燃粗大ごみ	不燃粗大ごみ	資源ごみ
1	一ツ谷、水神、本町、栄、富士見ヶ丘、中央町、若宮、富士見、中島、岩下、上ノ山	毎週2回 (月・木曜日)	月2回 (第1・第3水曜日)	2カ月に1回 (偶数月 第2水曜日)	2カ月に1回 (奇数月 第4水曜日)	月1回 (毎月 第1火曜日)
2	穂坂町、藤井町、中田町、岩根	毎週2回 (月・木曜日)	月2回 (第1・第3水曜日)	2カ月に1回 (奇数月 第2水曜日)	2カ月に1回 (偶数月 第4水曜日)	月1回 (毎月 第2火曜日)
3	穴山町、円野町、清哲町、神山町、上祖母石、下祖母石	毎週2回 (火・金曜日)	月2回 (第2・第4水曜日)	2カ月に1回 (偶数月 第1水曜日)	2カ月に1回 (奇数月 第3水曜日)	月1回 (毎月 第3火曜日)
4	旭町、大草町、龍岡町	毎週2回 (火・金曜日)	月2回 (第2・第4水曜日)	2カ月に1回 (奇数月 第1水曜日)	2カ月に1回 (偶数月 第3水曜日)	月1回 (毎月 第4火曜日)

5. 事業系ごみの収集・運搬体制

事業により排出される一般廃棄物は、事業者（排出者）の責任において、自らが峡北広域環境衛生センターに搬入するか、市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して収集し、峡北広域環境衛生センターまたは一般廃棄物処分許可業者へ搬入する、収集・運搬体制をとっております。

第3節 ごみの排出量

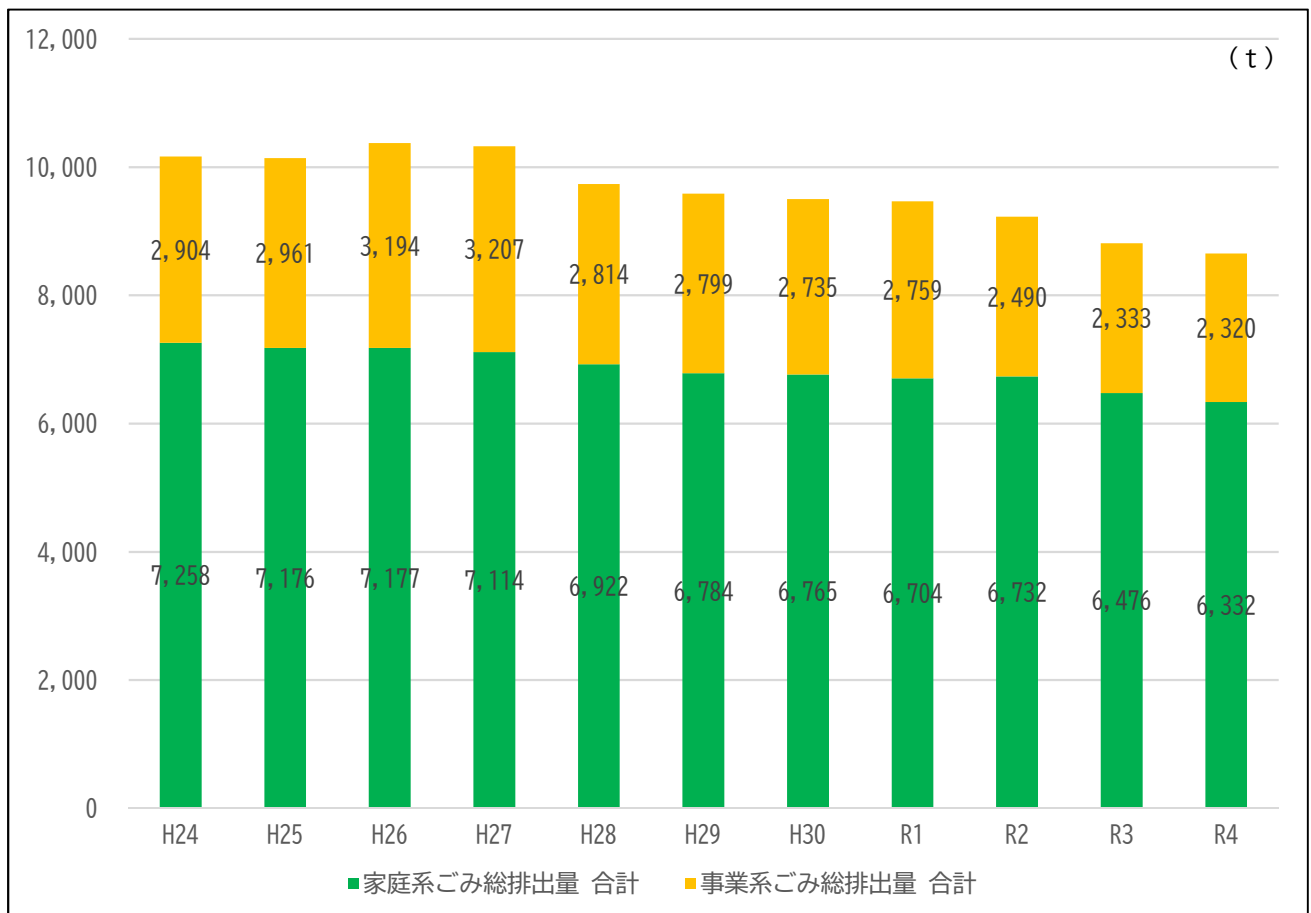
1. ごみの総排出量

ごみの総排出量の推移を図表5-6、図表5-7に示します。

ごみの総排出量は、平成26（2014）年度の約10,370tをピークに年々減少し、令和4（2022）年度には約8,652tとなっており、ピーク時に比べて約1,718t減少しています。

ごみの総排出量は、約70%が家庭系ごみ、約30%が事業系ごみとなっています。

【図表5-6】ごみの総排出量の推移



【図表5-7】ごみの総排出量の推移

(t)

分類	ごみ種別/年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
家庭系ごみ	可燃ごみ	5,618.6	5,580.2	5,632.7	5,666.1	5,535.4	5,453.4	5,430.8	5,378.8	5,364.6	5,233.9	5,144.6	
	可燃粗大ごみ	93.0	91.9	94.5	88.3	85.4	88.0	95.1	109.5	127.2	118.1	104.0	
	その他可燃ごみ(自己搬入の日)	56.7	55.4	62.1	67.2	81.8	81.7	100.8	88.4	108.9	93.8	94.7	
	可燃ごみ小計	5,768.3	5,727.4	5,789.2	5,821.6	5,702.6	5,623.1	5,626.8	5,576.7	5,600.7	5,445.8	5,343.3	
	不燃ごみ	441.7	453.2	434.2	415.6	398.0	387.5	387.0	373.6	386.8	347.6	305.1	
	不燃粗大ごみ	39.3	37.8	49.0	51.5	53.3	43.0	55.5	68.1	74.2	57.5	42.4	
	その他不燃ごみ(自己搬入の日)	20.5	24.4	37.0	28.4	22.2	21.8	11.2	20.0	26.0	19.1	43.5	
	不燃ごみ小計	501.6	515.4	520.2	495.5	473.5	452.3	453.6	461.7	487.0	424.2	391.0	
	家庭系ごみ排出量 合計	6,269.9	6,242.8	6,309.3	6,317.1	6,176.2	6,075.3	6,080.4	6,038.5	6,087.7	6,087.7	5,870.0	5,734.3
	資源ごみ	978.7	924.8	858.8	788.7	737.8	699.7	675.3	655.5	632.6	594.8	588.0	
	有害ごみ	9.2	8.5	8.7	8.7	8.2	8.7	8.7	9.0	10.5	11.6	11.0	10.1
	家庭系ごみ総排出量 合計	7,257.8	7,176.0	7,176.8	7,114.5	6,922.2	6,783.7	6,764.7	6,704.4	6,731.9	6,475.8	6,332.3	
	事業系ごみ	事業系可燃ごみ	2,635.7	2,718.0	2,917.0	2,910.0	2,538.0	2,504.0	2,439.0	2,422.1	2,239.3	2,102.6	2,118.2
		市事業系可燃ごみ	225.2	209.3	200.4	210.1	194.0	201.8	194.4	240.0	186.5	174.3	165.5
		事業系可燃ごみ小計	2,860.9	2,927.3	3,117.4	3,120.1	2,732.0	2,705.8	2,633.4	2,662.2	2,425.8	2,276.9	2,283.7
		事業系不燃ごみ	23.8	22.0	66.0	76.0	71.0	80.0	90.0	79.5	50.4	44.7	29.7
市事業系不燃ごみ		19.6	11.8	10.2	11.0	10.6	12.8	11.2	17.7	14.1	11.8	6.3	
事業系不燃ごみ小計		43.4	33.8	76.2	87.0	81.6	92.8	101.2	97.2	64.5	56.5	36.0	
事業系ごみ総排出量 合計		2,904.2	2,961.1	3,193.6	3,207.1	2,813.6	2,798.5	2,734.6	2,759.4	2,490.3	2,333.4	2,319.7	
可燃ごみ総排出量		8,629.2	8,654.7	8,906.6	8,941.7	8,434.7	8,328.8	8,260.1	8,238.9	8,026.5	7,722.7	7,627.0	
不燃ごみ総排出量		544.9	549.2	596.4	582.5	555.1	545.0	554.8	558.9	551.5	480.7	427.0	
ごみ総排出量		10,162.0	10,137.1	10,370.4	10,321.6	9,735.8	9,582.3	9,499.3	9,463.8	9,222.1	8,809.2	8,652.0	
人口	31,679	31,342	31,039	30,668	30,404	30,191	29,966	29,568	29,124	28,764	28,464		
1日1人当たりのごみ排出量	878.9	886.1	915.4	922.1	877.3	869.6	868.5	876.9	878.4	847.9	840.4		
1日1人当たりの家庭系ごみ排出量	543.0	546.4	557.7	565.1	557.3	552.1	556.7	560.5	580.9	566.1	558.0		
循環利用(リサイクル)率	13.5%	12.9%	12.0%	11.1%	10.7%	10.3%	10.0%	9.8%	9.4%	9.2%	9.3%		

※1…1日1人当たりのごみ排出量 = ごみの排出量(計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量) / 人口 / 365日

※2…1日1人当たりの家庭系ごみ排出量 = 家庭系ごみの排出量(資源ごみを除いた家庭からの一般廃棄物の排出量) / 人口 / 365日

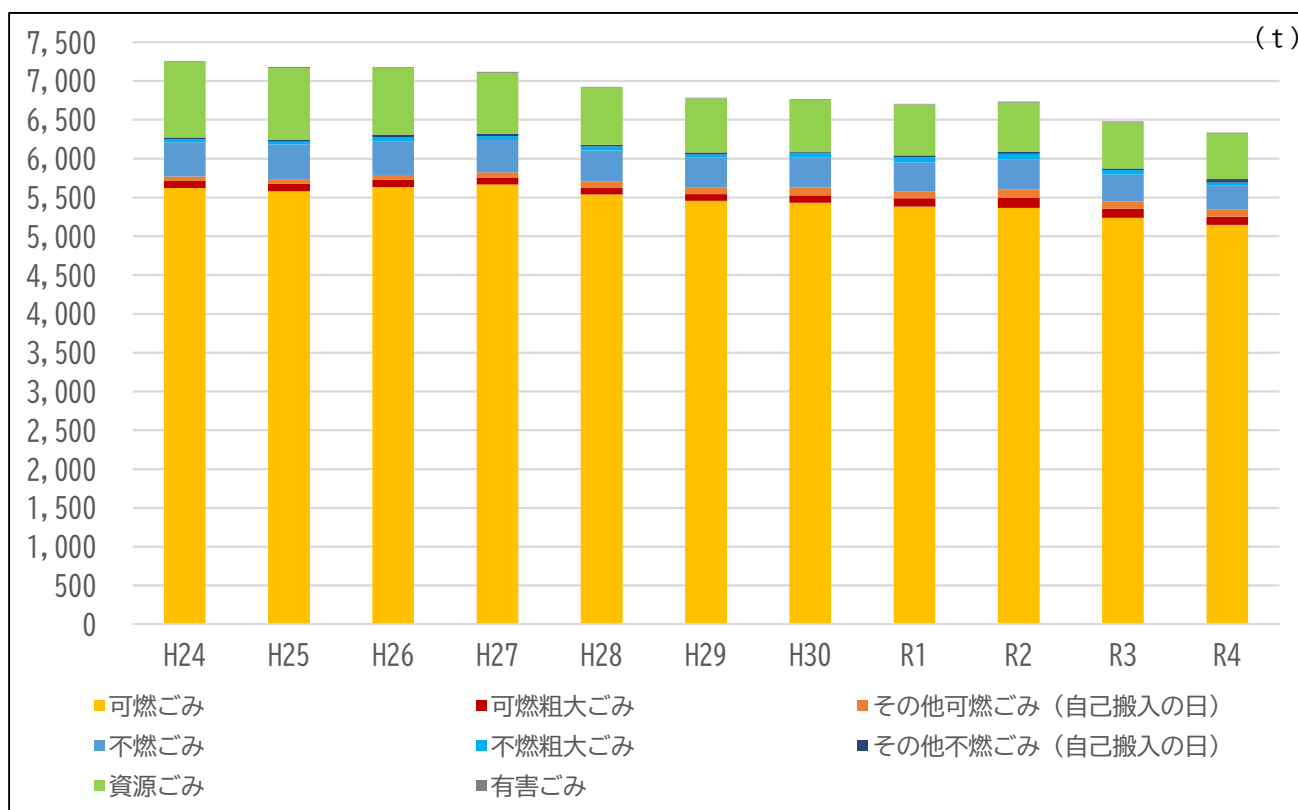
2. 家庭系ごみの排出量

家庭系ごみの総排出量の推移を図表5-8、図表5-9に示します。

家庭系ごみの総排出量は人口減少や包装容器の軽量化等の要因により、平成24（2012）年度の約7,257tをピークに減少し、令和4（2022）年度には約6,332tとなっています。

家庭系ごみは、可燃ごみが約83%、不燃ごみが約7%、資源ごみが約10%の構成比率となっています。

【図表5-8】家庭系ごみの排出量の推移



【図表5-9】家庭系ごみ排出量の推移

(t)

ごみ種別/年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
可燃ごみ	5,618.6	5,580.2	5,632.7	5,666.1	5,535.4	5,453.4	5,430.8	5,378.8	5,364.6	5,233.9	5,144.6
可燃粗大ごみ	93.0	91.9	94.5	88.3	85.4	88.0	95.1	109.5	127.2	118.1	104.0
その他可燃ごみ(自己搬入の日)	56.7	55.4	62.1	67.2	81.8	81.7	100.8	88.4	108.9	93.8	94.7
可燃ごみ合計	5,768.3	5,727.4	5,789.2	5,821.6	5,702.6	5,623.1	5,626.8	5,576.7	5,600.7	5,445.8	5,343.3
不燃ごみ	441.7	453.2	434.2	415.6	398.0	387.5	387.0	373.6	386.8	347.6	305.1
不燃粗大ごみ	39.3	37.8	49.0	51.5	53.3	43.0	55.5	68.1	74.2	57.5	42.4
その他不燃ごみ(自己搬入の日)	20.5	24.4	37.0	28.4	22.2	21.8	11.2	20.0	26.0	19.1	43.5
不燃ごみ合計	501.6	515.4	520.2	495.5	473.5	452.3	453.6	461.7	487.0	424.2	391.0
家庭系ごみ排出量	6,269.9	6,242.8	6,309.3	6,317.1	6,176.2	6,075.3	6,080.4	6,038.5	6,087.7	5,870.0	5,734.3
資源ごみ	978.7	924.8	858.8	788.7	737.8	699.7	675.3	655.5	632.6	594.8	588.0
有害ごみ	9.2	8.5	8.7	8.7	8.2	8.7	9.0	10.5	11.6	11.0	10.1
家庭系ごみ総排出量	7,257.8	7,176.0	7,176.8	7,114.5	6,922.2	6,783.7	6,764.7	6,704.4	6,731.9	6,475.8	6,332.3
人口	31,679	31,342	31,039	30,668	30,404	30,191	29,966	29,568	29,124	28,764	28,464
1日1人当たりの家庭系ごみ排出量=家庭系ごみ排出量×1(g)	543.0	546.4	557.7	565.1	557.3	552.1	556.7	560.5	573.8	560.2	552.9

※1…1日1人当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみを除いた家庭からの一般廃棄物の排出量)/人口/365日

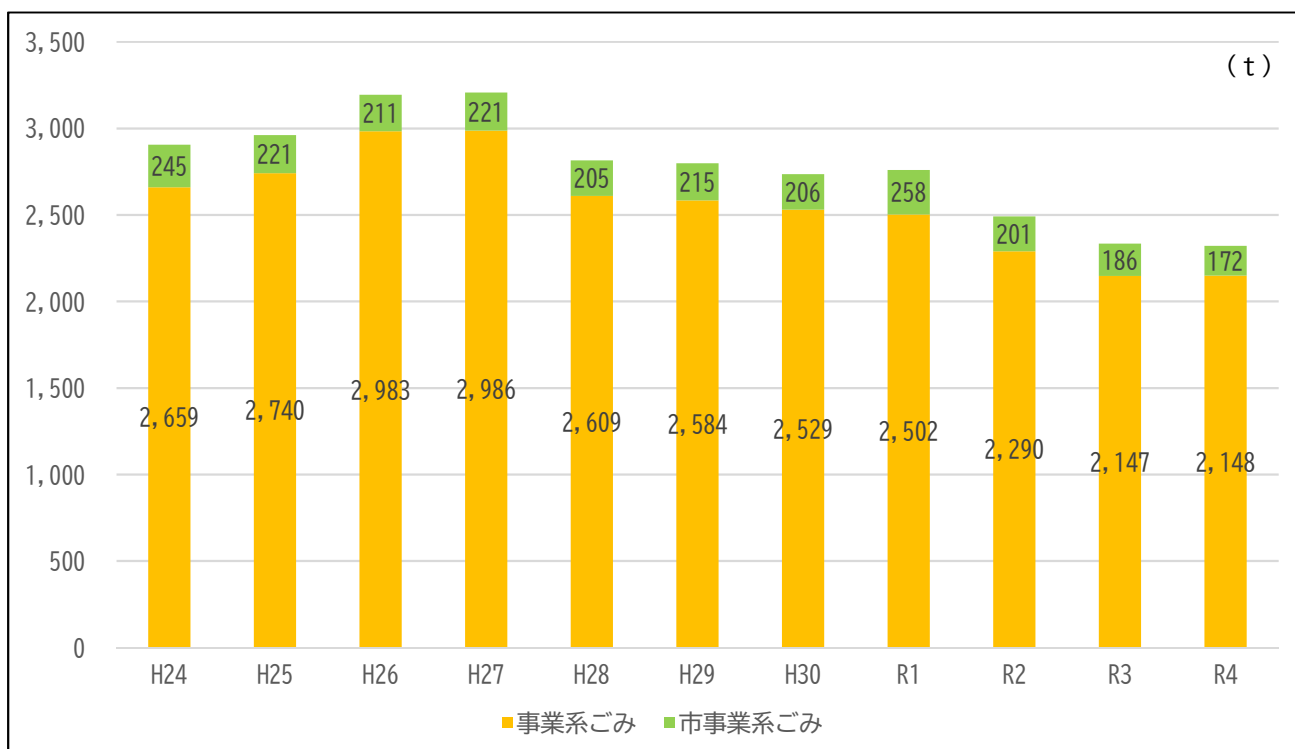
3. 事業系ごみの排出量の推移

事業系ごみの排出量の推移を図表5-10、図表5-11に示します。

事業系ごみの排出量は、平成27(2015)年度の約3,207tをピークに減少し、令和4(2022)年度には約2,320tとなっています。

事業系ごみは、事業者が排出するごみが約92%、市事業で排出するごみが約8%を占めています。

【図表5-10】事業系ごみの排出量の推移



【図表5-1-1】事業系ごみ排出量の推移

(t)

ごみ種別	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
事業系可燃ごみ	2,635.7	2,718.0	2,917.0	2,910.0	2,538.0	2,504.0	2,439.0	2,422.1	2,239.3	2,102.6	2,118.2
市事業系可燃ごみ	225.2	209.3	200.4	210.1	194.0	201.8	194.4	240.0	186.5	174.3	165.5
事業系可燃ごみ小計	2,860.9	2,927.3	3,117.4	3,120.1	2,732.0	2,705.8	2,633.4	2,662.2	2,425.8	2,276.9	2,283.7
事業系不燃ごみ	23.8	22.0	66.0	76.0	71.0	80.0	90.0	79.5	50.4	44.7	29.7
市事業系不燃ごみ	19.6	11.8	10.2	11.0	10.6	12.8	11.2	17.7	14.1	11.8	6.3
事業系不燃ごみ小計	43.4	33.8	76.2	87.0	81.6	92.8	101.2	97.2	64.5	56.5	36.0
事業系ごみ総排出量 合計	2,904.2	2,961.1	3,193.6	3,207.1	2,813.6	2,798.5	2,734.6	2,759.4	2,490.3	2,333.4	2,319.7

4. 資源ごみの排出量の推移

資源ごみの排出量の推移を図表5-12、図表5-13に示します。

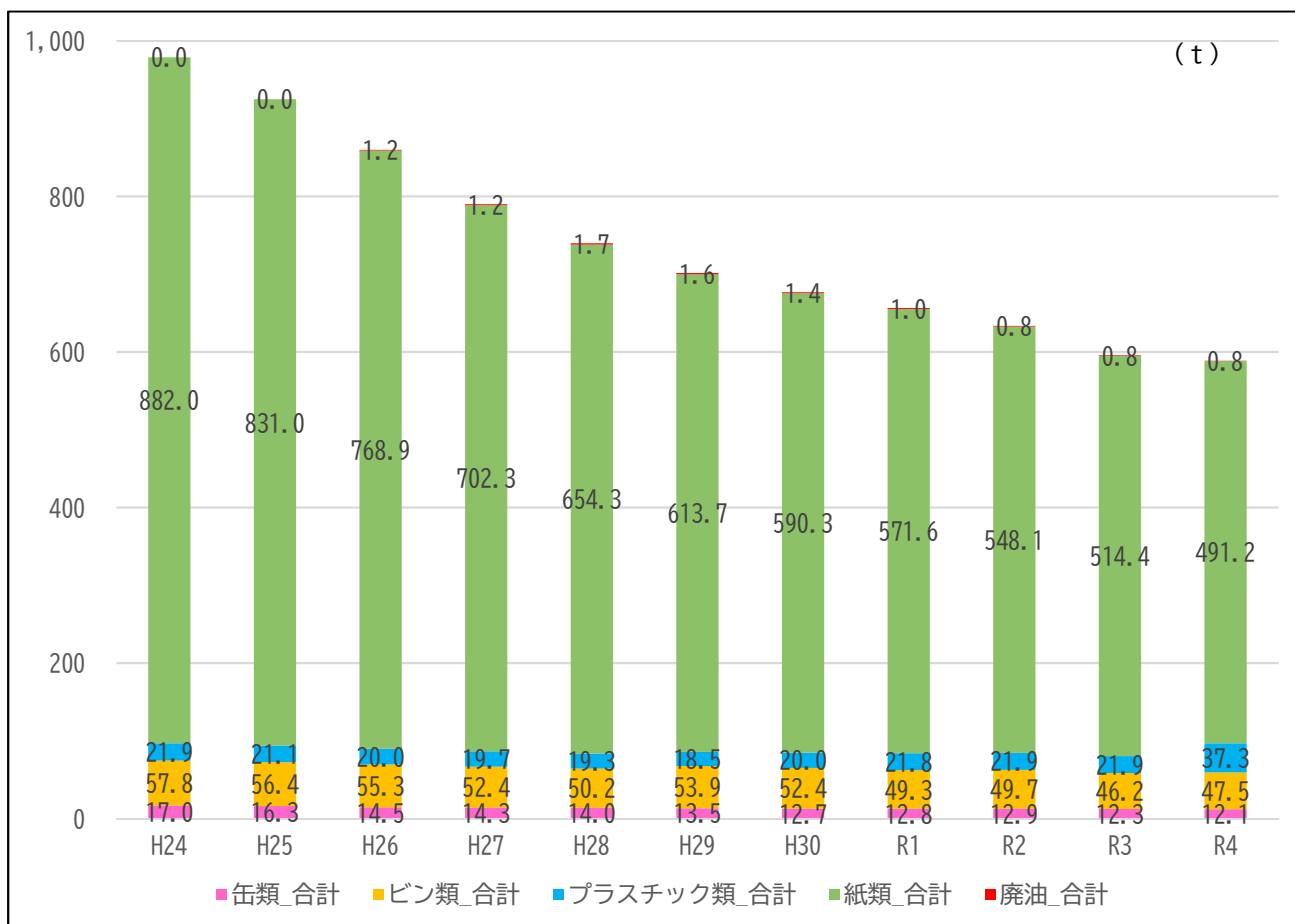
現在15種類の資源ごみを回収しており、その排出量は減少傾向にあります。

令和4（2022）年度の資源ごみの総排出量は約589tであり、平成24（2012）年度の資源物総排出量の約979tと比較すると約40%減少しています。

排出量の減少の主な原因は、新聞や雑誌等の購買数の減少や電子化による紙類の収集量の減少です。

循環利用（リサイクル）率は、平成24（2012）年の約13.5%から令和4（2022）年度の9.3%と4.2ポイント減少しました。

【図表5-12】資源ごみの排出量の推移



【図表5-1-3】資源ごみの排出量の推移

(t)

始期	リサイクル種別/年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
H12	アルミ缶	4.2	4.1	3.6	3.6	3.5	3.4	3.2	3.2	3.2	3.0	3.0
H12	スチール缶	12.8	12.3	10.9	10.8	10.5	10.1	9.6	9.6	9.7	9.3	9.0
	缶類 合計	17.0	16.3	14.5	14.3	14.0	13.5	12.7	12.8	12.9	12.3	12.1
H10	無色(透明)ビン	23.0	22.6	21.8	20.4	19.9	21.5	20.9	19.4	20.2	18.2	18.9
H10	茶色ビン	23.2	22.3	21.1	20.3	18.7	19.4	18.7	17.7	16.9	15.9	15.9
H10	その他ビン	11.6	11.6	12.4	11.8	11.6	13.1	12.8	12.2	12.7	12.1	12.7
	ビン類 合計	57.8	56.4	55.3	52.4	50.2	53.9	52.4	49.3	49.7	46.2	47.5
H12	白色トレイ	1.5	1.3	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	1.5	1.6
R4	プラスチック類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14.3
H10	ペットボトル	20.4	19.9	18.6	18.3	17.8	17.0	18.5	20.2	20.2	20.4	21.4
	プラスチック類 合計	21.9	21.1	20.0	19.7	19.3	18.5	20.0	21.8	21.9	21.9	37.3
H4	新聞紙(チラシ)	460.3	428.9	384.8	337.3	313.7	288.9	269.0	251.5	213.2	212.3	202.0
H4	雑誌	218.3	196.8	178.4	165.3	143.6	129.8	126.9	123.7	126.3	104.0	96.1
H4	ダンボール	161.6	164.6	163.1	156.0	146.4	143.4	143.1	140.4	147.6	140.3	131.5
H4	紙バック	3.0	3.2	2.5	2.6	2.6	2.7	2.5	2.6	3.2	2.7	2.8
H26	OA紙(庁舎のみ)	-	-	1.6	1.8	2.5	2.5	1.6	2.0	2.5	0.9	1.4
H12	ミックス紙	38.9	37.6	38.6	39.3	45.5	46.5	47.2	51.3	55.3	54.3	57.4
	紙類 合計	882.0	831.0	768.9	702.3	654.3	613.7	590.3	571.6	548.1	514.4	491.2
H26	食用油(廃油)	-	-	1.2	1.2	1.7	1.6	1.4	1.0	0.8	0.8	0.8
	廃油 合計	0.0	0.0	1.2	1.2	1.7	1.6	1.4	1.0	0.8	0.8	0.8
	資源物収集総量…①	978.7	924.8	859.9	789.9	739.5	701.2	676.7	656.5	633.3	595.6	588.8
	H24年度比	100.0%	94.5%	87.9%	80.7%	75.6%	71.6%	69.1%	67.1%	64.7%	60.9%	60.2%
	家庭系ごみ総排出量…②	7,257.8	7,176.0	7,176.8	7,114.5	6,922.2	6,783.7	6,764.7	6,704.4	6,731.9	6,475.8	6,332.3
	循環利用率(①/②)	13.5%	12.9%	12.0%	11.1%	10.7%	10.3%	10.0%	9.8%	9.4%	9.2%	9.3%

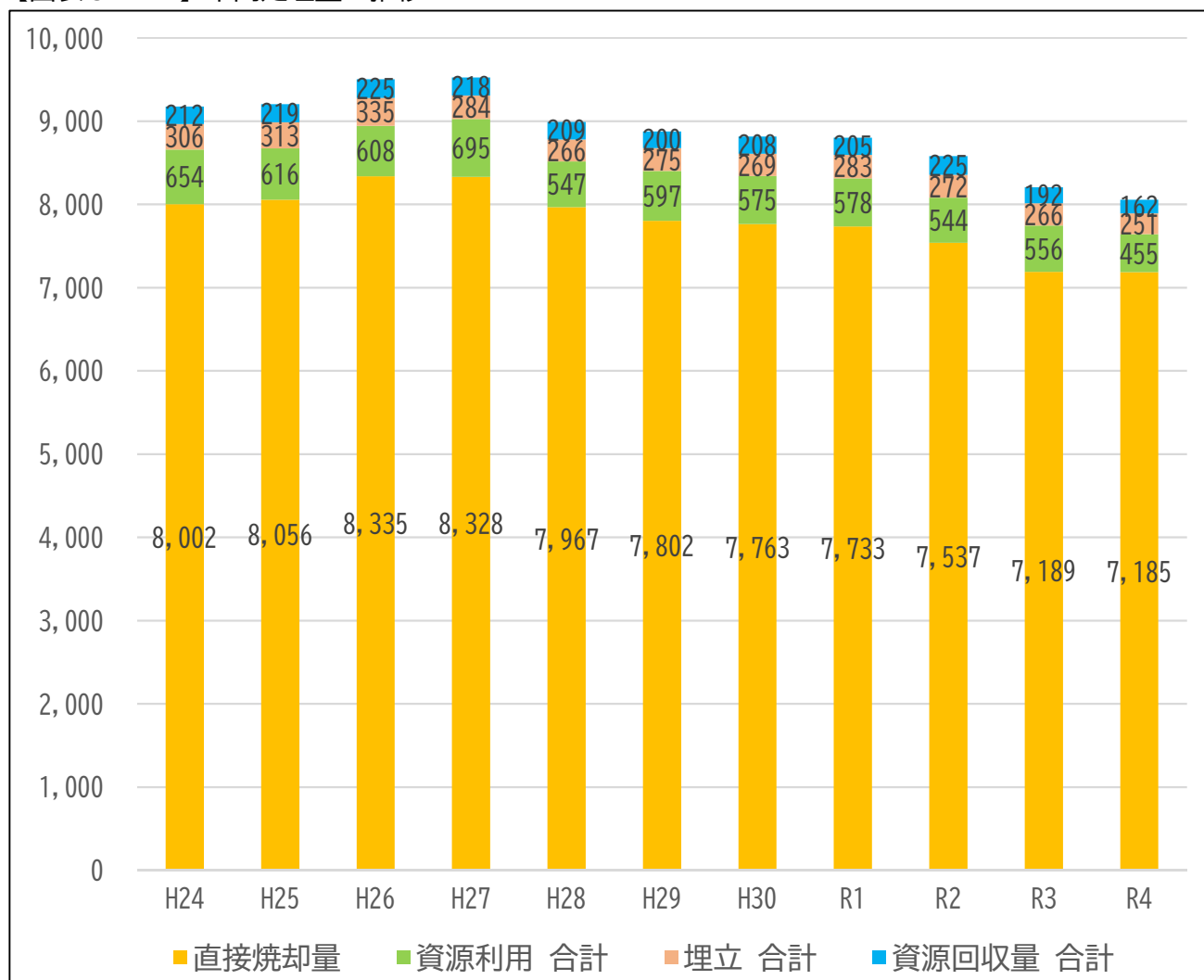
5. 中間処理量の推移

中間処理量の推移を図表5-14、図表5-15に示します。

中間処理量は、ごみの総排出量が減少しているため、減少傾向にあります。

中間処理施設に搬入されたごみのうち、約90%は直接焼却、約7%は資源活用、約3%は最終処分場で埋立処分されます。

【図表5-14】 中間処理量の推移



【図表5-15】中間処理量の推移

(t)

施設	分類	ごみ種別/年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
ごみ熱分解・焼却溶融施設	搬入量	可燃ごみ	8629.2	8654.7	8906.6	8941.7	8434.7	8328.8	8260.1	8238.9	8026.5	7722.7	7627.0	
		不燃残渣 …①	332.9	330.0	371.0	365.0	346.0	345.0	347.0	354.0	326.1	289.0	264.9	
		搬入量合計	8962.1	8984.7	9277.6	9306.7	8780.7	8673.8	8607.1	8593.0	8352.6	8011.7	7891.9	
	処理	直接焼却量	8002.0	8056.0	8335.0	8328.0	7967.0	7802.0	7763.0	7732.6	7536.7	7189.4	7185.2	
		直接焼却量合計	8002.0	8056.0	8335.0	8328.0	7967.0	7802.0	7763.0	7732.6	7536.7	7189.4	7185.2	
	資源利用	スラグ	586.9	549.0	538.0	612.0	479.0	526.0	515.0	508.8	480.4	491.1	398.5	
		鉄	29.2	27.0	28.0	26.0	24.0	26.0	22.0	24.6	24.0	22.4	19.9	
		アルミミックス	38.1	40.0	42.0	57.0	44.0	45.0	38.0	44.3	39.5	42.4	37.0	
		資源利用合計	654.2	616.0	608.0	695.0	547.0	597.0	575.0	577.7	543.9	555.9	455.5	
	埋立	スラグ	-	10.0	6.0	3.0	3.0	3.0	3.0	6.0	2.6	5.5	5.4	2.7
		脱塩残渣	305.9	303.0	329.0	281.0	263.0	272.0	263.0	263.0	280.1	266.5	261.0	248.4
		埋立合計	305.9	313.0	335.0	284.0	266.0	275.0	269.0	282.7	272.1	266.4	251.2	
			可燃ごみ中間処理量合計	8962.1	8985.0	9278.0	9307.0	8780.0	8674.0	8607.0	8593.0	8352.6	8011.7	7891.9
	リサイクルプラザ	資源回収	鉄	122.7	119.0	121.0	117.0	109.0	103.0	105.0	121.9	132.5	111.2	96.0
			アルミ	29.1	29.0	31.0	31.0	31.0	29.0	29.0	30.0	31.2	33.1	30.5
破砕困難物		16.8	18.0	18.0	17.0	18.0	19.0	18.0	20.0	21.3	22.6	19.7	16.2	
家電線		4.9	4.0	3.0	3.0	4.0	3.0	3.0	3.0	3.5	4.2	3.5	2.6	
家電雑品		38.5	49.0	52.0	50.0	47.0	46.0	46.0	50.0	26.9	33.0	26.8	22.7	
		資源回収量合計	212.0	219.0	225.0	218.0	209.0	200.0	208.0	204.9	225.3	191.6	162.1	
焼却		不燃残渣 …①	332.9	330.0	371.0	365.0	346.0	345.0	347.0	354.0	326.1	289.0	264.9	
	不燃残渣合計	332.9	330.0	371.0	365.0	346.0	345.0	347.0	354.0	326.1	289.0	264.9		
	不燃ごみ中間処理量合計	544.9	549.0	596.0	583.0	555.0	545.0	555.0	558.9	551.5	480.7	427.0		
循環利用		ごみ総排出量 …②	10162.0	10137.1	10370.4	10321.6	9735.8	9582.3	9499.3	9463.8	9222.1	8809.2	8652.0	
		資源ごみ …③	978.7	924.8	858.8	788.7	737.8	699.7	675.3	655.5	632.6	594.8	588.0	
		中間処理資源利用・資源回収量合計 …④	866.2	835.0	833.0	913.0	756.0	797.0	783.0	782.6	769.2	747.6	617.6	
		中間処理時点の循環利用(リサイクル)率 ((③+④)/②)	18.2%	17.4%	16.3%	16.5%	15.3%	15.6%	15.4%	15.2%	15.2%	15.2%	13.9%	

6. 最終処分量の推移

最終処分量（埋立量）の推移を図表5-16に示します。

埋立量はごみの総排出量が減少しているため、減少傾向にあります。

埋立処分率は約3%で横ばい傾向です。

【図表5-16】最終処分量の推移

(t)

ごみ種別／年度	H30	R1	R2	R3	R4
焼却灰	4.0	2.0	6.0	6.0	3.0
飛灰	79.0	261.0	273.0	251.0	241.0
埋立量(最終処分量)	83.0	263.0	279.0	257.0	244.0
ごみ総排出量	9,499.3	9,463.8	9,222.1	8,809.2	8,652.0
埋立処分率	0.9%	2.8%	3.0%	2.9%	2.8%

第4節 ごみの中間処理

1. 可燃ごみ・不燃ごみの中間処理の概要

可燃ごみ・不燃ごみの中間処理の概要を図表5-17、図表5-18に示します。

【図表5-17】可燃ごみの中間処理（エコパークたつおか）

焼却施設	施設名称	峡北広域環境衛生センター ごみ熱分解・焼却溶融施設
	建築面積	5,602 m ²
	処理方法	キルン式ガス化溶融炉
	処理能力	160 t/日 (80 t/日×2 炉)
	受入・供給施設	ピットアンドクレーン方式
	燃焼方式	熱分解ガス化溶融施設 全連続式 (24 時間運転)
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラー及び水噴射ガス霊薬式減温塔
	排ガス処理施設	除塵用及び脱塩用バグフィルタ
	余熱利用設備	廃熱ボイラー
	通風設備	平衡通風方式
	灰出し設備	脱塩残渣処理施設
	発電設備	発電出力 1,500kW
	排水処理設備	炉内噴霧高温酸化処理、ろ過旧脚及び塩類除去 等

【図表5-18】不燃ごみの中間処理（エコパークたつおか）

リサイクルプラザ	施設名称	峡北広域環境衛生センター リサイクルプラザ
	建築面積	1,170 m ²
	破碎機形式	横型高速回転式破碎機
	処理能力	15 t/5h (不燃ごみ 13.5t、不燃粗大ごみ 1.5t)
	受入・供給施設	エプロンコンベア式
	選別設備	機械選別・手選別
	搬送設備	ベルトコンベア
	集塵設備	バグフィルタ、サイクロン、排風機、脱臭装置
	貯留・排出設備	圧縮成型方式、貯留場
	選別種類	4種 (鉄、アルミ、可燃、不燃)

2. 有害ごみの中間処理の概要

有害ごみの中間処理の概要を図表5-19に示します。

【図表5-19】有害ごみの中間処理の概要

《有害ごみ（乾電池）の中間処理》

名称	野村興産株式会社イトム力鋳業所
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見 217 番地 1
処理方式	選別、焙焼、凝縮、精製

《有害ごみ（蛍光灯）の中間処理》

名称	野村興産株式会社イトム力鋳業所
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見 217 番地 1
処理方式	破碎、選別、焙焼、凝縮、精製

《有害ごみ（不燃ごみ（鏡等ガラスくず））の中間処理》

名称	高野産業株式会社葦崎リサイクルプラント
所在地	葦崎市下祖母石 2278 番地
処理方式	選別、破碎

《有害ごみ（不燃ごみ（鏡等ガラスくず））の中間処理》

名称	オリックス資源循環株式会社寄居工場
所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 313 番地
処理方式	焼却、熔融

3. 資源ごみの処理の概要

資源ごみの処理の概要を図表5-20に示します。

【図表5-20】資源ごみの処理施設

《缶類（アルミ缶・スチール缶）の処理》

名称	株式会社西商店
所在地	韮崎市龍岡町下條南割 445 番地 1
処理方式	選別、圧縮、保管

《紙類（新聞紙・チラシ・雑誌・ダンボール・牛乳パック）の処理》

名称	国土興産株式会社津金リサイクルセンター
所在地	北杜市須玉町下津金 4305 番地
処理方式	選別、圧縮、保管

《紙類（ミックス紙）の処理》

名称	国土興産株式会社津金リサイクルセンター
所在地	北杜市須玉町下津金 4305 番地
処理方式	選別、圧縮、梱包、保管
処理量	43 t / 年

《びん類（無色・茶色・その他）の処理》

名称	株式会社西商店
所在地	韮崎市龍岡町下條南割 445 番地 1
処理方式	選別、保管

《プラスチック類・白色トレイの処理》

名称	株式会社西商店
所在地	韮崎市龍岡町下條南割 445 番地 1
処理方式	選別、圧縮、保管 ※左記処理は白色トレイのみ該当、プラスチックは選別のみ

《ペットボトルの処理》

名称	株式会社西商店
所在地	韮崎市龍岡町下條南割 445 番地 1
処理方式	選別

《廃食油の中間処理》

名称	信陽製油株式会社
所在地	中巨摩郡昭和町上河東 401 番地
処理方式	沈殿、油水分離、加熱

4. ごみの最終処分の概要

ごみの最終処分の概要を図表5-21のとおり示します。

【図表5-21】最終処分の概要

《焼却残渣等の最終処分》

名称	山梨県市町村総合事務組合立 一般廃棄物最終処分場
管理者	山梨県市町村総合事務組合
所在地	山梨県笛吹市境川町上寺尾地内
処理対象廃棄物	焼却残渣（主灰）、焼却残渣（飛灰）、破碎ごみ、処理残渣
埋立地面積	28,570 m ²
全体容量	302,000 m ³
供用開始年度	平成30年度
埋立完了年度	2038年度（令和20年度）
処理区域	山梨県全市町村

《水銀含有物の最終処分》

名称	野村興産株式会社 イトカム鉱業所
管理者	野村興産株式会社
所在地	北海道北見市瑠辺薬町富士見217番地1
処理対象廃棄物	水銀含有物
全体容量	40,000 m ³

第5節 ごみ処理に係る費用及び収入

1. ごみ処理の収支の推移

ごみ処理に係る収支の推移を図表5-22に示します。

ごみ処理に係る収入合計額は、横ばい傾向にあります。

ごみ処理に係る支出合計額は、平成30(2018)年は約4億円ですが、令和4年には約5億2千万円となり、約1億2千万円増加しています。

一人当たりのごみ処理費用は、平成30(2018)年度は約12,700円、令和4(2022)年度には約17,700円になり、約5,000円増加しています。

【図表5-22】ごみ処理の収支の推移

(千円)

項目	分類	細目(負担金)	H30	R1	R2	R3	R4	
収入	廃棄物	ごみ袋収入	15,331	16,170	14,703	15,593	15,510	
		手数料	72	130	84	127	87	
		小計	15,403	16,300	14,787	15,720	15,597	
	資源物	資源物売払高	2,362	1,701	707	1,080	1,513	
		小計	2,362	1,701	707	1,080	1,513	
		合計	17,765	18,001	15,494	16,800	17,110	
		(支出に対する)収入充当率	4.44%	4.52%	3.77%	3.85%	3.28%	
支出	建設改良費(工事費)	収集運搬施設	0	0	0	0	1,595	
		中間処理施設(峡北広域事務組合)	10,053	0	12,400	17,835	24,874	
		中間処理施設(山梨西部広域環境組合)	0	0	16,234	12,140	14,056	
		最終処分場(山梨市町村事務組合)	4,683	0	0	7,205	0	
		その他	0	0	0	0	0	
		小計	14,736	0	28,634	37,180	40,525	
	廃棄物	収集運搬費	46,522	46,700	47,399	49,534	49,526	
		中間処理費	1,103	1,401	1,407	1,191	1,136	
		中間処理費(峡北広域事務組合)	306,977	310,121	294,567	308,049	381,269	
		最終処分費(山梨市町村事務組合)	843	10,493	10,053	7,205	7,630	
		その他	2,026	1,849	1,981	1,878	2,030	
		ごみ袋作成費	9,633	9,612	7,675	10,061	13,381	
		小計	367,104	380,176	363,082	377,918	454,972	
	資源物	収集運搬費	15,510	15,619	15,761	18,783	20,438	
		中間処理費	2,220	2,269	2,768	2,576	4,204	
		その他	104	104	718	357	804	
		小計	17,834	17,992	19,247	21,716	25,446	
		合計	399,674	398,168	410,963	436,814	520,943	
	収支合計			▲ 381,909	▲ 380,167	▲ 395,469	▲ 420,014	▲ 503,833
	処理費用	ごみ総排出量(kg)		9,499,280	9,463,781	9,222,134	8,809,206	8,652,019
人口(人)		29,966	29,568	29,124	28,764	28,464		
1kg当たりのごみ処理費用(円/kg)		40.2	40.2	42.9	47.7	58.2		
1人当たりのごみ処理費用(円/人)		12,745	12,857	13,579	14,602	17,701		

2. 指定ごみ袋の販売

(ア) 小売単価

市指定ごみ袋の小売単価は、平成27年1月から価額の改定をしておらず、40Lごみ袋を155円/10枚、20Lごみ袋を110円/10枚で販売しています。

(イ) ごみ袋の収支推移

ごみ袋の収支推移を図表5-23に示します。

平成30(2018)年度は収支が約570万円でしたが、令和4(2022)年度は資源高や円相場の影響を受け製造単価が高騰し、収支が約213万円となり大幅に減少しました。

【図表5-23】ごみ袋の収支の推移

(千円)

項目	H30	R1	R2	R3	R4
ごみ袋作成費	9,633	9,612	7,675	10,061	13,381
ごみ袋収入	15,331	16,170	14,703	15,593	15,510
収支	5,698	6,558	7,028	5,532	2,129

(ウ) ごみ袋の販売数

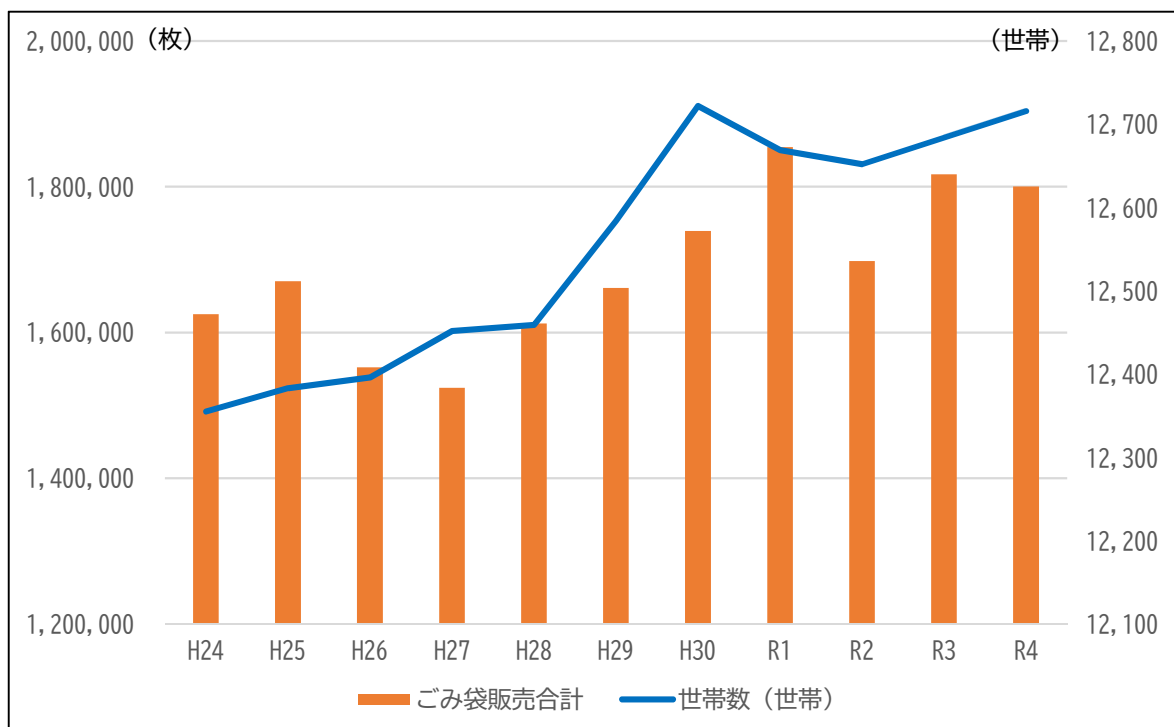
ごみ袋の販売数を図表5-24に示します。

ごみ袋の販売数は世帯数との相関関係があり、増加傾向にあります。

【図表5-24】ごみ袋の販売数

(枚)

年度/項目	可燃(大)	可燃(小)	不燃(大)	不燃(小)	ごみ袋販売合計	世帯数(世帯)
H24	1,485,000	15,000	125,000	-	1,625,000	12,355
H25	1,495,000	35,000	140,000	-	1,670,000	12,383
H26	1,365,000	54,500	132,500	-	1,552,000	12,396
H27	1,355,000	55,000	114,000	-	1,524,000	12,452
H28	1,429,500	58,500	114,000	10,000	1,612,000	12,459
H29	1,462,500	63,500	130,000	5,000	1,661,000	12,584
H30	1,518,000	70,000	141,000	10,000	1,739,000	12,722
R1	1,605,000	85,500	151,000	12,500	1,854,000	12,669
R2	1,510,500	83,000	102,000	2,500	1,698,000	12,652
R3	1,594,500	92,500	125,000	5,000	1,817,000	12,684
R4	1,562,500	100,000	127,500	10,000	1,800,000	12,716



3. 資源ごみの収支

(ア) 資源ごみの処理単価

資源ごみの処理単価は市場の需給により変動します。

資源ごみは、収入となる資源ごみ（以下、「有償資源」という。）、費用となる資源ごみ（以下、「逆有償資源」という。）があります。

図表5-25は、有償資源と逆有償資源の年平均処理単価の推移を示したものです。

令和3（2021）年1月から中国が固体廃棄物の輸入を全面禁止したため、多くの有償資源の処理単価が下落し、ダンボールや雑誌類は有償資源から逆有償資源となりました。

令和4年（2022）度には古紙の需要が一部回復したため、ダンボールが再び有償資源となりました。また、金属資源である缶や燃料に使われる廃食油などは、ウクライナ紛争や原油高等の世界情勢の影響を受け処理単価が大幅に上昇し、ペットボトルは有償資源となりました。

【図表5-25】資源ごみの処理単価の推移

(円/kg (1))

項目/年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
アルミ缶	51.00	67.25	82.75	55.25	35.64	59.94	44.82	23.37	24.20	100.93	141.75
スチール缶	8.50	16.38	14.74	7.63	8.37	19.44	23.90	16.45	16.64	37.40	40.50
ビン類	▲ 18.00	▲ 18.00	▲ 18.00	▲ 18.00	▲ 19.44	▲ 19.44	▲ 19.44	▲ 18.00	▲ 18.00	▲ 19.80	▲ 18.00
白色トレイ	▲ 296.40	▲ 296.40	▲ 296.40	▲ 296.40	▲ 320.11	▲ 320.11	▲ 320.11	▲ 296.40	▲ 296.40	▲ 296.40	▲ 296.40
プラスチック	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲ 120.00
ペットボトル	▲ 13.20	▲ 13.20	▲ 13.20	▲ 13.20	▲ 14.26	▲ 14.26	▲ 14.26	▲ 13.20	▲ 13.20	▲ 14.52	1.20
新聞紙・チラシ	2.50	1.50	1.50	15.00	1.62	2.16	3.51	3.80	1.93	1.65	1.75
雑誌	1.50	1.00	1.00	1.00	1.08	1.62	2.49	0.81	▲ 1.10	▲ 2.75	▲ 2.25
ダンボール	2.38	2.00	2.50	2.50	2.70	3.24	4.59	2.44	▲ 0.55	▲ 0.55	1.00
牛乳パック	17.00	17.00	17.00	17.00	18.36	18.36	18.36	18.53	18.70	18.70	17.00
OA古紙	-	-	1.00	1.00	1.08	1.08	1.08	1.09	1.10	1.10	1.00
ミックス紙	▲ 9.00	▲ 9.00	▲ 9.00	▲ 9.00	▲ 9.72	▲ 9.72	▲ 9.72	▲ 9.00	▲ 9.90	▲ 9.90	▲ 9.00
廃食油	-	-	9.28	9.28	9.27	8.10	8.10	6.80	5.50	5.50	30.25

(イ) 資源ごみ中間処理費の収支推移

資源ごみの中間処理費の収支の推移を図表5-26に示します。

令和2(2020)年度は中国の固形廃棄物の輸入禁止の影響により、収入減・費用増となり、前年度比で中間処理費用が約130万円増加しました。

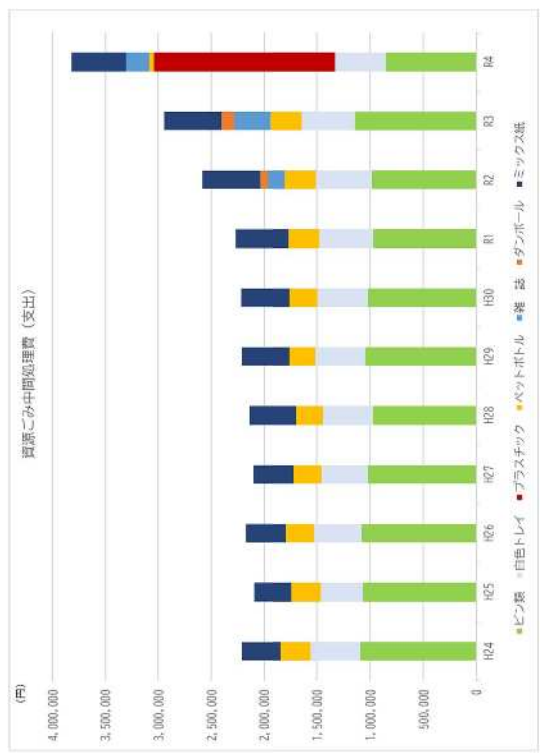
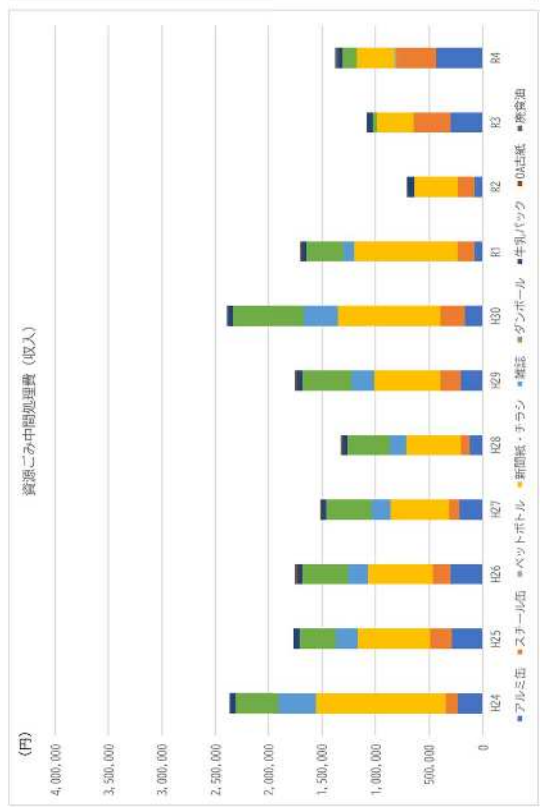
令和4(2022)年度は収入が増加しましたが、プラスチック類の回収を令和4年10月から開始したため費用も増加し、中間処理費用が約245万円と過去最高となりました。

全体的な傾向としては、処理単価の変動によって変化があるものの、資源ごみの処理費は増加傾向にあります。

【図表5-2-6】資源ごみ中間処理費の収支推移

(円)

分類	項目/年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
有償資源(収入)	アルミ缶	226,903	286,670	299,270	219,107	121,399	201,632	165,009	76,567	73,667	297,088	432,900	
	スチール缶	114,556	203,336	164,191	94,567	83,203	190,402	229,922	159,282	157,771	344,025	367,770	
	ペットボトル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21,612	
	新聞紙・チラシ	1,214,961	675,434	606,085	546,438	508,206	622,921	956,702	962,579	408,371	350,211	350,770	
	雑誌	348,882	206,594	187,361	178,487	155,116	207,907	316,565	100,179	0	0	0	
	ダンボール	405,445	339,550	428,159	421,254	395,361	463,021	665,777	345,478	0	33,649	131,470	
	牛乳パック	52,655	56,403	43,729	47,088	46,905	49,842	45,785	48,923	60,625	50,022	47,940	
	OA古紙	0	0	14,078	1,951	2,698	2,707	1,777	2,154	2,728	1,023	1,350	
	廃食用油	0	0	10,759	11,130	15,581	12,636	11,502	6,800	4,180	4,400	24,200	
	収入合計額	2,363,402	1,767,987	1,753,632	1,520,022	1,328,469	1,751,068	2,393,039	1,701,962	707,342	1,080,418	1,378,012	
	逆有償資源(支出)	ビン類	1,091,853	1,066,338	1,075,222	1,019,428	975,105	1,048,396	1,017,875	967,865	984,456	1,144,638	855,360
		白色トレイ	466,825	398,357	454,555	438,549	467,358	467,358	480,162	507,076	524,919	502,097	477,204
		プラスチック	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,711,200
ペットボトル		283,019	275,254	265,157	261,021	254,178	242,917	263,302	290,411	293,880	295,479	44,484	
雑誌		0	0	0	0	0	0	0	0	162,338	342,841	216,425	
ダンボール		0	0	0	0	0	0	0	0	69,436	120,714	0	
ミックス紙		367,508	355,033	374,703	381,892	442,255	451,878	458,587	503,053	551,133	537,075	516,960	
支出合計額		2,209,205	2,094,982	2,169,637	2,100,890	2,138,896	2,210,549	2,219,926	2,268,405	2,586,162	2,942,844	3,821,633	
収支合計額		154,197	▲ 326,995	▲ 416,005	▲ 580,868	▲ 810,427	▲ 459,481	▲ 173,113	▲ 566,443	▲ 1,878,820	▲ 1,862,426	▲ 2,443,621	



第6節 ごみの組成分析

峡北広域環境衛生センター（エコパークたつおか）における、ごみの組成分析結果の推移を図表5-27に示します。

ごみ種類組成の状況は、紙類が約45%、プラスチック類が約20%、木・竹・藁類が約12%、厨芥類が約12%となっており、ごみの組成の約90%を占めています。

【図表5-27】 ごみの組成の推移 (％)

分類	項目	H30	R1	R2	R3	R4	平均
ごみ種類組成	紙類	48.6	51.6	41.3	41.7	42.1	45.1
	ビニール・プラスチック類	31.4	21.8	13.3	18.6	20.0	21.0
	ごみ・皮革	0.6	0.7	0.7	0.7	0.9	0.7
	木・竹・藁類	5.3	7.2	19.4	15.7	14.2	12.4
	厨芥類	7.7	10.4	13.4	13.5	15.7	12.1
	不燃物類	1.4	1.1	2.0	3.1	2.0	1.9
	その他	5.0	7.2	9.8	6.8	5.2	6.8
三成分組成	水分	39.3	47.2	48.5	47.0	51.3	46.6
	可燃分	49.9	45.7	42.6	44.9	43.5	45.3
	灰分	10.8	7.1	9.0	8.1	5.3	8.0
	水分	乾燥させることにより減った分を、水分とします					
	可燃分	燃えて亡くなった分を、可燃分とします					
灰分	燃え残った分と燃えた分を灰分とします						

(峡北広域環境衛生センター／ごみ質年間分析結果一覧)

第7節 広報手法

1. ごみ分別関連

(ア) 家庭系ごみ分別マニュアル

令和3（2021）年度に「家庭系ごみ分別マニュアル」を改訂し、各世帯に配布しました。また、転入手続き時に分別マニュアルを転入者へ配布し、家庭系ごみの分別方法の周知を図っています。

(イ) 家庭系ごみの分別確認サイト

令和5（2023）年度に「家庭系ごみの分別確認サイト」を作成しました。

(ウ) 事業系ごみ分別マニュアル

令和3（2021）年度に「事業系ごみの分け方・出し方ガイドライン」を作成し、葦崎市商工会等を通じて、事業者に対してガイドラインを送付し、事業系ごみの排出方法や分別の徹底の周知を図りました。

2. ごみの収集日程

(ア) 収集日程表

毎年ごみの収集日程表を作成し、「広報にらさき」とともに全戸配布をしています。

また、市民生活課生活環境担当の窓口でアパート管理者等へのカレンダーの配布を行い、ごみの排出日時の周知を図っています。

(イ) 広報にらさき

毎月「広報にらさき」にごみ・資源物収集日程を掲載し、ごみの排出日時の周知を図っています。

3. 災害廃棄物に関するパンフレット

令和3（2021）年度に「災害廃棄物処理ハンドブック」を作成し、全戸に配布を行い、災害時のごみの分別や排出方法について周知をおこないました。

4. 外国人向け対応

外国人向け分別マニュアルとして、英語、ポルトガル語、中国語のごみの分別マニュアルを窓口で配布し、周知を図っています。

第6章 達成評価

第1節 一般廃棄物処理基本計画（H24）の数値目標の達成評価

1. 達成状況

前計画で定めた達成目標及び令和4（2022）年度時点の達成状況を図表6-1に示します。

目標である「1人1日あたりのごみ排出量」及び「資源循環（リサイクル）率」は達成できず、目標値を大幅に下回りました。

【図表6-1】前計画の達成状況

達成目標	項目/年度	H24（初年度）	H30（中間目標）	R4（R5.3時点）
1人1日あたりのごみ排出量 (g/人)	目標値	-	522	495
	実績値	543	557	552
	目標値との差	-	▲ 35	▲ 57
資源循環（リサイクル）率	目標値	-	20.0%	25.0%
	実績値	13.5%	10.0%	9.3%
	目標値との差	-	-10.0%	-15.7%

第2節 達成評価

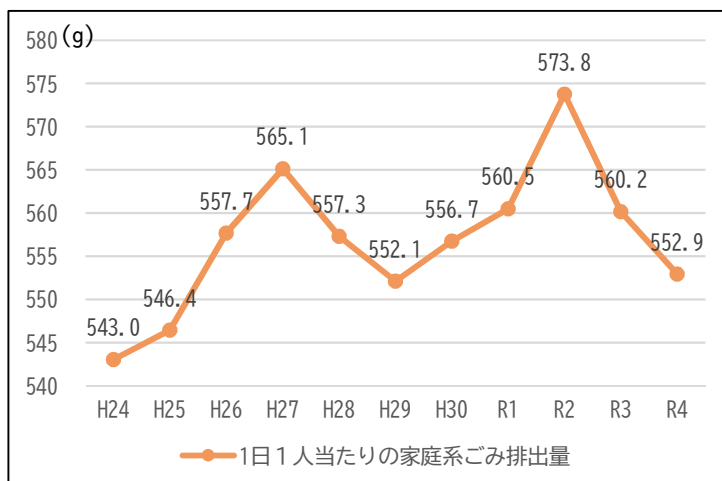
1. 1人1日あたりのごみ排出量の達成評価

1人1日あたりのごみ排出量の推移を図表6-2に示します。

令和2（2020）年度をピークに減少傾向にあります。計画期間中に平成24（2012）年度（策定初年度）の543gを下回ることはありませんでした。

ごみ減量の施策を検証する必要があります。

【図表6-2】1人1日あたりのごみ排出量の推移



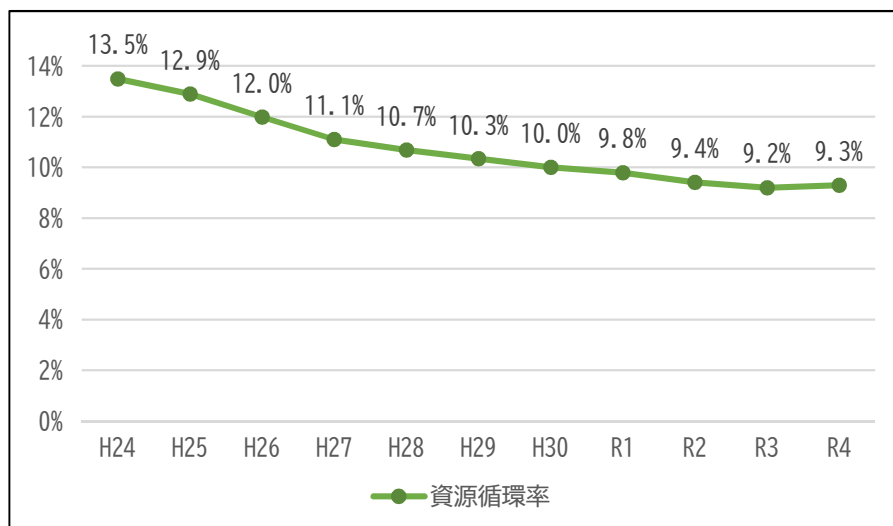
2. 資源循環（リサイクル）率の達成評価

資源循環（リサイクル）率の推移を図表6-3に示します。

資源循環（リサイクル）率は、計画期間中に平成24（2012）年度（策定初年度）の13.5%を上回ることはありませんでした。

資源循環（リサイクル）率の向上の施策を検証する必要があります。

【図表6-3】資源循環（リサイクル）率の推移



第3節 施策の検証

1. ごみ減量アクションプラン

前計画の期間内において、本市では「ごみ減量アクションプラン」及び「第2次ごみ減量アクションプラン」を策定し、ごみの減量化及び資源収集量の増加を目指しました。

ごみ減量アクションプランの計画期間は図表6-4に示すとおりです。

【図表6-4】ごみ減量アクションプランの期間

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
項目	← 一般廃棄物処理基本計画 →											
	→											
	ごみ減量アクションプラン (H27~H30)						第2次ごみ減量アクションプラン (R3~R5)					

2. ごみ減量アクションプランに基づく施策の検証

ごみ減量アクションプランと第2次ごみ減量アクションプランの施策の検証を図表6-5に示します。

食品ロス関連においては、啓蒙活動¹を2期に渡り実施してきましたが、効果はみられませんでした。

資源化促進関連においては、「プラスチック製品の回収」及び「常設拠点リサイクル会場設置」は収集量を底上げし、実質的な効果をもたらしました。なお、2つの施策は第2次ごみ減量アクションプランにおいて、今後の課題に位置付けられており、アクションプランに基づく施策ではありません。

家庭系ごみの発生抑制関連においては、生ごみの排出抑制のため啓蒙活動や補助金交付を2期に渡り実施してきましたが、効果はみられませんでした。

事業系ごみの発生抑制関連においては、事業系ごみの適正処理の指導として、令和3(2021)年度に事業系ごみの分別について制度化し、広報・周知²しました。事業系ごみの減量及び事業系ごみの適正排出の影響で家庭系ごみの減量を促進する結果となりました。

情報の見える化関連においては、その多くが広報・周知であるため、検証ができません。

【図表6-5】ごみ減量アクションプランの施策評価

分類	種類	市施策	施策実施 (○…実施、▲…一部実施、-…未実施)		評価 (○…効果あり、×…効果なし、▲…不明・不評価、-…未実)		
			1次	2次	評価	検証	検証数値
食品ロス	啓蒙活動	20・10運動	○	○	×	効果なし	事業系ごみ排出量
	啓蒙活動	食品ロスレシピの配布	○	○	×	効果なし	家庭系ごみ排出量
資源化促進	広報・周知	情報提供(広報・出前講座等)	○	○	▲	評価すべきでない	循環資源率
	広報・周知	ごみ分別マニュアルの更新	(未記載)	○	▲	評価すべきでない	循環資源率
	制度	プラスチック製品の回収	(未記載)	○(検討事項)	○	効果あり(費用対効果は低い)	循環資源率
	制度	常設拠点リサイクル会場設置	(未記載)	○(検討事項)	○	効果あり(費用対効果は低い)	循環資源率
家庭系ごみの発生抑制	啓蒙活動	なまごみの水切り具の配布	○	○	×	効果なし	家庭系ごみ排出量
	補助	生ごみ処理機購入費補助金	○	○	×	効果なし	家庭系ごみ排出量
	研究・検討	生ごみの堆肥化の研究	▲	(未記載)	▲	不明	-
	広報・周知	情報提供(広報・出前講座等)	○	○	▲	評価すべきでない	家庭系ごみ排出量
	制度	ごみの記名制の導入	▲	(検討事項)	▲	不明	家庭系ごみ排出量
事業系ごみの発生抑制	広報・周知	イベント分別マニュアルの策定・周知	○	○	▲	不明	事業系ごみ排出量
	制度	事業系ごみの適正処理の指導	-	○	○	効果あり	事業系ごみ排出量
	制度	大量排出事業者への減量指導	-	-	-	未実施	事業系ごみ排出量
	啓蒙活動	毎週水曜日はお弁当の日	▲	-	▲	不明	事業系ごみ排出量
	広報・周知	市職員として行動(意識改革)	-	○	○	効果あり	事業系ごみ排出量
情報の見える化	広報・周知	ごみ処理経費の見える化(公表)	▲	○	▲	評価すべきでない	-
	広報・周知	外国人用分別マニュアル整備	○	○	▲	評価すべきでない	-
	広報・周知	転入者への分別マニュアル配布	○	-	▲	評価すべきでない	-
	広報・周知	環境情報紙の定期発行	▲	-	▲	評価すべきでない	-
	啓蒙活動	ごみ処理場見学等の環境学習	○	○	▲	不明	-

¹啓蒙活動…意識の醸成をするための活動(例) ○○運動、関連グッズの配布

²広報・周知…制度やルールの周知(例) 分別マニュアル、出前講座

3. 検証結果による今後の施策の方向性

検証の結果、最も効果的な施策は、資源ごみの収集品目の追加や分別ルール設定等の「制度」に関する施策でした。そのため本計画においては「制度」に関する施策を重点的に実施する方向で計画策定を行います。

また、「広報・周知」については数値効果を目指すものではなく、制度やルールの周知を目指すものであるため、定期的な広報をする方向で計画策定を行います。

一方で、最も効果がない（不明な）のは「啓蒙活動」でした。そのため「啓蒙活動」は、本計画期間内において、積極的な実施はしないものとします。

なお、本計画期間内のごみ減量アクションプランの策定については、令和5（2023）年度及び令和6（2024）年度のごみの排出量の結果により、その策定を検討することとします。

第4節 各計画の数値目標との比較

各計画における数値目標の達成状況を図表6-6に示します。

第4次循環型社会形成推進基本計画の「1人1日当たりのごみ排出量」のみ目標数値を達成しています。

その他の目標数値は達成できず、目標数値と大幅な差が目立つため、目標達成に向けた施策や取組の見直しが必要です。

【図表6-6】各計画数値目標の達成状況

計画名	目標年度	達成目標	項目	R4(R5.3時点)	達成状況
第四次循環型社会形成推進基本計画 (廃棄物処理基本方針/施設整備計画)	2025 (2027)	出口側の資源循環(リサイクル)率 ※中間処理時リサイクル率を使用	目標値	28.0%	×
			実績値	13.9%	
			目標値との差	-14.1%	
		1人1日当たりのごみ排出量(g)	目標値	850.0	○
			実績値	832.8	
			目標値との差	-17.2	
1人1日当たり家庭系のごみ排出量(g)	目標値	440.0	×		
	実績値	552.9			
	目標値との差	112.9			
第4次山梨県廃棄物総合計画	2025	資源循環(リサイクル)率	目標値	25.0%	×
			実績値	9.3%	
			目標値との差	-15.7%	
		1人1日当たり家庭系のごみ排出量(g)	目標値	468.0	×
			実績値	552.9	
			目標値との差	84.9	
山梨県西部地域循環型社会 形成推進地域計画	2026	家庭系ごみ総排出量(t) ※資源ごみを除く	目標値	5908.0	×
			実績値	5744.4	
			目標値との差	-163.6	
		資源ごみ収集量(t)	目標値	597.0	×
			実績値	588.0	
			目標値との差	-9.0	
韮崎市第7次総合計画	2026	1人1日当たり家庭系のごみ排出量(g)	目標値	520.0	×
			実績値	552.9	
			目標値との差	32.9	
		資源ごみ収集量(t)	目標値	680.0	×
			実績値	552.9	
			目標値との差	-127.1	
		資源循環(リサイクル)率	目標値	11.0%	×
			実績値	9.3%	
			目標値との差	-1.7%	
		プラスチック類回収量(t)	目標値	47.0	×
			実績値	28.5	
			目標値との差	-18.5	
韮崎市第3次環境基本計画	2031	家庭系ごみ排出量(t)	目標値	4925.0	×
			実績値	5734.3	
			目標値との差	809.3	
		1人1日当たり家庭系のごみ排出量(g)	目標値	520.0	×
			実績値	552.9	
			目標値との差	32.9	
		資源ごみ収集量(t)	目標値	655.0	×
			実績値	588.0	
			目標値との差	-67.0	
		プラスチック類回収量(t)	目標値	60.0	×
			実績値	28.5	
			目標値との差	-31.5	
		資源循環(リサイクル)率 ※中間処理後	目標値	20.0%	×
			実績値	13.9%	
			目標値との差	-6.1%	

第7章 ごみ処理の課題

第1節 中間処理施設（ごみ処理場）広域化（移設）の課題

令和13（2031）年4月、エコパークつつおか（韮崎市龍岡町）を閉鎖し、西部広域ごみ処理場（中央市浅利地区）を供用開始する予定です。

中間処理施設（ごみ処理場）の移転に伴い、収集・運搬体制等を整え、西部広域ごみ処理場の供用開始に備える必要があります。

1. ごみの分別への影響

西部広域ごみ処理場のごみの分別基準に基づき、現行の「ごみ分別マニュアル」を見直し、新施設の稼働前に広く市民へ周知する必要があります。

2. 収集運搬体制への影響

エコパークつつおかから西部広域ごみ処理場までの移動時間は、片道約30～40分・往復約1時間～1時間20分程度と見込まれており、廃棄物の運搬時間が大幅に増加することが予想されます。また、市内に中間処理施設がある場合に比べて収集ルートや配車等の細やかな調整ができなくなるため、収集運搬体制に関して車両の増加や中継施設の設置等の大幅な見直しが必要になります。

3. ごみ処理への影響

（ア）自己搬入の日の廃止

現在、月に1回、無償で直接エコパークつつおかへ搬入できる「自己搬入の日」を設けています。中間処理施設の移転に伴い「自己搬入の日」のサービスを継続できない可能性があります。サービスの廃止に伴う影響（下記）の回避のため、粗大ごみの収集体制の強化や粗大ごみの回収拠点の設置等を検討する必要があります。

【市民サービスへの影響】

「自己搬入の日」が廃止となった場合、粗大ごみの排出機会は2カ月1回のみとなり、市民サービスの低下を招きます。また、粗大ごみの排出機会の減少は不法投棄の増加を招く可能性があります。

【収集運搬体制への影響】

令和4（2022）年度の「自己搬入の日」の実績を図表7-1に示します。

令和4（2022）年度の可燃粗大ごみ・不燃粗大ごみの収集総量は、約146tです。

「自己搬入の日」のに排出されるごみの大部分が粗大ごみと想定されるため、「自己搬入

の日」を廃止した場合、粗大ごみの収集量が年間 138.2 t（約 95%）増加することになり、現行の粗大ごみの収集・運搬体制では対応ができません。

そのため、「自己搬入の日」に排出されるごみの種類を調査し、粗大ごみの収集・運搬体制を大幅に強化について検討する必要があります。

【図表 7-1】令和 4 年度「自己搬入の日」搬入実績

(t)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
搬入台数(台)	151	159	154	108	129	118	135	172	148	130	152	115	1,671
可燃物	11.6	8.5	5.5	8.6	7.7	5.9	8.0	10.8	8.8	5.6	8.0	5.7	94.7
不燃物	1.9	5.6	7.4	0.8	3.1	4.4	2.5	4.4	5.0	3.1	4.3	1.1	43.5
総量	13.6	14.1	12.8	9.5	10.8	10.3	10.5	15.2	13.8	8.8	12.3	6.7	138.2

(イ) 動物の死がい収集運搬

道路等の公共の場所にある動物の死がいの収集・運搬業務を民間委託しており、家庭系ごみの収集・運搬中にルートや時間調整をしながら、死がいの回収を行っています。

中間処理施設移転後は、家庭系ごみの収集・運搬中にルートや時間調整することが困難になるため、動物の死がいの収集・運搬業務の手法を見直す必要があります。

4. 事業系ごみへの影響

事業系ごみは、運搬時間の増加により、事業者（排出者）自身による中間処理施設への搬入が困難になります。

また、運搬距離や運搬時間の増加により、事業系ごみの処理委託費が上がる可能性が高いことから、事業系ごみを家庭系ごみとして排出する事業者の増加が懸念されます。

そのため、必要に応じて、小規模事業者向けの事業系ごみの収集・運搬に関する支援策を検討する必要があります。

第 2 節 各計画等の目標達成の課題

各計画等において廃棄物に関する数値目標が設定されていますが、現在、一人当たりのごみの排出量は増加傾向、資源循環（リサイクル）率は減少傾向にあるため、多くの数値目標の達成が困難な状況です。

図表 7-2 は、令和 4（2022）年度の実績をもとに、第 4 次山梨県廃棄物総合計画で提示されている「1 日 1 人当たりの家庭ごみの排出量：468 g」及び「循環利用（リサイクル）率：25.0%」の目標値を達成するために必要な可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの増減量の一例を示したものです。

「1 日 1 人当たりの家庭ごみの排出量」を達成する場合、可燃ごみ及び不燃ごみを年間約 882 t 削減する必要があります。

また、「循環利用（リサイクル）率」を達成する場合、可燃ごみ及び不燃ごみを約 2,573 t 削減（約 50%削減）し、資源ごみ収集量を約 120 t 増加（20%増）させる必要があります。

計画期間内に上記のような達成は困難であるため、本計画においては将来的な国・県等の目標達成を念頭に置き、達成可能な目標値の設定が必要となります。

【図表 7-2】 第 4 次山梨県廃棄物総合計画の数値目標達成のための想定 (t)

第4次山梨県廃棄物総合計画 目標値		1日1人当たりの家庭系ごみ排出量:468g			資源循環率:25%(収集時19.0%+中間処理6%)		
分類	ごみ種別/年度	R4	想定値	増減	R4	想定値	増減
家庭系ごみ	可燃ごみ	5144.6	4311.9	▲ 832.7	5144.6	2572.3	▲ 2572.3
	可燃粗大ごみ	104.0	104.0	0.0	104.0	104.0	0.0
	その他可燃ごみ(自己搬入の日)	94.7	94.7	0.0	94.7	94.7	0.0
	可燃ごみ 小計…①	5343.3	4510.5	▲ 832.7	5343.3	2771.0	▲ 2572.3
	不燃ごみ	305.1	255.7	▲ 49.4	305.1	152.6	▲ 152.6
	不燃粗大ごみ	42.4	42.4	0.0	42.4	42.4	0.0
	その他不燃ごみ(自己搬入の日)	43.5	43.5	0.0	43.5	43.5	0.0
	不燃ごみ 小計…②	391.0	341.6	▲ 49.4	391.0	238.4	▲ 152.6
	家庭系ごみ排出量 合計(①+②)…③	5734.3	4852.1	▲ 882.1	5734.3	3009.4	▲ 2724.9
	資源ごみ…④	588.0	588.0	0.0	588.0	708.5	120.5
	有害ごみ…⑤	10.1	10.1	0.0	10.1	10.1	0.0
	家庭系ごみ総排出量 合計(③+④+⑤)…⑥	6332.3	5450.2	▲ 882.1	6332.3	3728.0	▲ 2604.3
人口		28,464	28,464	0.0	28464.0	28464.0	0.0
1日1人当たりの家庭系ごみ排出量※2(g)		552.9	468.0	▲ 85	552.9	290.6	▲ 262
循環利用(リサイクル)率(④/⑥)		9.3%	10.8%	1.5%	9.3%	19.0%	9.7%

第3節 収集・運搬体制の課題

1. ごみステーション管理

本市ではごみの収集に関して、「ごみステーション方式」を採用しており、その管理は各自治会や不動産会社等が担っています。また、ごみステーションの清掃、ごみの分別指導、収集できない廃棄物の処分等は、各管理者が行っています。

現在、自治会の加入率の低下や加入者の高齢化により自治会の存続が危惧されており、将来的に自治会によるごみステーションの適正な管理や運営が出来なくなる可能性があります。

そのため、ごみステーション管理への支援策やごみステーションの設置数見直しによる適正配置などを検討するとともに、ごみステーションの在り方や一次集積の地区ごみステーションによらない手法について検討する必要があります。

2. 収集運搬事業者

収集運搬事業者は、社会全体における労働者不足や経営陣や労働者の高齢化により、将来の事業継続が困難な状況下にあります。安定したごみ処理サービスを維持するため、収集運搬事業者との対話を強化し、収集・運搬体制の維持について検討していく必要があります。

第4節 ごみ処理費用の課題

1. ごみ処理費用

市民一人当たりのごみ処理費用は、年々増加傾向にあります。

持続的に安定した一般廃棄物処理サービスを市民に提供するためには、ごみ処理費用の抑制を図る必要があります。そのため、市民サービス、循環型社会推進、費用対効果などの総合的な視点から一般廃棄物処理システムを見直す必要があります。

2. ごみ処理の有料化

本市では指定ごみ袋制度を導入し、その売上を廃棄物処理事業へ充当をしています。

近年、原材料費の値上りや円相場の影響により売上が減少傾向にあるため、ごみ袋の値上げを検討する必要があります。

また、ごみ処理費用が増加傾向であることや廃棄物の発生抑制における誘因設定のため、「粗大ごみ」についても有料化を検討する必要があります。

第5節 その他の課題

1. 高齢社会への対応

近年、高齢者のみ世帯は著しい増加傾向にあり、高齢者のごみ出しについて様々な課題が出ています。主な課題としては、ごみ袋や粗大ごみが重くてごみステーションまで排出できない等の「ごみの排出の問題」、スプレー缶に穴が開けられない等の「ごみの分別の問題」、在宅介護のおむつ等が溜まる、ホームヘルパーのごみ出し支援が地区ごみ収集日時に合わない等の「ごみの排出機会の問題」があり、高齢者のごみ出し支援について検討をする必要があります。

2. 空き家・空き店舗・空き地の増加

人口減少や地域経済の衰退により、空き家、空き店舗、空き地（以下、「空き家等」という。）などの管理されない不動産の増加が見込まれます。

空き家等から粗大ごみが排出されることによるごみ排出量の増加や処理費用がかかる廃棄物の不法投棄の増加などが懸念されます。また、管理されない空き地の増加は不法投棄の温床となる可能性があります。

そのため、空き家等から大量排出される廃棄物の収集体制の整備や不法投棄がされない環境整備の促進、不法投棄物の早期解消を促進するための制度構築を検討する必要があります。

3. 外国人居住者の多国籍化

市内在住の外国人居住者は多様化しており、特に技能実習生として東南アジアから来日する

外国人が増加しています。

現在、英語、ポルトガル語、中国語の3か国語の分別マニュアルがありますが、外国人の多様化に伴い、様々な言語に対応できる周知方法を検討する必要があります。

4. 違法回収業者への対応（一般廃棄物処理業者の適正な管理）

一般廃棄物の収集・運搬・処分については、廃棄物処理法により市の許可が必要です。

一方で、有償で売却できる中古のリユース品に関しては、古物営業法の許可で収集が出来ます。

近年、古物商を語り、リサイクル品とともに廃棄物を回収する違法回収業者がおり、その違法回収業者が地区ごみステーションへごみを不法投棄する事案も発生しています。

一般廃棄物処理事業者の適正な管理を行うとともに、違法回収業者への厳正な対応や市民に対する注意喚起の実施を検討する必要があります。

5. 災害廃棄物への対応

廃棄物処理法において、災害廃棄物の処理は市が責任を負うことになっています。

本市では「韮崎市災害廃棄物処理計画（H28.4）」を策定し、随時改定を行っておりますが、一次仮置場や集積所の選定、発災時の対応、発災後のごみ処理の具体性に関して課題があり、より一層の準備が必要です。

第8章 ごみ処理の基本方針

第1節 基本方針

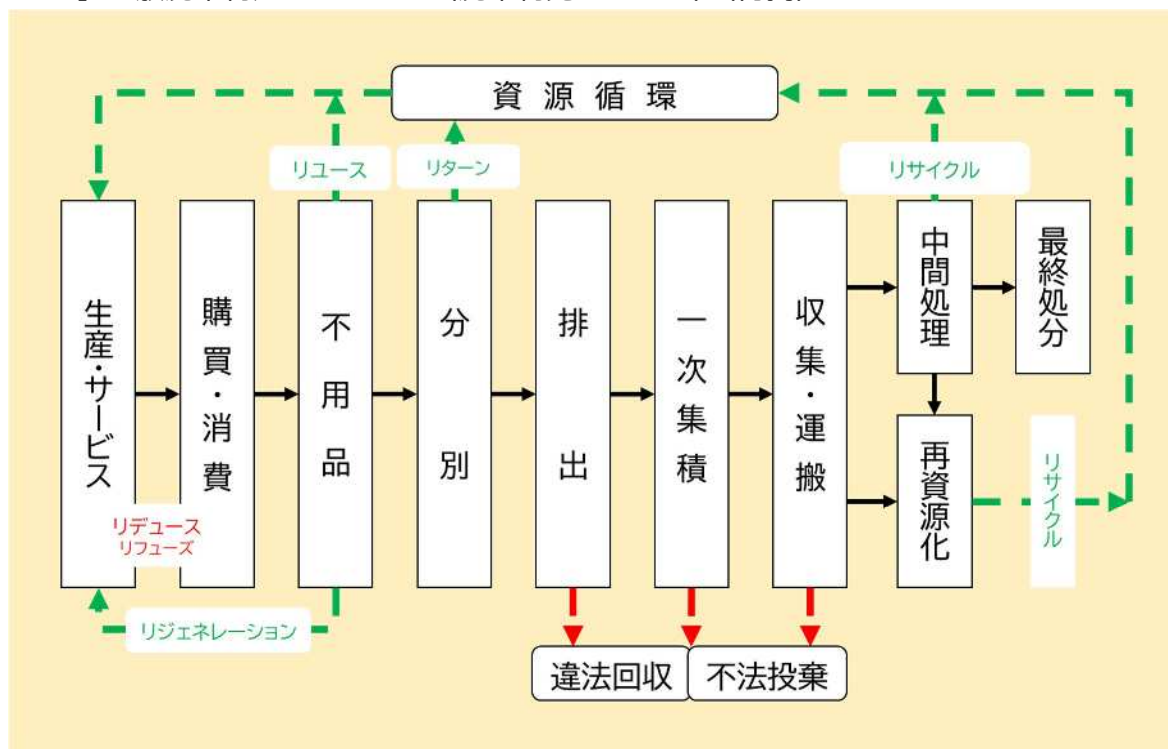
現代社会は、大量生産、大量消費、大量廃棄の経済サイクルによって成り立っており、誰もが日常生活や事業活動を営むなかで、大量に多様な廃棄物を排出します。そのため、一般廃棄物処理システムは、廃棄物を滞りなく処理するための重要な社会インフラとして、長期に安定した制度構築が求められています。

また、大量消費型の経済サイクルは、有限である天然資源の枯渇や環境への過剰な負荷を招き、社会の持続可能性が危惧されています。そのため、経済循環性と環境循環性が対立しない「循環型社会」の構築が求められています。

さらに、現在社会は家族構成、住居、勤務形態、国籍、思想、趣味などの個人や世帯の構成要素が複雑化し、一様に捉えることが出来ない多様性社会に変遷しています。そのため、行政に求められる市民サービスや解決が求められる社会的な課題も同様に多様化しており、廃棄物行政においても社会変化に応じたサービスの提供が求められています。

上記に対応するため、本計画の基本方針を「①持続可能な一般廃棄物処理システムの構築」、「②循環型社会の構築」、「③社会変化に応じたサービスの提供」と定め、健全な一般廃棄物処理体制の構築を目指します。

【図表8-1】一般廃棄物処理システム（廃棄物発生フロー）（再掲）



第2節 基本方針に基づく施策の方向性

3つの基本方針に基づく施策の方向性は以下のとおりです。

なお、基本方針の優先順位は①～③の順とします。

【基本方針①】持続可能な一般廃棄物処理システムの構築

持続可能な一般廃棄物処理システムを構築するため、市民サービスの低減を極力抑えたうえ、ごみ処理費用の抑制、収集運搬体制の安定化、中間処理機能の維持、災害時の対応強化を目指します。

1. 一般廃棄物処理システムの見直し
廃棄物の発生フローに基づき、費用の観点、市民サービスの観点、継続性の観点から、一般廃棄物処理システム全体の見直しを行い、持続可能な制度構築を目指します。
2. 災害時の一般廃棄物処理の対応強化
葦崎市災害廃棄物処理計画の更新や体制の見直しを行い、災害時の廃棄物処理を円滑かつ迅速に対応できる体制構築を目指します。また、災害廃棄物が排出されにくい環境形成を目指します。
3. 一般廃棄物収集運搬体制の維持
一般廃棄物や資源物の収集運搬事業者をソーシャルワーカーとして位置づけ、適正な一般廃棄物収集運搬ができる体制の維持に努めます。また、違法回収事業者に対する処置の強化を検討します。
4. 中間処理施設（ごみ処理場）の移転への対応
令和13（2031）年度に予定をしている西部広域ごみ処理場への移転時に、安定してごみ処理サービスが提供できるように計画的にその対応を進めていきます。

【基本方針②】循環型社会の推進

循環型社会形成の達成のため、廃棄物の適正な分別及び廃棄物の発生抑制に努めるとともに、廃棄物の資源循環率を高め、中間処理量を減らし、最終処分をしない環境の構築を目指します。

1. 適正な分別の推進
家庭系ごみの適正な分別が出来る体制の維持に努め、事業系ごみの適正な分別を推進します。また、峡北広域事務組合と連携や情報共有により、現況把握しながら適正な分別を推進します。
2. 廃棄物の発生抑制
廃棄物の発生フローに基づき、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の観点から廃棄物の発生抑制を推進します。また、廃棄物の発生抑制の誘因の確保や受益者負担の観点から、ごみ処理の有料化について再検討を行います。

3. 廃棄物の再資源化（リサイクル）の促進

循環型社会の形成促進及び廃棄物の中間処理量・最終処分量の削減のため、廃棄物の再資源化（リサイクル）を促進します。また、廃棄物を資源化しやすい環境の形成を目指します。

4. 中間処理量・最終処分量の削減推進

資源の有効活用促進や温室効果ガスの排出削減のため、中間処理量の削減を推進します。また、最終処分場の長期間利用を可能とするため、最終処分量の削減を推進します。

【基本方針③】社会変化に応じた市民サービスの提供

社会の変化に応じて生じる需要や課題に応じた市民サービスの提供について、費用の観点、市民サービスの観点、継続性の観点から検討・実施し、住みやすいまちづくりの形成を目指します。

1. 多様な処理困難物への対応

市が処理出来ない廃棄物（処理困難物）は排出者が処理することとしています。その処分方法を明確にし、処理の方向付けを強化することで適正な処理を促進します。

2. 高齢化・国際化・孤独化への対応

多様性社会においても、共通の傾向である高齢化・国際化・孤独化に対応した一般廃棄物処理システムの構築を目指します。

3. 不法投棄の抑制

不法投棄がされにくい環境形成と不法投棄が早期に解決出来る制度構築を目指します。また、不法投棄者への罰則の適応ができる体制構築の検討をします。

4. 空き家等のごみへの対応

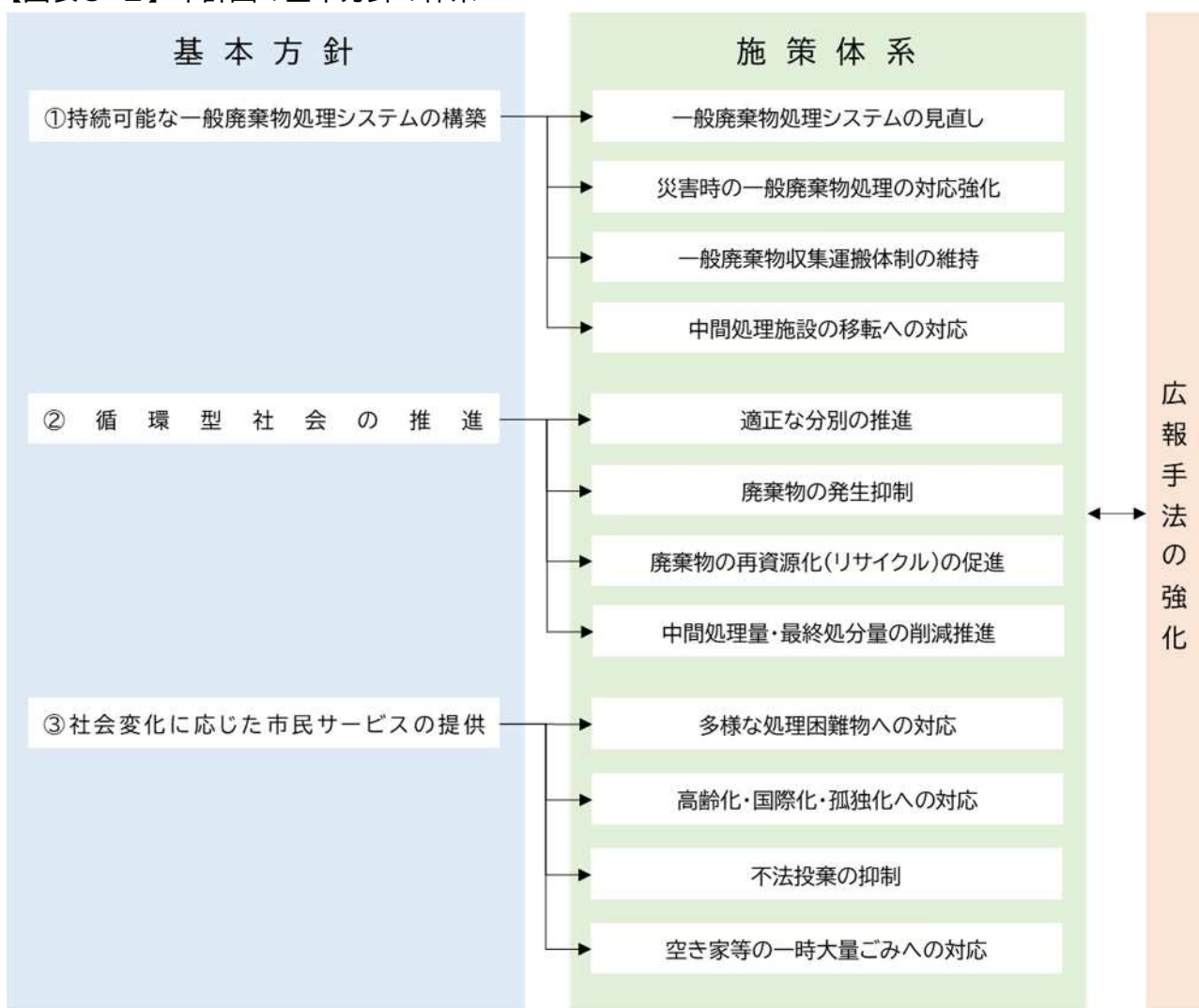
空き家や空き店舗から大量に排出されるごみが、適正な分別や適正な処理が図られるように制度の構築を図ります。

【広報手法の強化】

全ての施策において市民や事業者に対する広報や周知は必須であるため、広報手法の強化を図り、広報を計画的に行います。

また、広報における自治会の負担を軽減するため、デジタル化等の施策の検討を行います。

【図表8-2】本計画の基本方針の体系



第9章 将来推計及び数値目標

第1節 将来計画収集人口及び将来ごみ排出量等の推計

将来計画収集人口及び将来ごみ排出量を図表9-1、将来中間処理量を図表9-2、将来最終処分量を図表9-3に示します。

将来計画収集人口及び将来ごみ排出量等は、令和13（2031）年度に稼働する西部広域ごみ処理場の計画に合わせた数値にする必要があるため、山梨西部広域環境組合が設定した推定値を参照し、推計をします。

【図表9-1】将来計画収集人口及び将来ごみ排出量

(t)

分類	ごみ種別/年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
家庭系ごみ	可燃ごみ	5,413	5,354	5,296	5,239	5,180	5,104	5,026	4,968	4,911	4,853
	可燃粗大ごみ	116	115	114	112	111	109	108	107	105	104
	可燃ごみ 小計…①	5,529	5,469	5,410	5,351	5,291	5,213	5,134	5,075	5,016	4,957
	不燃粗大ごみ	373	369	365	361	357	352	346	342	338	334
	不燃ごみ	56	56	55	54	54	53	52	51	51	50
	不燃ごみ 小計…②	429	425	420	415	411	405	398	393	389	384
	家庭系ごみ排出量 合計(①+②)…③	5,958	5,894	5,830	5,766	5,702	5,618	5,532	5,468	5,405	5,341
	資源ごみ…④	584	578	572	566	559	551	543	536	530	524
	有害ごみ…⑤	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
家庭系ごみ総排出量 合計(③+④+⑤)…⑥	6,552	6,482	6,412	6,342	6,271	6,179	6,085	6,014	5,945	5,875	
事業系ごみ	事業系可燃ごみ	2,069	2,046	2,025	2,002	1,981	1,950	1,921	1,899	1,877	1,854
	事業系可燃ごみ 小計…⑦	2,069	2,046	2,025	2,002	1,981	1,950	1,921	1,899	1,877	1,854
	事業系不燃ごみ	44	44	43	43	42	42	41	41	40	40
	事業系不燃ごみ 小計…⑧	44	44	43	43	42	42	41	41	40	40
事業系ごみ総排出量 合計(⑦+⑧)…⑨	2,113	2,090	2,068	2,045	2,023	1,992	1,962	1,940	1,917	1,894	
可燃ごみ総排出量(①+⑦)	7,598	7,515	7,435	7,353	7,272	7,163	7,055	6,974	6,893	6,811	
不燃ごみ総排出量(②+⑧)	473	469	463	458	453	447	439	434	429	424	
ごみ総排出量(⑥+⑨)	8,665	8,572	8,480	8,387	8,294	8,171	8,047	7,954	7,862	7,769	
人口	28,000	27,700	27,400	27,100	26,800	26,400	26,000	25,700	25,400	25,100	
1日1人当たりのごみ排出量※1(g)	847.8	847.8	847.9	847.9	847.9	848.0	847.9	847.9	848.0	848.0	
1日1人当たりの家庭系ごみ排出量※2(g)	584.0	583.9	583.9	583.9	583.9	584.1	584.0	584.0	584.1	584.1	
排出時点の循環利用(リサイクル)率(④/⑥)	8.9%	8.9%	8.9%	8.9%	8.9%	8.9%	8.9%	8.9%	8.9%	8.9%	

※1…1日1人当たりのごみ排出量=ごみの排出量(計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量)/人口/365日

※2…1日1人当たりの家庭系ごみ排出量=家庭系ごみの排出量(資源ごみを除いた家庭からの一般廃棄物の排出量)/人口/365日

【図表9-2】 将来中間処理量

(t)

分類	ごみ種別/年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
搬入量	可燃ごみ	7,598	7,515	7,435	7,353	7,272	7,163	7,055	6,974	6,893	6,811
	不燃残渣(①)	293	291	287	284	281	277	272	269	266	263
	搬入量 合計	7,891	7,806	7,722	7,637	7,553	7,440	7,327	7,243	7,159	7,074
処理	直接焼却量	7,185	7,107	7,031	6,953	6,877	6,774	6,671	6,595	6,518	6,441
	直接焼却量 合計	7,185	7,107	7,031	6,953	6,877	6,774	6,671	6,595	6,518	6,441
資源利用	スラグ	399	394	390	386	381	376	370	366	362	357
	鉄	20	20	19	19	19	19	18	18	18	18
	アルミミックス	37	37	36	36	35	35	34	34	34	33
	資源利用 合計	455	451	446	441	436	429	423	418	413	408
埋立	スラグ	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2
	脱塩残渣	248	246	243	240	238	234	231	228	225	223
	埋立 合計	251	248	246	243	240	237	233	231	228	225
	可燃ごみ中間処理量 合計	7,891	7,806	7,722	7,637	7,553	7,440	7,327	7,243	7,159	7,074
資源回収	鉄	106	105	104	103	102	100	99	98	96	95
	アルミ	27	27	27	26	26	26	25	25	25	25
	破砕困難物	18	18	18	17	17	17	17	16	16	16
	家電線	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	家電雑品	25	25	25	24	24	24	23	23	23	23
	資源回収量 合計	180	178	176	174	172	170	167	165	163	161
焼却	不燃残渣…①	293	291	287	284	281	277	272	269	266	263
	不燃残渣 合計	293	291	287	284	281	277	272	269	266	263
	不燃ごみ中間処理量 合計	473	469	463	458	453	447	439	434	429	424
	ごみ総排出量…②	8,665	8,572	8,480	8,387	8,294	8,171	8,047	7,954	7,862	7,769
	資源ごみ…③	584	578	572	566	559	551	543	536	530	524
	中間処理資源利用・資源回収量 合計…④	635	629	621	615	608	599	590	583	576	569
	中間処理時点の循環利用(リサイクル)率((③+④)/②)	14.1%	14.1%	14.1%	14.1%	14.1%	14.1%	14.1%	14.1%	14.1%	14.1%

【図表9-3】 将来最終処分量

(t)

ごみ種別/年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
焼却灰	3.0	3.0	2.9	2.9	2.9	2.8	2.8	2.8	2.7	2.7
飛灰	241.0	238.4	235.8	233.2	230.7	227.2	223.8	221.2	218.6	216.0
埋立量(最終処分量)	244.0	241.3	238.8	236.1	233.5	230.0	226.5	223.9	221.3	218.7
ごみ総排出量	8,665	8,572	8,480	8,387	8,294	8,171	8,047	7,954	7,862	7,769
埋立処分量	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%

第2節 数値目標の設定

1. 関係計画の数値目標のまとめ

国・県・市計画の数値目標を図表9-4に示します。

本計画の期間内において各計画の目標達成は困難であるため、本計画の達成目標は各計画の数値目標の将来的な達成を目指すこととし、実現可能な数値目標を設定することとします。

【図表9-4】国・県・市計画の数値目標

計画名	目標年度	達成目標	目標値
第四次循環型社会形成推進基本計画 (廃棄物処理基本方針/施設整備計画)	2025 (2027)	出口側の資源循環(リサイクル)率	28%
		1人1日当たりのごみ排出量(g)	850
		1人1日当たり家庭系のごみ排出量(g)	440
第4次山梨県廃棄物総合計画	2025	資源循環(リサイクル)率	25%
		1人1日当たり家庭系のごみ排出量(g)	468
山梨県西部地域循環型社会 形成推進地域計画	2026	家庭系ごみ総排出量(t)※資源ごみを除く	5,908
		資源ごみ収集量(t)	597
韮崎市第7次総合計画	2026	資源循環(リサイクル)率	11%
		1人1日当たり家庭系のごみ排出量(g)	520
		資源ごみ収集量(t)	680
		プラスチック類回収量(t)	47
韮崎市第3次環境基本計画	2031	資源循環(リサイクル)率	20%
		家庭系ごみ排出量(t)	4,925
		1人1日当たり家庭系のごみ排出量(g)	520
		資源ごみ収集量(t)	655
		プラスチック類回収量(t)	60

2. 本計画の数値目標

本計画では、基本方針をもとに「ごみの処理費用の抑制」、「ごみの排出量の抑制」、「ごみの資源化の促進」、「中間処理量の削減」、「最終処分量の削減」について、6つの数値目標を設定します。

(ア) ごみの処理費用の抑制

ごみの処理費用の抑制の数値目標として、「1人当たりのごみ処理費用」を令和9(2027)年度に22,000円以内に、令和14(2032)年度に24,500円以内に抑えることを目指します。

(イ) ごみの排出量の抑制

ごみの排出量の数値目標として、「1日1人当たりのごみ排出量」を年間1gの削減、また「家庭系ごみ1日一人当たりの排出量」を年間0.8gの削減を目指します。

(ウ) ごみの資源化の促進

ごみの資源化の促進の数値目標として、「排出時(収集時)の資源化(リサイクル)率」を年間0.1%の増加を目指します。なお、数値目標に対して、収集品目ごとの具体的な収集量の目標を別途策定します。

(工) 中間処理量の削減

中間処理量の削減の数値目標として、直接焼却量を令和9（2027）年度に約6,739t以内に、令和14（2032）年度に6,250t以内に抑えることを目指します。

(オ) 最終処分量の削減

最終処分量の削減の数値目標として、最終処分量を令和9(2027)年度に約229t以内に、令和14（2032）年度に212t以内に抑えることを目指します。

【図表9-5】数値目標の推移

項目	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
想定人口(人)	28,000	27,700	27,400	27,100	26,800	26,400	26,000	25,700	25,400	25,100
(ア) 1人当たりのごみ処理費用(円)	20,500	21,000	21,500	22,000	22,500	23,000	23,500	24,000	24,500	25,000
ごみ処理費用 収支総額(千円)	574,000	581,700	589,100	596,200	603,000	607,200	611,000	616,800	622,300	627,500
(イ) 1日1人当たりのごみ排出量※1(g)	827.8	826.7	825.7	824.7	823.7	822.7	821.7	820.7	819.6	818.6
1日1人当たりの家庭系ごみ排出量※2(g)	540.8	540.0	539.2	538.4	537.6	536.8	536.0	535.2	534.4	533.6
(ウ) 排出時点の循環利用(リサイクル)率	9.9%	10.0%	10.1%	10.2%	10.3%	10.4%	10.5%	10.6%	10.7%	10.8%
(エ) 直接焼却量(t)	7,007	6,917	6,828	6,739	6,650	6,537	6,425	6,337	6,250	6,163
(オ) 最終処分量(t)	238	235	232	229	226	222	218	215	212	209

※1…1日1人当たりのごみ排出量=ごみの排出量(計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量)/人口/365日

※2…1日1人当たりの家庭系ごみ排出量=家庭系ごみの排出量(資源ごみを除いた家庭からの一般廃棄物の排出量)/人口/365日

3. 数値目標の達成評価

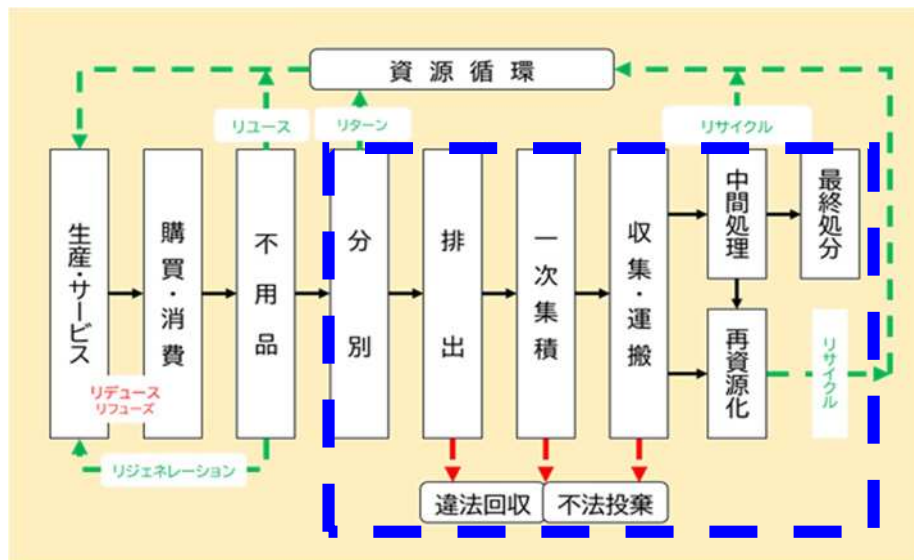
数値目標の達成評価は、計画見直しを行う令和10（2028）年度及び計画更新を行う令和15（2033）年度に、前年度までの実績値を用いて評価します。

また、毎年度、数値目標と実績値の比較の達成状況を公表し、目標達成に向けた意識の醸成に努めます。

第10章 基本計画

基本計画は「分別から最終処分（図表10-1 青枠内）」について策定します。原則、令和5年（2024）年度時点の制度・体制を継承します。

【図表10-1】一般廃棄物処理システム（廃棄物発生フロー）（再掲）



第1節 収集・運搬計画

1. 家庭系ごみの収集運搬体制

家庭系ごみの収集運搬体制の大枠は、図表10-2、図表10-3に示すとおりです。

(ア) 分別・排出

家庭系ごみの分別及び排出は、市が別途示す「ごみ分別マニュアル」に則して行うこととします。

(イ) 一次集積

家庭系ごみの排出は一次集積所に行くこととし、一次集積所は地区ごみステーション、地区リサイクル会場、常設拠点リサイクル会場、そのほか市が臨時指定する場所とします。

地区ごみステーション・地区リサイクル会場の管理は、自治会もしくは不動産会社等の管理者で行います。常設拠点リサイクル会場・そのほか市が臨時指定する場所の管理は、原則、市が管理するものします。

(ウ) 収集・運搬

収集・運搬は、市が廃棄物収集運搬事業者へ委託するものとし、また、月に1度、市民等が中間処理施設（ごみ処理場）に無償で搬入できる日を設けます。

【図表10-2】家庭ごみの分別・排出方法（再掲）

■ 地区ごみステーション／地区リサイクル会場

分類	種別	排出方法	収集頻度	一時集積方式	収集品目
燃える	可燃ごみ	市指定ごみ袋	週2回	ステーション方式	生ごみ、紙製品、衣類 等
	可燃粗大ごみ	そのまま	年6回	ステーション方式	木製棚、机、ふとん、枝 等
燃えない	不燃ごみ	市指定ごみ袋	月2回	ステーション方式	ガラス製品、陶器、包丁 等
	不燃粗大ごみ	そのまま	年6回	ステーション方式	家電製品、金属製家具 等
有害	乾電池・水銀含有製品	コンテナ	年2回	ステーション方式	乾電池、蛍光灯、鏡、水銀体温計 等
資源	缶	網袋	月1回	リサイクル会場	飲料用アルミ缶、飲料用スチール缶
	ビン	コンテナ	月1回	リサイクル会場	飲料用ビン（ふたは除く）
	白色トレイ	網袋	月1回	リサイクル会場	白色トレイ
	プラスチック類	網袋	月1回	リサイクル会場	プラスチック製品
	ペットボトル	網袋	月1回	リサイクル会場	飲料用ペットボトル
	新聞（チラシ）	ひも束	月1回	リサイクル会場	新聞・チラシ
	雑誌	ひも束	月1回	リサイクル会場	雑誌、本、辞典 等
	ダンボール	ひも束	月1回	リサイクル会場	ダンボール
	牛乳パック	ひも束	月1回	リサイクル会場	牛乳パック、飲料用紙パック
	ミックス紙	紙袋	月1回	リサイクル会場	紙箱、紙ファイル、封筒、はがき 等
	廃食油	ドラム缶	月1回	リサイクル会場	食用油

■ 地区以外

分類	種別	排出方法	収集頻度	一次集積方式	収集品目
燃える	可燃ごみ	市指定ごみ袋 (自己搬入)	月1回	エコパークたつおか	生ごみ、紙製品、衣類 等
	可燃粗大ごみ	そのまま (自己搬入)	月1回	エコパークたつおか	木製棚、机、ふとん、枝 等
燃えない	不燃ごみ	市指定ごみ袋 (自己搬入)	月1回	エコパークたつおか	ガラス製品、陶器、包丁 等
	不燃粗大ごみ	そのまま (自己搬入)	月1回	エコパークたつおか	家電製品、金属製家具 等
有害	乾電池・ 水銀含有製品	ドラム缶	毎日	菫崎市役所	乾電池、蛍光灯、鏡、水銀体温計 等
資源	缶	網袋	毎日 (土曜日)	菫崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	飲料用アルミ缶、飲料用スチール缶
	ビン	コンテナ	毎日 (土曜日)	菫崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	飲料用ビン (ふたは除く)
	白色トレイ	網袋	毎日 (土曜日)	菫崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	白色トレイ
	プラスチック類	網袋	毎日 (土曜日)	菫崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	プラスチック製品
	ペットボトル	網袋	毎日 (土曜日)	菫崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	飲料用ペットボトル
	新聞 (チラシ)	ひも束	毎日 (土曜日)	菫崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	新聞・チラシ
	雑誌	ひも束	毎日 (土曜日)	菫崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	雑誌、本、辞典 等
	ダンボール	ひも束	毎日 (土曜日)	菫崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	ダンボール
	牛乳パック	ひも束	毎日 (土曜日)	菫崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	牛乳パック、飲料用紙パック
	ミックス紙	紙袋	毎日 (土曜日)	菫崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	紙箱、紙ファイル、封筒、はがき 等
	廃食油	ドラム缶	毎日 (土曜日)	菫崎市役所 (龍岡公民館グラウンド)	食用油
	家電リサイクル品	そのまま	年2回	菫崎市役所	テレビ、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン

【図表10-3】家庭系ごみ・資源物収集地区分け（再掲）

No.	対象地区	可燃ごみ	不燃ごみ	可燃粗大ごみ	不燃粗大ごみ	資源ごみ
1	一ツ谷、水神、本町、栄、富士見ヶ丘、中央町、若宮、富士見、中島、岩下、上ノ山	毎週2回 (月・木曜日)	月2回 (第1・第3水曜日)	2カ月に1回 (偶数月 第2水曜日)	2カ月に1回 (奇数月 第4水曜日)	月1回 (毎月 第1火曜日)
2	穂坂町、藤井町、中田町、岩根	毎週2回 (月・木曜日)	月2回 (第1・第3水曜日)	2カ月に1回 (奇数月 第2水曜日)	2カ月に1回 (偶数月 第4水曜日)	月1回 (毎月 第2火曜日)
3	穴山町、円野町、清哲町、神山町、上祖母石、下祖母石	毎週2回 (火・金曜日)	月2回 (第2・第4水曜日)	2カ月に1回 (偶数月 第1水曜日)	2カ月に1回 (奇数月 第3水曜日)	月1回 (毎月 第3火曜日)
4	旭町、大草町、龍岡町	毎週2回 (火・金曜日)	月2回 (第2・第4水曜日)	2カ月に1回 (奇数月 第1水曜日)	2カ月に1回 (偶数月 第3水曜日)	月1回 (毎月 第4火曜日)

2. 事業系ごみの収集運搬体制

(ア) 事業系ごみの処理責任について

事業系ごみは、排出者である事業者が処理責任を有するものとします。

廃棄物処理法等に基づき事業者自らが分別を行い、峡北広域環境衛生センターに有償搬入するか、市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に委託し、峡北広域環境衛生センターまたは一般廃棄物処分許可業者へ搬入するものとします。

(イ) 市が直接運営する公共施設のごみについて

市が直接運営する施設のごみについては、家庭系ごみの例により分別し、中間処理施設へ直接搬入ができるものとします。

第3節 中間処理計画

中間処理フローは、下記および図表10-4に示すとおりとします。

1. 可燃ごみ・不燃ごみの中間処理

可燃ごみ・不燃ごみの中間処理は、峡北広域事務組合（葦崎市、北杜市、甲斐市）が所管する峡北広域環境衛生センター（エコパークたつおか）で行うものとします。

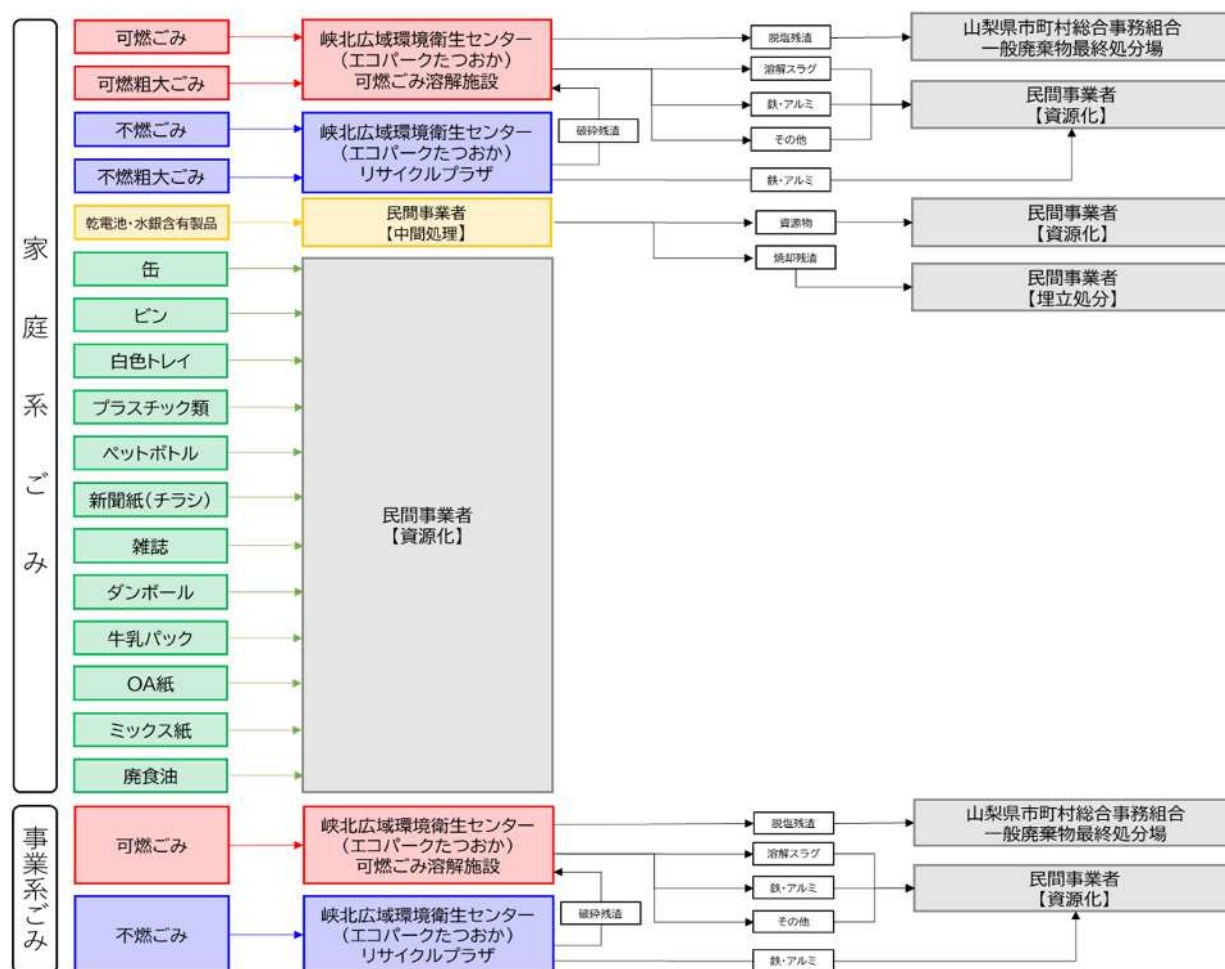
2. 有害ごみの中間処理

有害ごみの中間処理は、民間の処理事業者へ委託するものとします。

3. 資源ごみの中間処理

資源ごみの中間処理は、民間の処理事業者へ委託するものとします。

【図表10-4】ごみ処理フロー（再掲）



第4節 最終処分計画

1. 可燃ごみ・不燃ごみの最終処分

山梨県市町村総合事務組合立の一般廃棄物最終処分場に埋め立てするものとします。

2. 有害ごみの最終処分

有害ごみの最終処分は、民間事業者へ委託するものとします。

第5節 その他ごみ処理に関し必要な事項

1. 不法投棄対策

不法投棄対策は監視パトロールを実施するとともに、違法行為に対して厳正な対応をします。

2. 災害廃棄物処理対応

風水害などの自然災害が発生した際は一時的に大量の廃棄物が発生するため、「韮崎市災害廃棄物処理計画」に基づき、がれき等の災害廃棄物を処理し、生活環境の汚染防止に努めます。

第11章 施策の展開

施設の展開は、第8章第2節の基本方針に基づく施策の方向性に沿って、基本計画を変更・発展させる形で実施します。

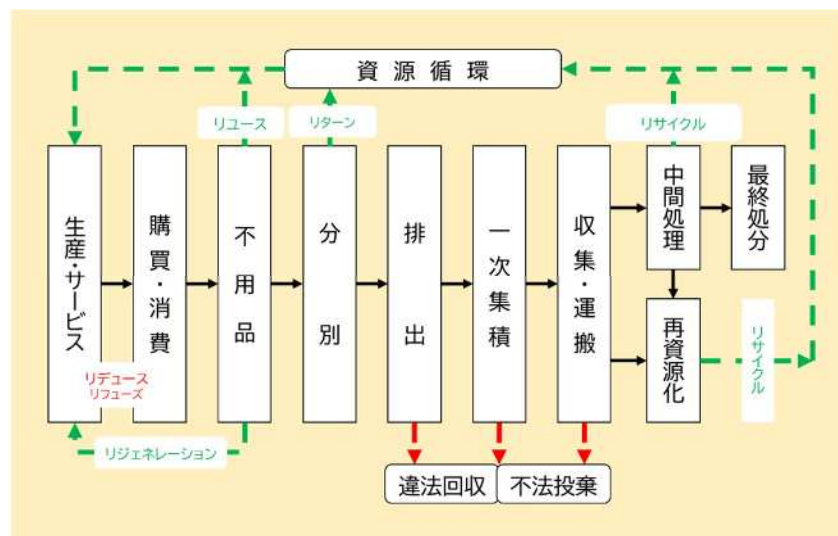
【基本方針①】 持続可能な一般廃棄物処理システムの構築

持続可能な一般廃棄物処理システムを構築するため、市民サービスの低減を極力抑えたうえ、ごみ処理費用の抑制、収集運搬体制の安定化、中間処理機能の維持、災害時の対応強化を目指します。

一般廃棄物処理システムの見直し

廃棄物の発生フローに基づき、費用の観点、市民サービスの観点、継続性の観点から、一般廃棄物処理システム全体の見直しを行い、持続的に稼働できる制度構築を目指します。

【図表11-1】 一般廃棄物処理システム（廃棄物発生フロー）（再掲）



1. 廃棄物処理における各種制度の見直し

費用の観点、市民サービスの観点、継続性の観点から、廃棄物の発生フローにおける廃棄物処理（分別、排出、一次集積、収集・運搬、中間処理、最終処分）や発生抑制・資源化（リデュース、リフューズ、リジェネレーション、リユース、リターン、リサイクル、）の手法や制度について再検討を行い、持続可能な制度構築に努めます。

2. ごみステーションの在り方の見直し

ごみステーションの設置箇所や設置数を見直しによる適正化を図ります。また、自治会の負担軽減のため、ごみステーションの管理に対する支援策の検討を行います。

3. 一般廃棄物処理有料化の検討

原材料費の高騰や円相場変動の影響により、指定ごみ袋の作製単価が大幅に増加したため、指定ごみ袋の値上げを随時検討します。また、中間処理費が増加傾向にあるため、粗大ごみ処理の有料化について研究します。

4. 一般廃棄物処理に係る費用の抑制

各種制度の見直し、整合性を図り、一般廃棄物処理に係る費用の抑制のための手法を検討します。また、廃棄物処理の中間処理費が増加傾向にあるため、中間処理費の手数料値上げについて峡北広域行政事務組合と協議・検討を行います。

災害時の一般廃棄物処理の対応強化

韮崎市災害廃棄物処理計画の更新や体制の見直しを行い、災害時の廃棄物処理を円滑かつ迅速に対応できる体制構築を目指します。また、災害廃棄物が排出されにくい環境形成を目指します。

1. 災害廃棄物処理対策計画の見直し

災害廃棄物処理対策計画を定期的に見直し、最新の情報が記載された状態を保ちます。併せて、災害廃棄物が排出されにくい環境形成の促進について検討します。

2. 災害時の処理体制・連絡体制の構築

災害時の想定処理体制や連絡体制を構築します。また、計画の定期見直しに合わせて情報を更新し、最新情報が記載された状態を保ちます。

3. 災害廃棄物処理事業の実務フローの策定

災害時の作業を滞りなく実施するため、災害時の対応イメージした実務フローを策定します。また併せて必要と想定されるチラシや書類を準備しておきます。

4. 仮置き場等の設営等の訓練実施の検討

被災時に仮置き場の設置等を滞りなく対応するため、災害廃棄物仮置き場設営訓練の実施を検討します。

一般廃棄物収集運搬体制の維持

一般廃棄物や資源物の収集運搬事業者をソーシャルワーカーとして位置づけ、適正も一般廃棄物収集運搬ができる体制の維持に努めます。また、違法回収事業者に対する処置の強化を検討します。

1. 一般廃棄物処理業許可制度の見直し

一般廃棄物処理業の許可制度の見直しを行い、収集運搬、処分等に係る許可要件や許可取り消しや事業停止などの行政処分の要件を明確にします。また、併せて許可等に係る手数料の見直しを行います。

2. 違法回収事業者への対応強化

違法回収事業者への対応を強化するため、市民に対する広報・周知を強化します。また、違法回収事業者への指導体制の構築を検討します。

3. 収集・運搬体制の広域連携の検討

一般廃棄物や資源物の収集・運搬体制の広域連携の可能性について研究します。

中間処理施設の移転への対応

令和13（2031）年度に予定をしている中間処理施設の移転時に、安定してごみ処理サービスを提供できるように計画的にその対応を進めていきます。

1. 新ごみ処理施設に合わせたごみ分別マニュアルの改定・周知

西部広域ごみ処理場の受入可能な廃棄物に合わせて、ごみ分別マニュアルを改定します。また、西部広域ごみ処理場の稼働前に広く市民に周知ができるように広報します。

2. 新ごみ処理施設に合わせた収集運搬体制の構築

運搬時間の大幅な増加が見込まれるため、一般廃棄物収集運搬事業者との対話を強化し、計画的に収集運搬体制の強化をしていきます。

3. 現行ごみ処理サービスへの影響調査及び対応方法の検討

中間処理施設の移転に伴う現行ごみ処理サービス（動物の死がい収集運搬や「自己搬入の日」等）への影響を調査し、対応方法を検討していきます。

【図表11-1】基本方針①の施策体系



【基本方針②】循環型社会の推進

循環型社会形成の達成のため、廃棄物の適正な分別及び廃棄物の発生抑制に努めるとともに、廃棄物の資源循環率を高め、中間処理量を減らし、最終処分をしない環境の構築を目指します。

適正な分別の推進

家庭系ごみの適正な分別が出来る体制の維持に努め、事業系ごみの適正な分別を推進します。また、峡北広域事務組合と連携や情報共有により、現況把握しながら適正な分別を推進します。

1. 家庭系ごみの分別の広報強化

家庭系ごみの分別に関して定期的な広報やホームページの掲載情報の見直しを行い、廃棄物の適正な分別を推進します。

2. 家庭系ごみ分別検索サイトの随時更新

家庭系ごみ分別検索サイトを随時更新し、ごみ分別の最新情報をいつでも確認できるようにするとともに、分別に関する問い合わせ等の知見を蓄積することで廃棄物の適正な分別を推進します。

3. 家庭系ごみの分別における段階的ルール設定の検討

高齢者のみの世帯や賃貸暮らしの世帯において、市が指定する分別ルールの全て守ることは困難であるため、市民の生活環境に合わせた分別の段階的ルール（最低限の分別、最良の分別等）の設定を検討します。

4. 事業系ごみの適正排出の促進

事業系ごみの適正排出の促進のため、定期的にパンフレットを作成し、配布します。また、小規模事業者向けの事業系ごみの適正排出に向けた支援策を研究します。

廃棄物の発生抑制

廃棄物の発生フローに基づき、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の観点から廃棄物の発生抑制を推進します。また、廃棄物の発生抑制誘因の確保や受益者負担の観点から、ごみ処理の有料化について再検討を行います。

1. 生ごみの減量化・再資源化の促進

生ごみの減量化のため、生ごみ処理機等に補助金を交付し、その普及促進を図ります。また、生ごみの発生抑制に対する促進策を研究します。

2. リユースの促進

リユースの促進をするため、フリマアプリ・サイトとの連携を検討します。また、民間団体のフリーマーケット開催等の促進施策を研究します。

3. 一般廃棄物処理有料化の検討（再掲）

廃棄物の発生抑制の誘因となるため、一般廃棄物有料化の検討を行います。

4. 剪定枝の処分方法の検討

一般家庭から出る剪定枝の処分方法について、焼却以外の処理方法を研究します。

廃棄物の再資源化（リサイクル）の促進

循環型社会の形成促進及び廃棄物の中間処理量・最終処分量の削減のため、廃棄物の再資源化（リサイクル）を促進します。また、廃棄物を資源化しやすい環境の形成を目指します。

1. 資源ごみの種類の見直し

収集する資源ごみの種類の新規追加や廃止等について、随時見直しを行います。見直しは、費用対効果の観点から家庭系ごみの中間処理費用の1kg単価と比較し、検討を行うものとします。

2. 資源ごみの排出機会の創出

資源ごみの排出機会を創出するため、排出場所の新規設置等に関する民間事業者との連携を模索します。

3. 落ち葉の堆肥化促進の検討

一般家庭から出る落ち葉の堆肥化の手法を研究します。

4. 家庭系ごみの金属の売買の促進の検討

家庭系ごみのうち、金属等の有価物となりえる資源の売買の促進策を研究します。

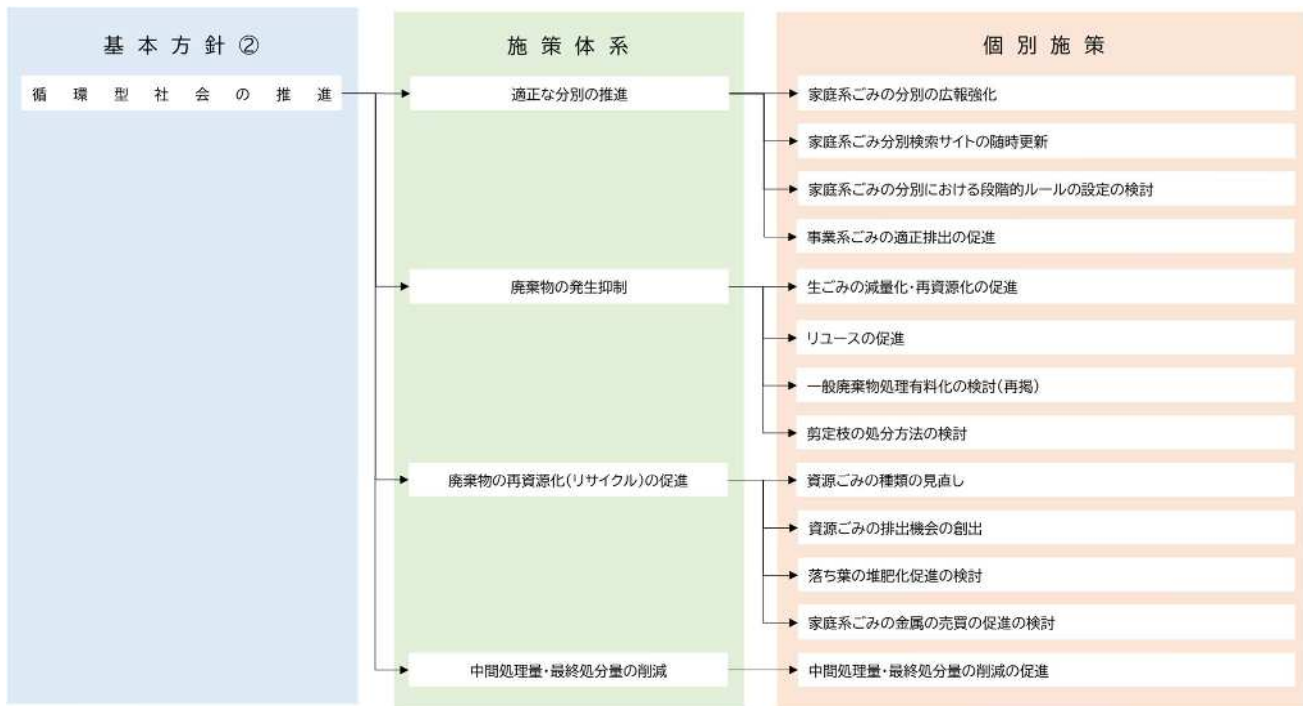
中間処理量・最終処分量の削減推進

資源の有効活用促進や温室効果ガスの排出削減のため、中間処理量の削減を推進します。また、最終処分場の長期間利用を可能とするため、最終処分量の削減を推進します。

1. 中間処理量・最終処分量の削減の促進

廃棄物の発生抑制や再資源化の促進により、中間処理量の削減や最終処分量の削減を推進します。

【図表11-2】基本方針②の施策体系



【基本方針③】 社会変化に応じた市民サービスの提供

社会の変化に応じて生じる需要や課題に応じた市民サービスの提供について、費用の観点、市民サービスの観点、継続性の観点から検討・実施し、住みやすいまちづくりの形成を目指します。

多様な処理困難物への対応

市が処理出来ない廃棄物（処理困難物）は、排出者が処分することとしています。処理困難物の処分方法を明確にし、処理の方向付けを強化することで適正な処理を推進します。

1. 処理困難物の処理方法の明示化

処理困難物を処分する場合の処理方法や委託先を明確にし、処理困難物が適正に処理されるように方向付けを強化します。

2. 処理困難物の処理方法の広報強化

処理困難物の処分方法について、広報誌やホームページ等で周知し、処理困難物の適正処理を促進します。

3. 処理困難物の処分機会の創出の検討

処理困難物のうち、排出者個人で処分を行うことが困難かつその処分に関する需要が多い場合、処分機会の創出について検討をします。

高齢化・国際化・孤独化への対応

多様性社会において、共通傾向にある高齢化・国際化・孤独化に対応した一般廃棄物処理システムの構築を目指します。

1. 高齢者へのごみの分別支援策の検討

高齢者が、ごみの分別において困難に感じている事項について、その支援策を検討します。

2. 高齢者へのごみの排出支援策の検討

高齢者が、ごみの排出において困難に感じている事項について、その支援策を検討します。

3. 多言語対応の広報手法強化の検討

多国籍化に対応するため、多言語対応の広報手法について強化を検討します。

4. 家庭系ごみの分別における段階ルールの設定（再掲）

高齢者のみの世帯や賃貸暮らしの世帯において、市が指定する分別ルールの全て守ることは困難であるため、市民の生活環境に合わせた分別の段階的ルール（最低限の分別、最良の分別等）の設定を検討します。

5. 資源ごみの排出の機会の創出（再掲）

資源ごみの排出機会を創出するため、排出場所の新規設置等に関する民間事業者との連携を

模索します。

6. 有償常設ごみステーションの設置の検討

働き方の変化への対応や介護世帯のおむつ等に対するごみ出し支援のため、有償の常設ごみステーションの設置について研究します。

不法投棄の抑制

不法投棄がされにくい環境形成と不法投棄が早期に解決出来る制度の構築を目指します。また、不法投棄者へ罰則適応ができる体制構築の検討をします。

1. 不法投棄を早期解決できる制度の確立

不法投棄物の発見後、速やかに土地所有者に通知し、不法投棄が早期解消されやすい制度を確立します。

2. 不法投棄者へ罰則の適応ができる体制構築の検討

多く不法投棄事案において、不法投棄者を特定できずに土地所有者が処分費を支払う「捨て得」の状態が続いています。そのため、不法投棄者に対して罰則を適応する場合の要件の明確化やその連絡体制等の構築について研究します。

空き家等のごみへの対応

空き家や空き店舗から大量に排出されるごみの適正分別や処理ができる制度の構築を図ります。

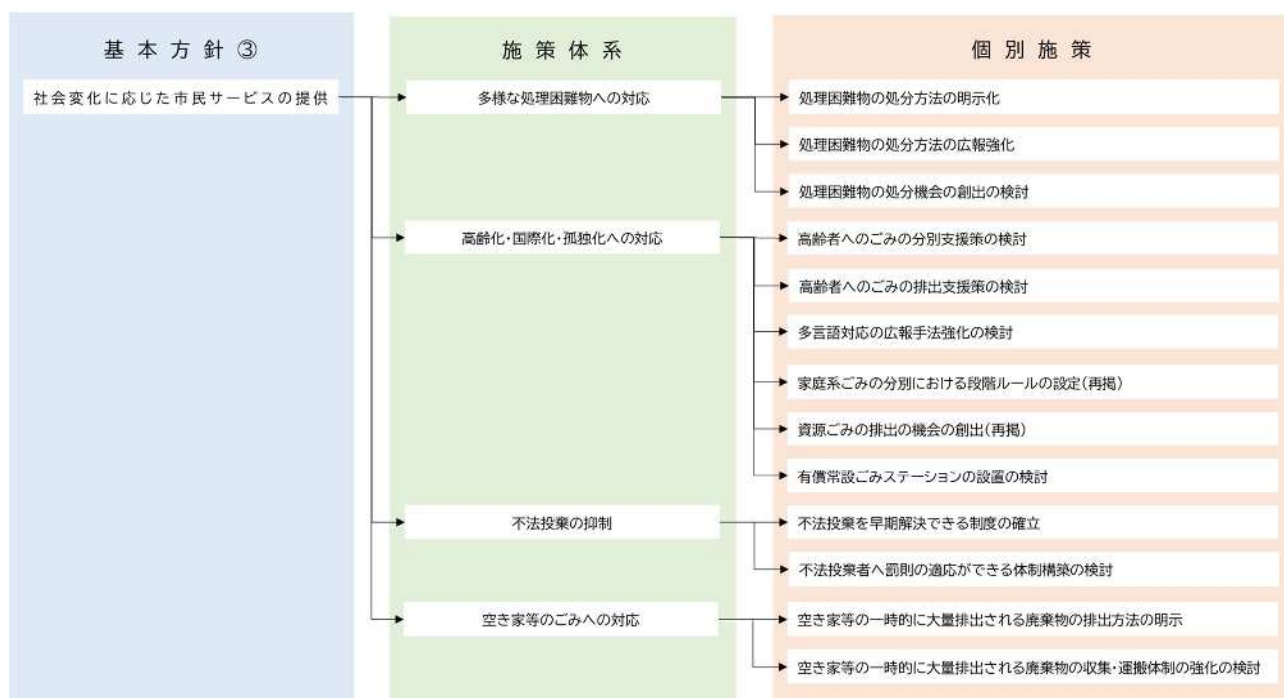
1. 空き家等の一時的に大量排出される廃棄物の排出方法の周知

一時的に大量排出される廃棄物の排出方法について明示し、適正な分別や排出を促進します。

2. 空き家等の一時的に大量排出される廃棄物の収集・運搬体制の強化の検討

一時的に大量排出される廃棄物の収集・運搬体制について、一般廃棄物収集運搬事業者と連携を行い、空き家等の一時的に大量排出される廃棄物に特化した収集・運搬体制を構築できるか検討をします。

【図表 1 1 - 3】基本方針③の施策体系



第12章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理事業の沿革

本市の生活排水処理事業は、北杜市及び甲斐市の一部(双葉地区、敷島地区)との3市で構成する峡北広域行政事務組合で広域処理しています。

年月日	内容
昭和 39 年 6 月	韮崎市外五町村衛生組合設立、し尿処理施設竣工
昭和 51 年 3 月	し尿処理施設竣工 (増設)
昭和 57 年 4 月	峡北広域行政事務組合設立
昭和 60 年	すずらん団地コミュニティプラント竣工
平成元年	韮崎市公共下水道事業計画の事業認可
平成 5 年 4 月	釜無川浄化センター共用開始
平成 8 年 3 月	公共下水道接続開始

第2節 し尿等の処理施設の概要

1. し尿等処理施設

し尿等については、本市、北杜市及び甲斐市(一部)において構成する峡北広域事務組合にて広域処理しています。

施設所在地	韮崎市栄2丁目5番48号
全体敷地面積	6,400 m ²
施設名称	南部衛生センターし尿処理施設
処理方法	高速酸化方式
処理能力	72kl/日 (36kl/日×2基)
希釈水の種類	地下水 希釈倍率：10倍 放流先：塩川
汚泥の処理	脱水

2. 公共下水道処理施設

公共下水道処理については、公益財団法人山梨県下水道公社が管理する釜無川浄化センター

にて、本市を含む7市町で汚水を広域処理しています。

施設所在地	南巨摩郡富士川町長澤 1790 番地
施設名称	釜無川浄化センター
処理方法	標準活性汚泥法
処理能力	74,000 m ³ /日
放流先	坪川

第3節 生活排水処理フロー

本市における一般的な生活排水処理フローを、図表1 2-1に示します。

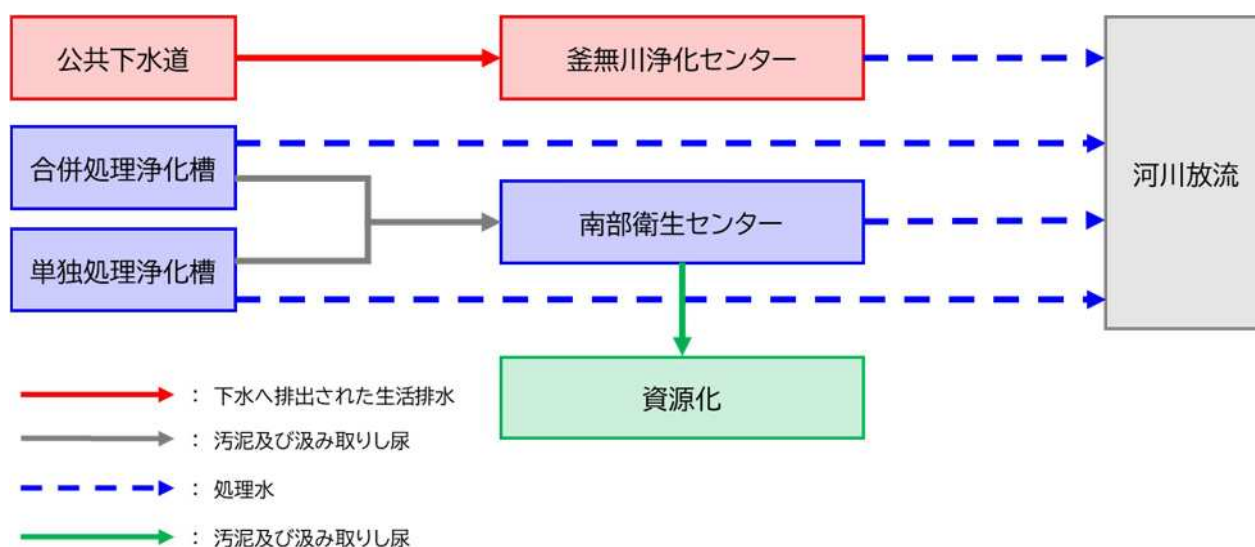
家庭から排出される生活排水の種類は、し尿と台所や洗濯などによって発生する生活雑排水に大別されます。

本市では、公共下水道、合併処理浄化槽のいずれかに接続することにより、し尿・生活雑排水を適切に処理しています。

公共下水道を経由したし尿、生活雑排水については釜無川浄化センターにて処理します。

合併処理浄化槽や単独処理浄化槽に溜まったし尿、生活雑排水については南部衛生センターにて処理を行います。その後、どちらの処理水も公共用水域に放流します。

【図表1 2-1】生活排水処理フロー



第4節 生活排水処理の現況

1. 生活排水処理体系の状況

本市における生活排水処理体系の状況を図表1 2-2及び下記に示します。

(ア) 公共下水道

接続区域の拡大により、公共下水道による排水処理人口が増加しています。

(イ) 合併処理浄化槽

単独処理浄化槽の新規設置が原則禁止になったことから、合併処理浄化槽人口が増えています。

(ウ) コミュニティプラント

コミュニティプラントは、大草町すずらん団地で平成25年度まで運用していましたが、当該地区の下水道供用開始とともに廃止されました。

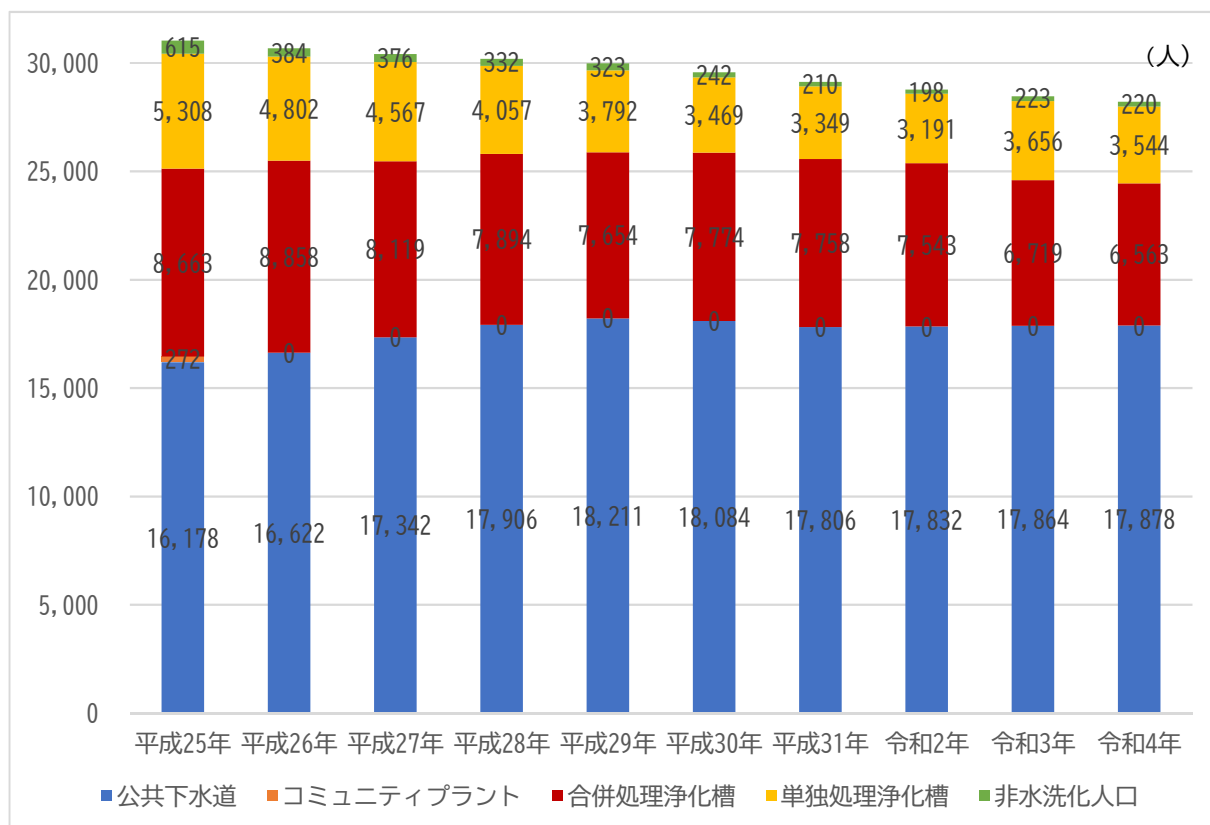
(エ) 非水洗化人口

汲み取り式の非水洗化人口は、公共下水道への接続または合併処理浄化槽への切り替えにより年々減少しています。

【図表1 2-2】生活系排水処理人口の推移

(人)

年	公共下水道	コミュニティプラント	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	水洗化人口	非水洗化人口	水洗化率(%)	総人口
平成25年	16,178	272	8,663	5,308	30,421	615	98.02%	31,036
平成26年	16,622	0	8,858	4,802	30,282	384	98.75%	30,666
平成27年	17,342	0	8,119	4,567	30,028	376	98.76%	30,404
平成28年	17,906	0	7,894	4,057	29,857	332	98.90%	30,189
平成29年	18,211	0	7,654	3,792	29,657	323	98.92%	29,980
平成30年	18,084	0	7,774	3,469	29,327	242	99.18%	29,569
平成31年	17,806	0	7,758	3,349	28,913	210	99.28%	29,123
令和2年	17,832	0	7,543	3,191	28,566	198	99.31%	28,764
令和3年	17,864	0	6,719	3,656	28,239	223	99.22%	28,462
令和4年	17,878	0	6,563	3,544	27,985	220	99.22%	28,205



2. 生活排水処理の状況

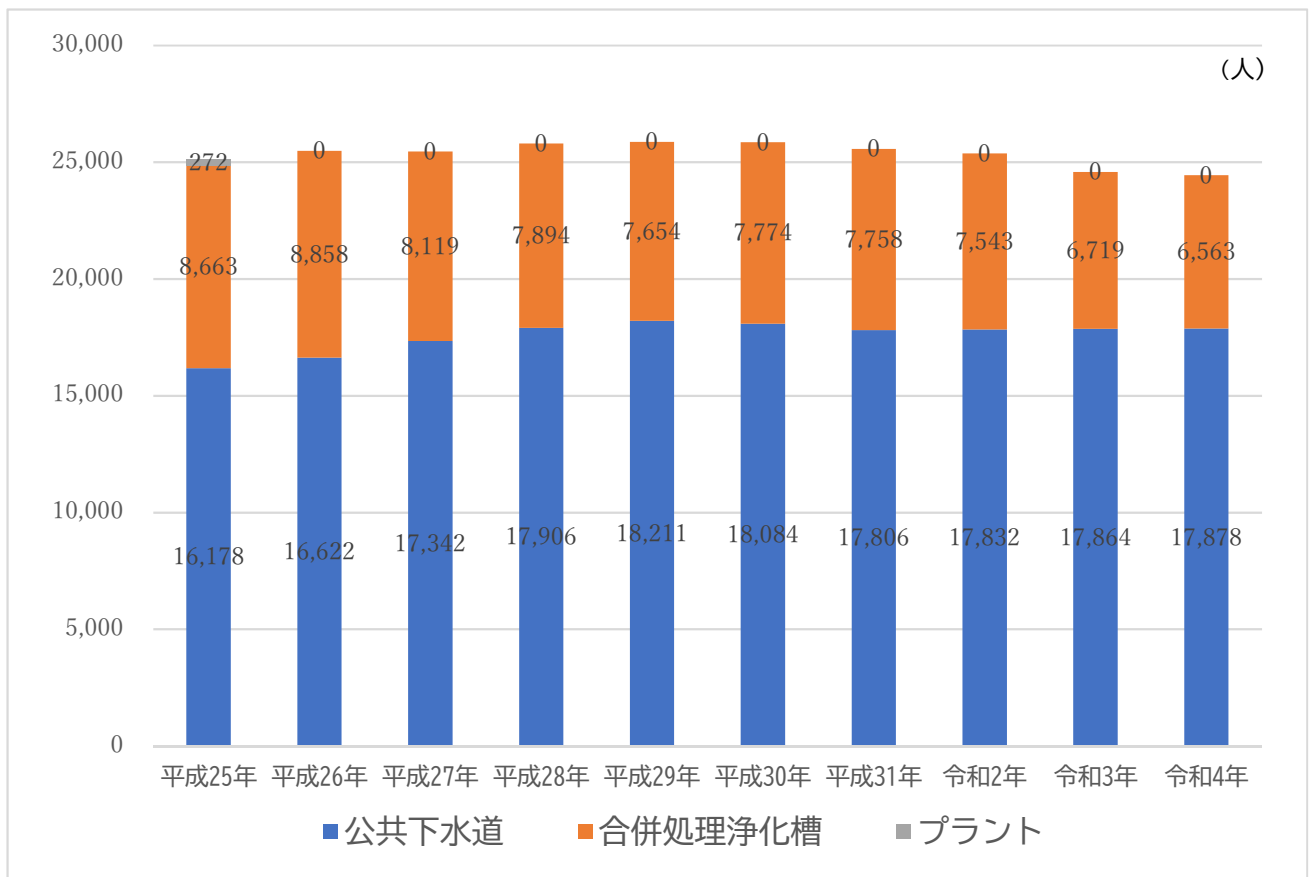
本市における生活排水処理の状況を図表1 2-3に示します。

生活排水クリーン処理率については、平成30年度から横ばいです。市内の生活排水処理状況は、公共下水道や合併処理浄化槽等により適正な処理が行われています。

【図表1 2-3】生活排水処理実績

(人)

年	公共下水道	合併処理浄化槽	プラント	衛生処理人口	生活排水クリーン処理率
平成25年	16,178	8,663	272	25,113	80.92%
平成26年	16,622	8,858	0	25,480	83.09%
平成27年	17,342	8,119	0	25,461	83.74%
平成28年	17,906	7,894	0	25,800	85.46%
平成29年	18,211	7,654	0	25,865	86.27%
平成30年	18,084	7,774	0	25,858	87.45%
平成31年	17,806	7,758	0	25,564	87.78%
令和2年	17,832	7,543	0	25,375	88.22%
令和3年	17,864	6,719	0	24,583	86.37%
令和4年	17,878	6,563	0	24,441	86.65%



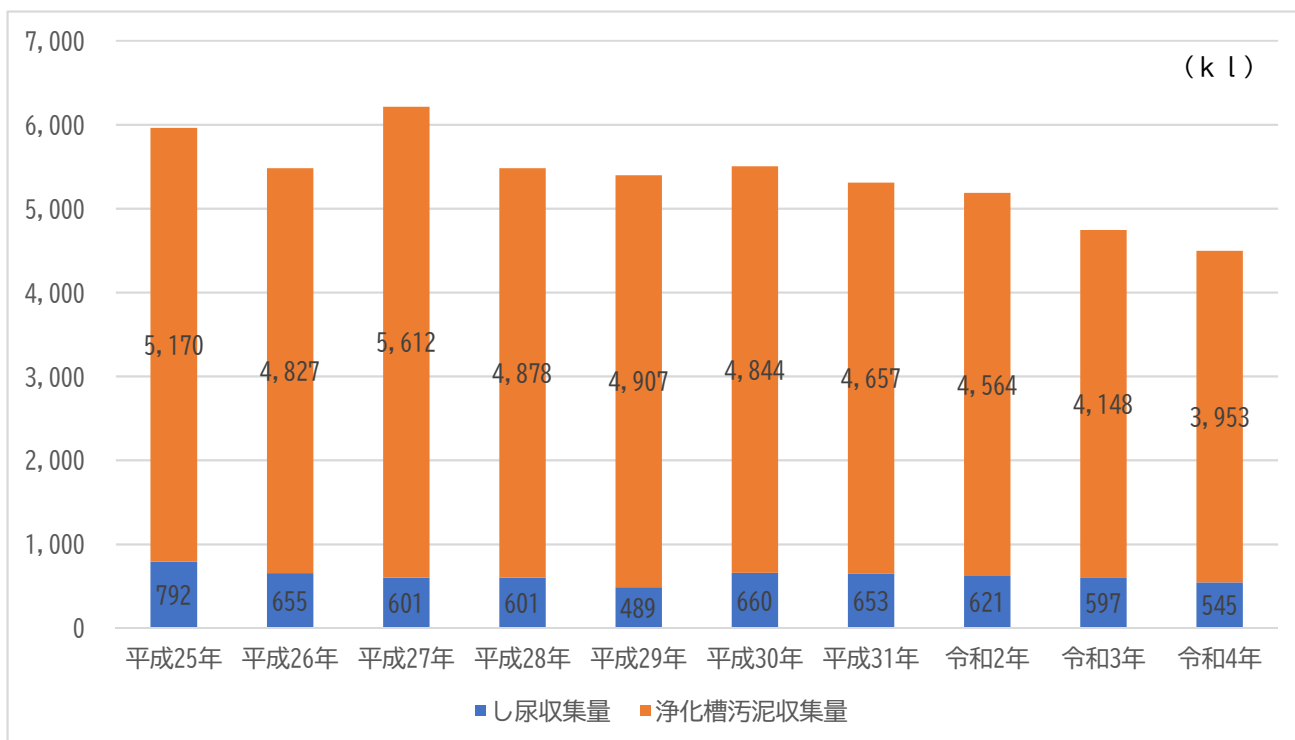
3. し尿・浄化槽汚泥の排出状況

本市におけるし尿・浄化槽汚泥の排出状況について、図表1 2-4に示します。
公共下水道接続地域の拡大に伴い、経年変化で見ると減少傾向にあります。

【図表1 2-4】し尿・浄化槽汚泥の排出量実績

(k l)

年	し尿収集量	浄化槽汚泥収集量	処理量計
平成25年	792	5,170	5,962
平成26年	655	4,827	5,482
平成27年	601	5,612	6,213
平成28年	601	4,878	5,479
平成29年	489	4,907	5,396
平成30年	660	4,844	5,504
平成31年	653	4,657	5,310
令和2年	621	4,564	5,185
令和3年	597	4,148	4,745
令和4年	545	3,953	4,498



4. 収集運搬体制

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、許可業者が収集運搬を行っています。また、収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、南部環境衛生センターに搬入されています。

処理施設への搬入状況については、前項の排出状況と同数ではありますが、1日平均の搬入量については、図表12-5に示すとおりです。

1日平均の搬入量は、公共下水道接続人口の増加や人口減少により、減少傾向にあります。

【図表12-5】し尿・浄化槽汚泥の収集量実績 (単位: kl)

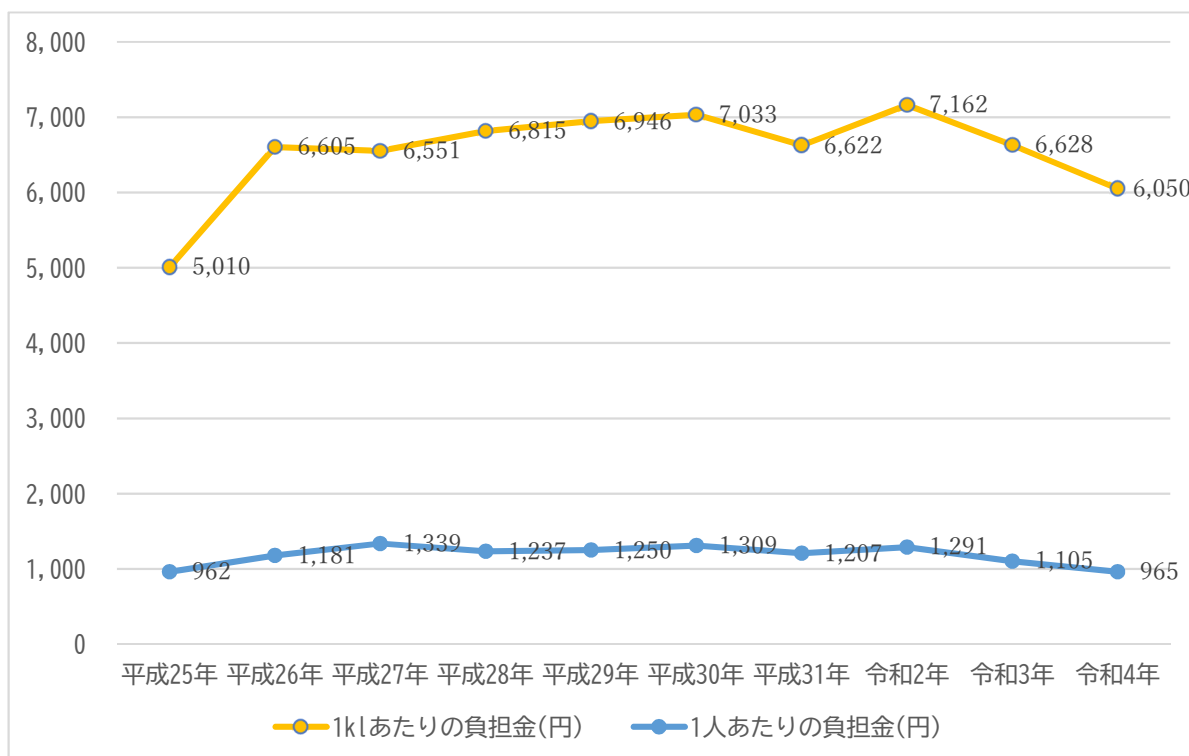
年	し尿収集量	浄化槽汚泥収集量	処理量計	1日当たりの搬入量
平成25年	792	5,170	5,962	22.33
平成26年	655	4,827	5,482	20.53
平成27年	601	5,612	6,213	23.27
平成28年	601	4,878	5,479	20.52
平成29年	489	4,907	5,396	20.21
平成30年	660	4,844	5,504	20.61
平成31年	653	4,657	5,310	19.89
令和2年	621	4,564	5,185	19.42
令和3年	597	4,148	4,745	17.77
令和4年	545	3,953	4,498	16.85

5. 生活排水処理経費

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理にかかる経費を図表12-6に示します。

【図表12-6】生活排水処理経費実績

年	し尿処理負担金(千円)	し尿搬入量(k l)	人口(人)	1klあたりの負担金(円)	1人あたりの負担金(円)
平成25年	29,867	5,962	31,036	5,010	962
平成26年	36,207	5,482	30,666	6,605	1,181
平成27年	40,704	6,213	30,404	6,551	1,339
平成28年	37,338	5,479	30,189	6,815	1,237
平成29年	37,479	5,396	29,980	6,946	1,250
平成30年	38,710	5,504	29,569	7,033	1,309
平成31年	35,165	5,310	29,123	6,622	1,207
令和2年	37,136	5,185	28,764	7,162	1,291
令和3年	31,452	4,745	28,462	6,628	1,105
令和4年	27,213	4,498	28,205	6,050	965



第5節 生活排水処理の課題

1. 浄化槽

現在、単独処理浄化槽の設置は原則禁止されていますが、既設の単独処理浄化槽が設置している世帯は、生活雑排水が流出していることから水質汚濁の原因になっています。

そのため、汲み取り式や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽又は公共下水道への接続を勧奨していく必要があります。

2. 処理施設の老朽化

し尿・浄化槽汚泥を処理する南部衛生センターについては、昭和51（1976）年3月に竣工以降、老朽化が進んでいましたが、現在新施設の建設を予定しています。

新施設は、竣工後30年間使用するものとしています。

第6節 将来予測

1. 生活排水処理形態別人口の予測

本市における生活排水処理形態別人口の予測を図表12-7に示します。

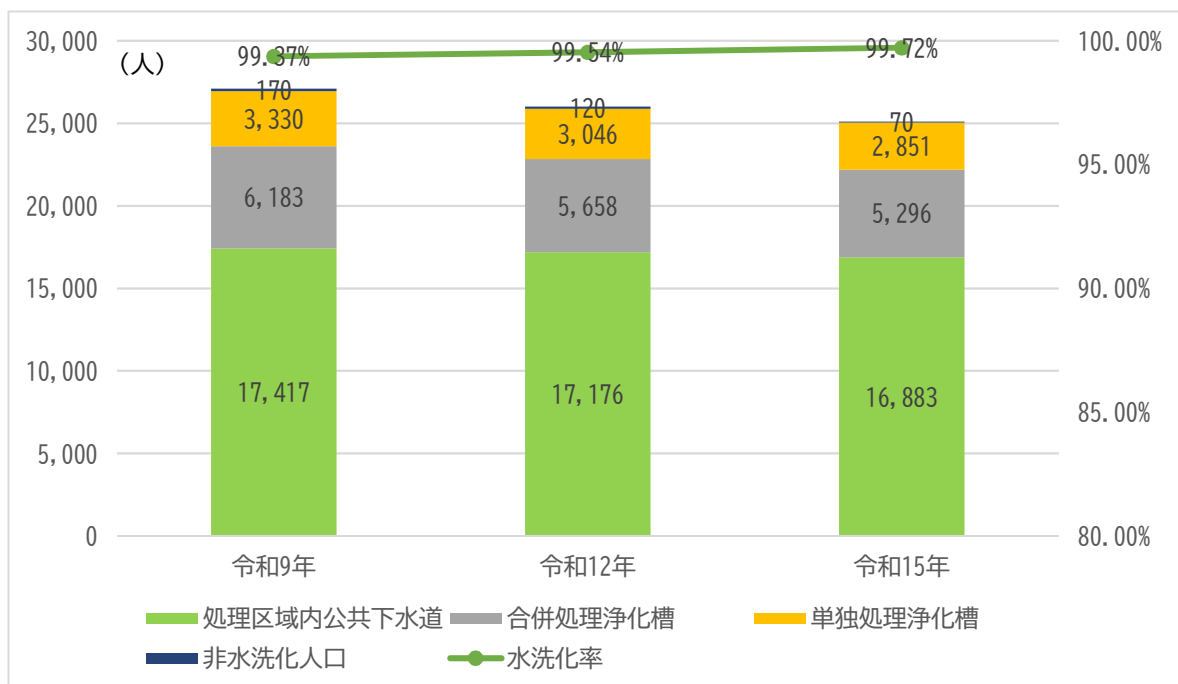
人口については、年々減少していくなかで、公共下水道への接続区域の拡大が図られ、それに伴い単独処理浄化槽及び汲み取り式の減少が考えられます。

また合併処理浄化槽につきましては、公共下水道の整備区域以外の世帯が単独処理浄化槽及び汲み取り式からの切り替えが進み、増加すると考えられます。

【図表12-7】生活排水処理形態別人口の予測

(人)

年	総人口	処理区域内公共下水道	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	水洗化人口	水洗化率	非水洗化人口
令和9年	27,100	17,417	6,183	3,330	26,930	99.37%	170
令和12年	26,000	17,176	5,658	3,046	25,880	99.54%	120
令和15年	25,100	16,883	5,296	2,851	25,030	99.72%	70



2. 生活排水処理の人口予測

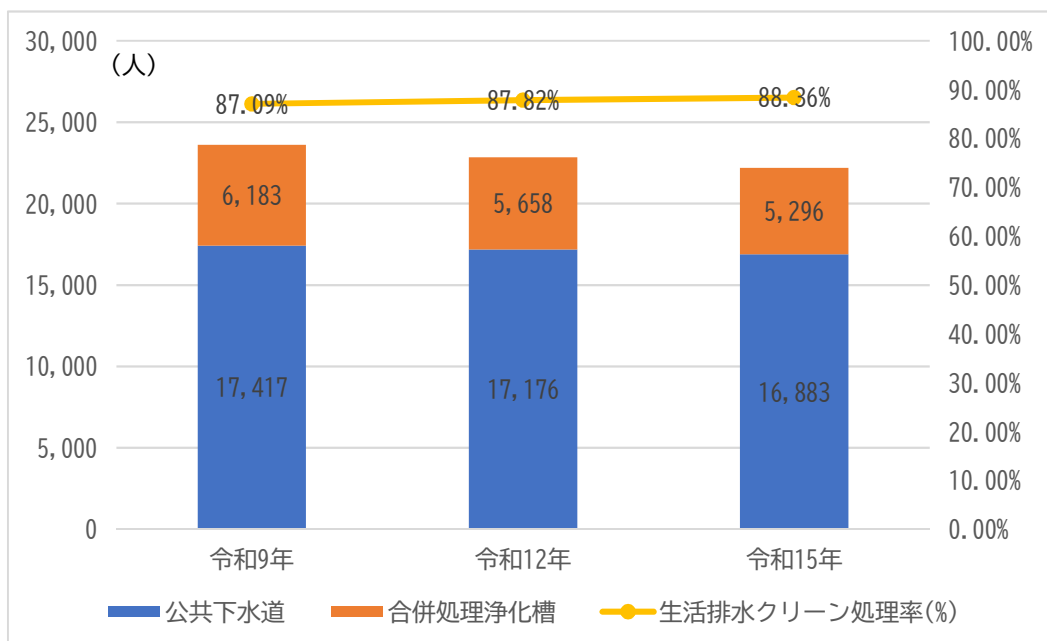
本市における生活排水処理人口の予測を図表1 2-8に示します。

公共下水道接続区域拡大及び合併処理浄化槽への切り替えが進むことが予測されるため、生活排水クリーン処理率においても年々増加することが考えられます。

【図表1 2-8】生活排水処理人口の予測

(人)

年	公共下水道	合併処理浄化槽	衛生処理人口	生活排水クリーン処理率(%)
令和9年	17,417	6,183	23,600	87.09%
令和12年	17,176	5,658	22,834	87.82%
令和15年	16,883	5,296	22,179	88.36%



3. し尿・浄化槽汚泥量の予測

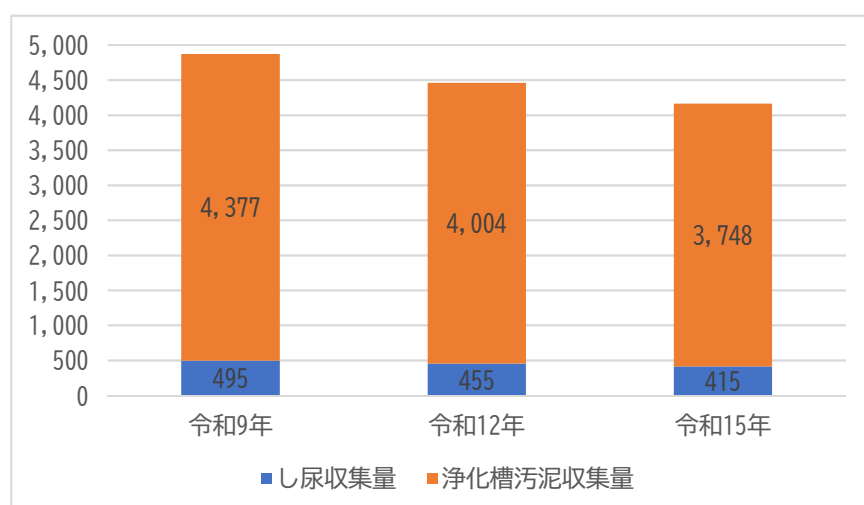
本市におけるし尿・浄化槽汚泥の予測を図表1 2-9に示します。

本市のし尿・浄化槽汚泥量は、下水道への接続や人口減少のため、減少傾向にあり、今後も減少していくものと考えられます。

【図表1 2-9】し尿・浄化槽汚泥量の予測

(k l)

年	し尿収集量	浄化槽汚泥収集量	処理量計
令和9年	495	4,377	4,872
令和12年	455	4,004	4,459
令和15年	415	3,748	4,163



第7節 生活排水処理の基本方針

1. 基本理念

本市は、山、川の豊富な自然に恵まれており、この自然環境と共に生活をしています。これまでに大きな公害発生源となる工場や事業所がなく、良好な生活環境が維持されてきました。

現在の自然環境を貴重な財産ととらえ、保全に向けた生活排水の適正処理が極めて重要であることを認識する必要があります。

よって、今後も快適な生活環境を確保し、河川等水環境を保全していくために、生活排水を適正に処理することは非常に重要であり、市民の水質保全に関する意識向上を図り、市民・事業者・行政が一体となった生活排水処理対策を推進し、水質の維持改善、自然環境の保全を図り、今ある資源環境を守り続ける必要があります。

以上の点を重視し、基本理念を以下のように設定します。

快適に暮らすための生活環境の充実

2. 基本方針

基本理念を実現するため、以下の基本方針を定めます。

基本方針① 公共下水道整備の推進

公共下水道事業認可区域内の生活排水は、原則として公共下水道により処理するものとし、その整備を推進していきます。

基本方針② 合併処理浄化槽の整備の推進

水環境保全に向け、非水洗化世帯については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への切り替えを推奨していきます。

基本方針③ 水環境保全に向けた維持管理の推進

市民・事業者・行政が三位一体となり、河川等の水質を保全するため、それぞれの役割を果たすための施策や地域との連携体制の整備を推進します。

第8節 達成目標

1. 生活排水処理目標

基本理念及び基本方針の達成に向け、公共下水道への接続及び合併処理浄化槽により処理を行うことを目標とし処理施設の整備を推進していきます。

公共下水道及び合併処理浄化槽による処理人口を衛生処理人口の増加に伴う、生活排水クリーン処理率の向上を目標とします。

生活排水クリーン処理率 = (公共下水道人口 + 合併処理浄化槽人口) / 市全人口

目標値：生活排水クリーン処理率

令和15年度までに88%以上

第9節 基本方針達成に向けた取り組み

基本方針① 公共下水道の整備

《行政》

- ・ 地域の状況に応じ、公共下水道整備
- ・ 接続可能な地域において、公共下水道接続の推進

《市民》

- ・ 公共下水道への優先的な接続検討
- ・ アパート等管理者の公共下水道への優先的な接続切り替え検討

基本方針② 合併処理浄化槽の整備の推進

《行政》

- ・ 公共下水道処理区域外における合併処理浄化槽への切り替え周知
- ・ 合併処理浄化槽設置補助金の周知

《市民》

- ・ 非水洗化世帯の合併処理浄化槽へ切り替えの検討

基本方針③ 水環境保全に向けた維持管理の推進

《行政》

- ・ 河川等の定期的な水質検査による監視
- ・ 市民及び事業者へ排水の適正処理の周知徹底

《市民》

- ・ 浄化槽の法定点検の受検
- ・ 各地区による水質向上に向けた河川清掃の実施
- ・ 市民相互による水質の監視

《事業者》

- ・ 水質保全を考慮した排水の適正処理の徹底

第10節 大規模災害時の対策

災害により発生した廃棄物については、「韮崎市地域防災計画」第1部第2章「発災後の応急対策計画」の第21節廃棄物処理対策において、「災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期復興を図る。」のもと、処理については、「市長が行うが、被害甚大で市で処理不可能の場合は、中北林務環境事務所に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する」と定められていることから、被災地域の安全と公衆衛生を確保しながら適切かつ円滑な処理に努めるものとします。

また、峡北広域行政事務組合及び収集運搬業者等との連携を密にし、発生後の迅速な対応ができる体制づくりを行い、処理施設が被災した場合、埋め立て処理を行う計画になっているため、処理方法などを盛り込んだマニュアル等の作成を行います。

第11節 基本計画

1. 生活排水処理の主体

本市における生活排水処理の主体及び生活排水関係施設の事業概要を下記に示します。

処理施設の種類	処理主体
公共下水道	本市・県
合併処理浄化槽	個人等
単独処理浄化槽	個人等
し尿処理施設	峡北広域行政事務組合

2. 生活排水関係施設の事業概要

本市における生活排水処理の主体及び生活排水関係施設の事業概要を下記に示します。

施設の種類	対象となる排水種類	施設整備規模	事業の進め方の特徴	対象地域	対象区域
公共下水道	し尿・生活雑排水・工場排水等	1万人以上	都市の市街地、団地、住宅等の人口密集地区において面整備を進める。	・規制都市の中心部 ・都市の宅地等の開発が進められている地域 ・流域下水道の幹線が敷設されている地域	主として市街地
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水		新規に開発される団地、新築建物等に設置する。また既存の住宅、建物の汲み取り便所、単独処理浄化槽を敷設替える。規模は設置者の事業に合わせて選択できる。	・公共下水道対象外の地区で 新築、増改築が行われる建物	公共下水道対象外の地区
単独処理浄化槽	し尿			(原則新規設置禁止)	(原則新規設置禁止)
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥				

3. 生活排水処理区域

生活排水を処理する区域は、本市の全域とし、公共下水道処理区域及びその他の区域とします。

4. 施設整備計画の概要

本市においては、公共下水道については、釜無川流域関連葦崎市公共下水道事業計画により、整備を進めてまいります。

5. 収集運搬計画

収集運搬の範囲は、現状と同様に行政区域内のうち、公共下水道への接続を完了していない世帯を対象とします。また、収集運搬の方法についても現状と同様に市の収集及び運搬許可を受けた業者が行うこととします。

6. 処理計画

処理の方法についても、現状と同様に適正処理を行うこととします。処理施設の老朽化に伴い、負荷が少なくなるようし尿・浄化槽汚泥を搬入する世帯ごと適正な処理を行うよう周知することとします。

菲崎市一般廃棄物処理基本計画
(令和6年度～令和15年度)

令和6年4月策定
菲崎市 市民生活課 生活環境担当